（別添１）

○社団医療法人の定款例（「医療法人制度について」（平成19年医政発第0330049号）別添１）の一部改正

（下線の部分は改正部分）

改正後		改正前	
社団医療法人の定款例	備考	社団医療法人の定款例	備考
医療法人○○会定款		医療法人○○会定款	
第１章　名称及び事務所		第１章　名称及び事務所	
第１条　本社団は、医療法人○○会と称する。		第１条　本社団は、医療法人○○会と称する。	
第２条　本社団は、事務所を○○県○○郡（市）○○町（村）○○番地に置く。	・事務所については、複数の事務所を有する場合は、すべてこれを記載し、かつ、主たる事務所を定めること。	第２条　本社団は、事務所を○○県○○郡（市）○○町（村）○○番地に置く。	・事務所については、複数の事務所を有する場合は、すべてこれを記載し、かつ、主たる事務所を定めること。
第２章　目的及び事業		第２章　目的及び事業	
第３条　本社団は、病院（診療所、介護老人保健施設）を経営し、科学的でかつ適正な医療（及び要介護者に対する看護、医学的管理下の介護及び必要な医療等）を普及することを目的とする。	・病院、診療所又は介護老人保健施設のうち、開設する施設を掲げる。（以下、第４条、第５条、第27条第３項及び第28条第５項において同じ。） ・介護老人保健施設のみを開設する医療法人については、「本社団は、介護老人保健施設を経営し、要介護者に対する看護、医学的管理下の介護及び必要な医療等を普及することを目的とする。」とする。	第３条　本社団は、病院（診療所、介護老人保健施設）を経営し、科学的でかつ適正な医療（及び疾病・負傷等により寝たきりの状態等にある老人に対し、看護、医学的管理下の介護及び必要な医療等）を普及することを目的とする。	・病院、診療所又は介護老人保健施設のうち、開設する施設を掲げる。（以下、第４条、第５条及び第18条において同じ。） ・介護老人保健施設のみを開設する医療法人については、「本社団は、介護老人保健施設を経営し、疾病・負傷等により寝たきりの状態等にある老人に対し、看護、医学的管理下の介護及び必要な医療等を普及することを目的とする。」とする。
第４条　本社団の開設する病院（診療所、介護老人保健施設）の名称及び開設場所は、次のとおりとする。 (1) ○○病院　○○県○○郡（市）○○町（村） (2) ○○診療所　○○県○○郡（市）○○町（村） (3) ○○園　○○県○○郡（市）○○町（村）		第４条　本社団の開設する病院（診療所、介護老人保健施設）の名称及び開設場所は、次のとおりとする。 (1) ○○病院　○○県○○郡（市）○○町（村） (2) ○○診療所　○○県○○郡（市）○○町（村） (3) ○○園　○○県○○郡（市）○○町（村）	
２　本社団が○○市（町、村）から指定管理者として指定を受けて管理する病院（診療所、介護老人保健施設）の名称及び開設場所は、次のとおりとする。	・本項には、地方自治法（昭和22年法律第67号）に基づいて行う指定管理者として管理する病院（診療	２　本社団が○○市（町、村）から指定管理者として指定を受けて管理する病院（診療所、介護老人保健施設）の名称及び開設場所は、次のとおりとする。	・本項には、地方自治法（昭和22年法律第67号）に基づいて行う指定管理者として管理する病院（診療

(1) ○○病院　○○県○○郡（市）○○町（村） (2) ○○診療所　○○県○○郡（市）○○町（村） (3) ○○園　○○県○○郡（市）○○町（村）	所、介護老人保健施設）の名称及び開設場所を掲げる。行わない場合には、掲げる必要はない。(以下、第27条第３項及び第28条第５項において同じ。)	(1) ○○病院　○○県○○郡（市）○○町（村） (2) ○○診療所　○○県○○郡（市）○○町（村） (3) ○○園　○○県○○郡（市）○○町（村）	所、介護老人保健施設）の名称及び開設場所を掲げる。行わない場合には、掲げる必要はない。(以下、第18条第３項及び第19条第５項において同じ。)
第５条　本社団は、前条に掲げる病院（診療所、介護老人保健施設）を経営するほか、次の業務を行う。 ○○看護師養成所の経営	・本条には、医療法（昭和23年法律第205号。以下「法」という。）第42条各号の規定に基づいて行う附帯業務を掲げる。行わない場合には、掲げる必要はない。	第５条　本社団は、前条に掲げる病院（診療所、介護老人保健施設）を経営するほか、次の業務を行う。 ○○看護師養成所の経営	・本条には、医療法（昭和23年法律第205号。以下「法」という。）第42条各号の規定に基づいて行う附帯業務を掲げる。行わない場合には、掲げる必要はない。
第３章　資産及び会計		(新設)	
第６条　本社団の資産は次のとおりとする。 (1) 設立当時の財産 (2) 設立後寄附された金品 (3) 事業に伴う収入 (4) その他の収入 ２　本社団の設立当時の財産目録は、主たる事務所において備え置くものとする。		(新設)	
第７条　本社団の資産のうち、次に掲げる財産を基本財産とする。 (1) ・・・ (2) ・・・ (3) ・・・ ２　基本財産は処分し、又は担保に供してはならない。ただし、特別の理由のある場合には、理事会及び社員総会の議決を経て、処分し、又は担保に供することができる。	・不動産、運営基金等重要な資産は、基本財産とすることが望ましい。	(新設)	(新設)
第８条　本社団の資産は、社員総会又は理事会で定めた方法によって、理事長が管理する。		(新設)	
第９条　資産のうち現金は、医業経営の実施のため確実な銀行又は信託会社に預け入れ若しくは信託し、又は国公債若しくは確実な有価証券に換え保管する。		(新設)	

第10条　本社団の収支予算は、毎会計年度開始前に理事会及び社員総会の議決を経て定める。		（新設）	
第11条　本社団の会計年度は、毎年４月１日に始まり翌年３月３１日に終る。	・任意に１年間を定めても差し支えない。（法第53条参照）	（新設）	（新設）
第12条　本社団の決算については、事業報告書、財産目録、貸借対照表及び損益計算書（以下「事業報告書等」という。）を作成し、監事の監査、理事会の承認及び社員総会の承認を受けなければならない。 ２　本社団は、事業報告書等、監事の監査報告書及び本社団の定款を事務所に備えて置き、社員又は債権者から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。		（新設）	
３　本社団は、毎会計年度終了後３月以内に、事業報告書等及び監事の監査報告書を○○県知事に届け出なければならない。	・２以上の都道府県の区域において病院、診療所又は介護老人保健施設を開設する医療法人については、主たる事務所の所在地の都道府県知事に届け出るものとする。		（新設）
第13条　決算の結果、剰余金を生じたとしても、配当してはならない。		（新設）	
第４章　社員		第３章　社員	
第14条　本社団の社員になろうとする者は、社員総会の承認を得なければならない。 ２　本社団は、社員名簿を備え置き、社員の変更があるごとに必要な変更を加えなければならない。		第６条　本社団の社員になろうとする者は、社員総会の承認を得なければならない。 ２　本社団は、社員名簿を備え置き、社員の変更があるごとに必要な変更を加えなければならない。	
第15条　社員は、次に掲げる理由によりその資格を失う。 (1) 除　名 (2) 死　亡 (3) 退　社 ２　社員であって、社員たる義務を履行せず本社団の定款に違反し又は品位を傷つける行為のあった者		第７条　社員は、次に掲げる理由によりその資格を失う。 (1) 除　名 (2) 死　亡 (3) 退　社 ２　社員であって、社員たる義務を履行せず本社団の定款に違反し又は品位を傷つける行為のあった者	

は、社員総会の議決を経て除名することができる。		は、社員総会の議決を経て除名することができる。	
第16条　やむを得ない理由のあるときは、社員はその旨を理事長に届け出て、退社することができる。	・退社について社員総会の承認の議決を要することとしても差し支えない。	第8条　やむを得ない理由のあるときは、社員はその旨を理事長に届け出て、その同意を得て退社することができる。	・退社について社員総会の承認の議決を要することとしても差し支えない。
第5章　社員総会		（新設）	
第17条　理事長は、定時社員総会を、毎年○回、○月に開催する。	・定時社員総会は、収支予算の決定と決算の決定のため年2回以上開催することが望ましい。	（新設）	（新設）
2　理事長は、必要があると認めるときは、いつでも臨時社員総会を招集することができる。			
3　理事長は、総社員の5分の1以上の社員から社員総会の目的である事項を示して臨時社員総会の招集を請求された場合には、その請求があった日から20日以内に、これを招集しなければならない。	・5分の1を下回る割合を定めることもできる。		（新設）
4　社員総会の招集は、期日の少なくとも5日前までに、その社員総会の目的である事項、日時及び場所を記載し、理事長がこれに記名した書面で社員に通知しなければならない。	・招集の通知は、定款で定めた方法により行う。書面のほか電子的方法によることも可。		（新設）
第18条　社員総会の議長は、社員の中から社員総会において選任する。		（新設）	
第19条　次の事項は、社員総会の議決を経なければならない。 (1) 定款の変更 (2) 基本財産の設定及び処分（担保提供を含む。） (3) 毎事業年度の事業計画の決定又は変更 (4) 収支予算及び決算の決定又は変更 (5) 重要な資産の処分 (6) 借入金額の最高限度の決定 (7) 社員の入社及び除名 (8) 本社団の解散 (9) 他の医療法人との合併若しくは分割に係る契約の締結又は分割計画の決定		（新設）	
2　その他重要な事項についても、社員総会の議決を			

経ることができる。			
第20条　社員総会は、総社員の過半数の出席がなければ、その議事を開き、決議することができない。 2　社員総会の議事は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、出席した社員の議決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。 3　前項の場合において、議長は、社員として議決に加わることができない。		（新設）	
第21条　社員は、社員総会において各１個の議決権及び選挙権を有する。		（新設）	
第22条　社員総会においては、あらかじめ通知のあった事項のほかは議決することができない。ただし、急を要する場合はこの限りではない。 2　社員総会に出席することのできない社員は、あらかじめ通知のあった事項についてのみ書面又は代理人をもって議決権及び選挙権を行使することができる。ただし、代理人は社員でなければならない。 3　代理人は、代理権を証する書面を議長に提出しなければならない。		（新設）	
第23条　社員総会の議決事項につき特別の利害関係を有する社員は、当該事項につきその議決権を行使できない。		（新設）	
第24条　社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。		（新設）	
第25条　社員総会の議事についての細則は、社員総会で定める。		（新設）	
（削除）		第４章資産及び会計	
（削除）		第９条　本社団の資産は次のとおりとする。 (1)　設立当時の財産	

		(2) 設立後寄附された金品 (3) 諸種の資産から生ずる果実 (4) 事業に伴う収入 (5) その他の収入 2　本社団の設立当時の財産目録は、主たる事務所において備え置くものとする。	
(削除)	(削除)	第 10 条　本社団の資産のうち、次に掲げる財産を基本財産とする。 (1) ・・・ (2) ・・・ (3) ・・・	・不動産、運営基金等重要な資産は、基本財産とすることが望ましい。
	(削除)	2　基本財産は処分し、又は担保に供してはならない。ただし、特別の理由のある場合には、理事会及び社員総会の議決を経て、処分し、又は担保に供することができる。	・社員総会のみの議決でよいこととしても差し支えないが、理事会の議決を経ることとすることが望ましい。(以下、第 13 条及び第 16 条において同じ。)
(削除)		第 11 条　本社団の資産は、社員総会で定めた方法によって、理事長が管理する。	
(削除)		第 12 条　資産のうち現金は、確実な銀行又は信託会社に預け入れ若しくは信託し、又は国公債若しくは確実な有価証券に換え保管するものとする。	
(削除)		第 13 条　本社団の収支予算は、毎会計年度開始前に理事会及び社員総会の議決を経て定める。	
(削除)	(削除)	第 14 条　本社団の会計年度は、毎年４月１日に始まり翌年３月３１日に終る。	・任意に１年間を定めても差し支えない。(法第 53 条参照)
(削除)		第 15 条　本社団の決算については、毎会計年度終了後２月以内に、事業報告書、財産目録、貸借対照表及び損益計算書（以下「事業報告書等」という。）を作成しなければならない。 2　本社団は、事業報告書等、監事の監査報告書及び本社団の定款を事務所に備えて置き、社員又は債権者から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。	

	（削除）	３　本社団は、毎会計年度終了後３月以内に、事業報告書等及び監事の監査報告書を○○県知事に届け出なければならない。	・２以上の都道府県の区域において病院、診療所又は介護老人保健施設を開設する医療法人については、主たる事務所の所在地の都道府県知事に届け出るものとする。
（削除） 第６章　役員		第16条　決算の結果、剰余金を生じたときは、理事会及び社員総会の議決を経てその全部又は一部を基本財産に繰り入れ、又は積立金として積み立てるものとし、配当してはならない。 第５章　役員	
第26条　本社団に、次の役員を置く。 (1) 理事　○名以上○名以内 うち理事長１名 (2) 監事　○名	・原則として、理事は３名以上置かなければならない。都道府県知事の認可を受けた場合には、１名又は２名でも差し支えない。(法第46条の５第１項参照）なお、理事を１名又は２名置くこととした場合でも、社員は３名以上置くことが望ましい。	第17条　本社団に、次の役員を置く。 (1) 理事　○名以上○名以内 うち理事長１名 (2) 監事　○名	・原則として、理事は３名以上置かなければならない。都道府県知事の認可を受けた場合には、１名又は２名でも差し支えない。（法第46条の２参照）なお、理事を１名又は２名置くこととした場合でも、社員は３名以上置くことが望ましい。
第27条　理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。 ２　理事長は、理事会において、理事の中から選出する。		第18条　理事及び監事は、社員総会において選任する。 ２　理事長は、理事の互選によって定める。	
３　本社団が開設（指定管理者として管理する場合を含む。）する病院（診療所、介護老人保健施設）の管理者は、必ず理事に加えなければならない。	・病院、診療所又は介護老人保健施設を２以上開設する場合において、都道府県知事（２以上の都道府県の区域において病院、診療所又は介護老人保健施設を開設する医療法人については主たる事務所の所在地の都道府県知事）の認可を受けた場合は、管理者（指定管理者として管理する病院等の管理者を除く。）の一部を理事に加えないことができる。(法第46条の５第６項参照)	３　本社団が開設（指定管理者として管理する場合を含む。）する病院（診療所、介護老人保健施設）の管理者は、必ず理事に加えなければならない。	・病院、診療所又は介護老人保健施設を２以上開設する場合において、都道府県知事（２以上の都道府県の区域において病院、診療所又は介護老人保健施設を開設する医療法人については主たる事務所の所在地の都道府県知事）の認可（以下、第31条において同じ。）を受けた場合は、管理者（指定管理者として管理する病院等の管理者を除く。）の一部を理事に加えないことができる。(法第47条参照)
４　前項の理事は、管理者の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。	・理事の職への再任を妨げるものではない。	４　前項の理事は、管理者の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。	・理事の職への再任を妨げるものではない。

5　理事又は監事のうち、その定数の５分の１を超える者が欠けたときは、１月以内に補充しなければならない。		5　理事又は監事のうち、その定数の５分の１を超える者が欠けたときは、１月以内に補充しなければならない。	
第 28 条　理事長は本社団を代表し、本社団の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。		第 19 条　理事長のみが本社団を代表する。	
2　理事長は、本社団の業務を執行し、 （例１）３箇月に１回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。 （例２）毎事業年度に４箇月を超える間隔で２回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。	・この報告は、現実に開催された理事会において行わなければならず、報告を省略することはできない。	2　理事長は本社団の業務を総理する。	（新設）
3　理事長に事故があるときは、理事長があらかじめ定めた順位に従い、理事がその職務を行う。		3　理事は、本社団の常務を処理し、理事長に事故があるときは、理事長があらかじめ定めた順位に従い、理事がその職務を行う。	
4　監事は、次の職務を行う。 (1) 本社団の業務を監査すること。 (2) 本社団の財産の状況を監査すること。 (3) 本社団の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後３月以内に社員総会及び理事会に提出すること。 (4) 第１号又は第２号による監査の結果、本社団の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくはこの定款に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを〇〇県知事、社員総会又は理事会に報告すること。 (5) 第４号の報告をするために必要があるときは、社員総会を招集すること。 (6) 理事が社員総会に提出しようとする議案、書類、その他の資料を調査し、法令若しくはこの定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を社員総会に報告すること。		4　監事は、次の職務を行う。 (1) 本社団の業務を監査すること。 (2) 本社団の財産の状況を監査すること。 (3) 本社団の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後３月以内に社員総会又は理事に提出すること。 (4) 第１号又は第２号による監査の結果、本社団の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくはこの定款に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを〇〇県知事又は社員総会に報告すること。 (5) 第４号の報告をするために必要があるときは、社員総会を招集すること。 (6) 本社団の業務又は財産の状況について、理事に対して意見を述べること。	
5　監事は、本社団の理事又は職員（本社団の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（指定管理者として管理する病院等を含む。）の管理者その他の職員を含む。）を兼ねてはならない。		5　監事は、本社団の理事又は職員（本社団の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（指定管理者として管理する病院等を含む。）の管理者その他の職員を含む。）を兼ねてはならない。	

第29条　役員の任期は２年とする。ただし、再任を妨げない。 ２　補欠により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。 ３　役員は、第26条に定める員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。		第20条　役員の任期は２年とする。ただし、再任を妨げない。 ２　補欠により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。 ３　役員は、任期満了後といえども、後任者が就任するまでは、その職務を行うものとする。	
第30条　役員は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事の解任の決議は、出席した社員の議決権の３分の２以上の賛成がなければ、決議することができない。	・３分の２を上回る割合を定めることもできる。	（新設）	（新設）
第31条　役員の報酬等は、 （例１）社員総会の決議によって別に定めるところにより支給する。 （例２）理事及び監事について、それぞれの総額が、〇〇円以下及び〇〇円以下で支給する。 （例３）理事長〇円、理事〇円、監事〇円とする。	・役員の報酬等について、定款にその額を定めていないときは、社員総会の決議によって定める必要がある。 ・定款又は社員総会の決議において理事の報酬等の「総額」を定める場合、各理事の報酬等の額はその額の範囲内で理事会の決議によって定めることも差し支えない。ただし、監事が２人以上あるときに監事の報酬等の「総額」を定める場合は、各監事の報酬等は、その額の範囲内で監事の協議によって定める。また、「総額」を上回らなければ、再度、社員総会で決議することは必ずしも必要ではない。	（新設）	（新設） （新設）
第32条　理事は、次に掲げる取引をしようとする場合には、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。 (1) 自己又は第三者のためにする本社団の事業の部類に属する取引 (2) 自己又は第三者のためにする本社団との取引 (3) 本社団がその理事の債務を保証することその他		（新設）	

その理事以外の者との間における本社団とその理事との利益が相反する取引 2　前項の取引をした理事は、その取引後、遅滞なく、その取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。			
第33条　本社団は、役員が任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令に規定する額を限度として、理事会の決議により免除することができる。 2　本社団は、役員との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任について、当該役員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときに、損害賠償責任の限定契約を締結することができる。ただし、その責任の限度額は、○円以上で本社団があらかじめ定めた額と法令で定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。	・本条を規定するか否かは任意。	（新設）	（新設）
第7章　理事会		（新設）	
第34条　理事会は、すべての理事をもって構成する。		（新設）	
第35条　理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。 (1) 本社団の業務執行の決定 (2) 理事の職務の執行の監督 (3) 理事長の選出及び解職 (4) 重要な資産の処分及び譲受けの決定 (5) 多額の借財の決定 (6) 重要な役割を担う職員の選任及び解任の決定 (7) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止の決定		（新設）	
第36条　理事会は、 （例1）各理事が招集する。 （例2）理事長（又は理事会で定める理事）が招集する。この場合、理事長（又は理事会で定める理事）が欠けたとき又は理事長（理事会で定める理事）に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。	・原則、各理事が理事会を招集するが、理事会を招集する理事を定款又は理事会で定めることができる。	（新設）	（新設）

2　理事長（又は理事会で定める理事、又は各理事）は、必要があると認めるときは、いつでも理事会を招集することができる。			
3　理事会の招集は、期日の１週間前までに、各理事及び各監事に対して理事会を招集する旨の通知を発しなければならない。	・１週間を下回る期間を定めることもできる。		（新設）
4　前項にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催できる。			
第37条　理事会の議長は、理事長とする。		（新設）	
第38条　理事会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、議決事項について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。	・過半数を上回る割合を定めることもできる。	（新設）	（新設）
2　前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について特別の利害関係を有する理事を除く理事全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事がその提案について異議を述べたときはこの限りでない。	・本項を規定するか否かは任意。		（新設）
第39条　理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。		（新設）	
2　理事会に出席した理事及び監事は、前項の議事録に署名し、又は記名押印する。	・署名し、又は記名押印する者を、理事会に出席した理事長及び監事とすることも可。		（新設）
第40条　理事会の議事についての細則は、理事会で定める。		（新設）（・第30条第２項参照）	
（削除）		第６章　会議	
（削除）	（削除）	第21条　会議は、社員総会及び理事会の２つとし、社員総会はこれを定時総会と臨時総会に分ける。	・定時総会は、場合によっては年１回の開催としても差し支えないが、収支予算の決定と決算の決定のため年２回開催することが望ま
（削除）		第22条　定時総会は、毎年○回、○月に開催する。	

			しい。
（削除）		第23条　理事長は、必要があると認めるときは、いつでも臨時総会及び理事会を招集することができる。 ２　社員総会の議長は、社員総会において選任し、理事会の議長は、理事長をもってあてる。	
	（削除）	３　理事長は、総社員の５分の１以上の社員から会議に付議すべき事項を示して臨時総会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から２０日以内に、これを招集しなければならない。 ４　理事会を構成する理事の３分の１以上から連名をもって理事会の目的たる事項を示して請求があったときは、理事長は理事会を招集しなければならない。	・総社員の５分の１の割合については、これを下回る割合を定めることができる。
（削除）		第24条　次の事項は、社員総会の議決を経なければならない。 (1) 定款の変更 (2) 基本財産の設定及び処分（担保提供を含む。） (3) 毎事業年度の事業計画の決定及び変更 (4) 収支予算及び決算の決定 (5) 剰余金又は損失金の処理 (6) 借入金額の最高限度の決定 (7) 社員の入社及び除名 (8) 本社団の解散 (9) 他の医療法人との合併契約の締結 (10) その他重要な事項	
（削除）		第25条　社員総会は、総社員の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。 ２　社員総会の議事は、出席した社員の議決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。 ３　前項の場合において、議長は、社員として議決に加わることができない。	
（削除）		第26条　社員総会の招集は、期日の少なくとも５日前までに会議の目的である事項、日時及び場所を記	

		載し、理事長がこれに記名した書面で社員に通知しなければならない。 2　社員総会においては、前項の規定によってあらかじめ通知した事項のほか議決することができない。ただし、急を要する場合はこの限りではない。	
（削除）		第27条　社員は、社員総会において1個の議決権及び選挙権を有する。	
（削除）		第28条　社員は、あらかじめ通知のあった事項についてのみ書面又は代理人をもって議決権及び選挙権を行使することができる。ただし、代理人は社員でなければならない。 2　代理人は、代理権を証する書面を議長に提出しなければならない。	
（削除）		第29条　会議の議決事項につき特別の利害関係を有する者は、当該事項につきその議決権を行使できない。	
（削除）		第30条　社員総会の議事についての細則は、社員総会で定める。 2　理事会の議事についての細則は、理事会で定める。	
第8章　定款の変更		第7章　定款の変更	
第41条　この定款は、社員総会の議決を経、かつ、〇〇県知事の認可を得なければ変更することができない。		第31条　この定款は、社員総会の議決を経、かつ、〇〇県知事の認可を得なければ変更することができない。	
第9章　解散、合併及び分割		第8章　解散及び合併	
第42条　本社団は、次の事由によって解散する。 (1) 目的たる業務の成功の不能 (2) 社員総会の決議 (3) 社員の欠亡 (4) 他の医療法人との合併		第32条　本社団は、次の事由によって解散する。 (1) 目的たる業務の成功の不能 (2) 社員総会の決議 (3) 社員の欠亡 (4) 他の医療法人との合併	

(5) 破産手続開始の決定 (6) 設立認可の取消し 2　本社団は、総社員の４分の３以上の賛成がなければ、前項第２号の社員総会の決議をすることができない。 3　第１項第１号又は第２号の事由により解散する場合は、〇〇県知事の認可を受けなければならない。		(5) 破産手続開始の決定 (6) 設立認可の取消し 2　本社団は、総社員の４分の３以上の賛成がなければ、前項第２号の社員総会の決議をすることができない。 3　第１項第１号又は第２号の事由により解散する場合は、〇〇県知事の認可を受けなければならない。	
第 43 条　本社団が解散したときは、合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除き、理事がその清算人となる。ただし、社員総会の議決によって理事以外の者を選任することができる。 2　清算人は、社員の欠亡による事由によって本社団が解散した場合には、〇〇県知事にその旨を届け出なければならない。 3　清算人は、次の各号に掲げる職務を行い、又、当該職務を行うために必要な一切の行為をすることができる。 (1) 現務の結了 (2) 債権の取立て及び債務の弁済 (3) 残余財産の引渡し		第 33 条　本社団が解散したときは、合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除き、理事がその清算人となる。ただし、社員総会の議決によって理事以外の者を選任することができる。 2　清算人は、社員の欠亡による事由によって本社団が解散した場合には、〇〇県知事にその旨を届け出なければならない。 3　清算人は、次の各号に掲げる職務を行い、又、当該職務を行うために必要な一切の行為をすることができる。 (1) 現務の結了 (2) 債権の取立て及び債務の弁済 (3) 残余財産の引渡し	
第 44 条　本社団が解散した場合の残余財産は、合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除き、次の者から選定して帰属させるものとする。 (1) 国 (2) 地方公共団体 (3) 医療法第 31 条に定める公的医療機関の開設者 (4) 都道府県医師会又は郡市区医師会（一般社団法人又は一般財団法人に限る。） (5) 財団たる医療法人又は社団たる医療法人であって持分の定めのないもの		第 34 条　本社団が解散した場合の残余財産は、合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除き、次の者から選定して帰属させるものとする。 (1) 国 (2) 地方公共団体 (3) 医療法第 31 条に定める公的医療機関の開設者 (4) 都道府県医師会又は郡市区医師会（一般社団法人又は一般財団法人に限る。） (5) 財団医療法人又は社団医療法人であって持分の定めのないもの	
第 45 条　本社団は、総社員の同意があるときは、〇〇県知事の認可を得て、他の社団たる医療法人又は財団たる医療法人と合併することができる。		第 35 条　本社団は、総社員の同意があるときは、〇〇県知事の認可を得て、他の社団医療法人又は財団医療法人と合併することができる。	

第46条　本社団は、総社員の同意があるときは、○○県知事の認可を得て、分割することができる。 第１０章　雑則 第47条　本社団の公告は、 （例１）官報に掲載する方法 （例２）○○新聞に掲載する方法 （例３）電子公告（ホームページ） によって行う。 （例３の場合） ２　事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報（又は○○新聞）に掲載する方法によって行う。 第48条　この定款の施行細則は、理事会及び社員総会の議決を経て定める。 附　則 本社団設立当初の役員は、次のとおりとする。 理事長　○　○　○　○ 理　事　○　○　○　○ 同　○　○　○　○ 同　○　○　○　○ 同　○　○　○　○ 同　○　○　○　○ 同　○　○　○　○ 監　事　○　○　○　○ 同　○　○　○　○	・法第44条第４項参照。	（新設） 第９章　雑則 第36条　本社団の公告は、官報（及び○○新聞）によって行う。 第37条　この定款の施行細則は、理事会及び社員総会の議決を経て定める。 附　則 本社団設立当初の役員は、次のとおりとする。 理事長　○　○　○　○ 理　事　○　○　○　○ 同　○　○　○　○ 同　○　○　○　○ 同　○　○　○　○ 同　○　○　○　○ 同　○　○　○　○ 監　事　○　○　○　○ 同　○　○　○　○	・法第44条第４項参照。

（別添２）

○財団医療法人の寄附行為例（「医療法人制度について」（平成19年医政発第0330049号）別添２）の一部改正

（下線の部分は改正部分）

改正後		改正前	
財団医療法人の寄附行為例	備考	財団医療法人の寄附行為例	備考
医療法人○○会寄附行為		医療法人○○会寄附行為	
第１章　名称及び事務所		第１章　名称及び事務所	
第１条　本財団は、医療法人○○会と称する。		第１条　本財団は、医療法人○○会と称する。	
第２条　本財団は、事務所を○○県○○郡（市）○○町（村）○○番地に置く。	・事務所については、複数の事務所を有する場合は、すべてこれを記載し、かつ、主たる事務所を定めること。	第２条　本財団は、事務所を○○県○○郡（市）○○町（村）○○番地に置く。	・事務所については、複数の事務所を有する場合は、すべてこれを記載し、かつ、主たる事務所を定めること。
第２章　目的及び事業		第２章　目的及び事業	
第３条　本財団は、病院（診療所、介護老人保健施設）を経営し、科学的でかつ適正な医療（及び要介護者に対する看護、医学的管理下の介護及び必要な医療等）を普及することを目的とする。	・病院、診療所又は介護老人保健施設のうち、開設する施設を掲げる。（以下、第４条、第５条、第26条第３項及び第27条第５項において同じ。） ・介護老人保健施設のみを開設する医療法人については、「本財団は、介護老人保健施設を経営し、要介護者に対する看護、医学的管理下の介護及び必要な医療等を普及することを目的とする。」とする。	第３条　本財団は、病院（診療所、介護老人保健施設）を経営し、科学的でかつ適正な医療（及び疾病・負傷等により寝たきりの状態等にある老人に対し、看護、医学的管理下の介護及び必要な医療等）を普及することを目的とする。	・病院、診療所又は介護老人保健施設のうち、開設する施設を掲げる。（以下、第４条、第５条及び第16条において同じ。） ・介護老人保健施設のみを開設する医療法人については、「本財団は、介護老人保健施設を経営し、疾病・負傷等により寝たきりの状態等にある老人に対し、看護、医学的管理下の介護及び必要な医療等を普及することを目的とする。」とする。
第４条　本財団の開設する病院（診療所、介護老人保健施設）の名称及び開設場所は、次のとおりとする。 (1) ○○病院　○○県○○郡（市）○○町（村） (2) ○○診療所　○○県○○郡（市）○○町（村） (3) ○○園　○○県○○郡（市）○○町（村）		第４条　本財団の開設する病院（診療所、介護老人保健施設）の名称及び開設場所は、次のとおりとする。 (1) ○○病院　○○県○○郡（市）○○町（村） (2) ○○診療所　○○県○○郡（市）○○町（村） (3) ○○園　○○県○○郡（市）○○町（村）	
２　本財団が○○市（町、村）から指定管理者として指定を受けて管理する病院（診療所、介護老人保健	・本項には、地方自治法（昭和22年法律第67号）に基づいて行う指定	２　本財団が○○市（町、村）から指定管理者として指定を受けて管理する病院（診療所、介護老人保健	・本項には、地方自治法（昭和22年法律第67号）に基づいて行う指定

施設）の名称及び開設場所は、次のとおりとする。 (1) ○○病院　○○県○○郡（市）○○町（村） (2) ○○診療所　○○県○○郡（市）○○町（村） (3) ○○園　○○県○○郡（市）○○町（村）	管理者として管理する病院（診療所、介護老人保健施設）の名称及び開設場所を掲げる。行わない場合には、掲げる必要はない。(以下、第26条第３項及び第27条第５項において同じ。)	施設）の名称及び開設場所は、次のとおりとする。 (1) ○○病院　○○県○○郡（市）○○町（村） (2) ○○診療所　○○県○○郡（市）○○町（村） (3) ○○園　○○県○○郡（市）○○町（村）	管理者として管理する病院（診療所、介護老人保健施設）の名称及び開設場所を掲げる。行わない場合には、掲げる必要はない。(以下、第15条第３項及び第16条第５項において同じ。)
第５条　本財団は、前条に掲げる病院（診療所、介護老人保健施設）を経営するほか、次の業務を行う。 ○○看護師養成所の経営	・本条には、医療法（昭和23年法律第205号。以下「法」という。）第42条各号の規定に基づいて行う附帯業務を掲げる。行わない場合には、掲げる必要はない。	第５条　本財団は、前条に掲げる病院（診療所、介護老人保健施設）を経営するほか、次の業務を行う。 ○○看護師養成所の経営	・本条には、医療法（昭和23年法律第205号。以下「法」という。）第42条各号の規定に基づいて行う附帯業務を掲げる。行わない場合には、掲げる必要はない。
第３章　資産及び会計		第３章　資産及び会計	
第６条　本財団の資産は次のとおりとする。 (1) 設立当時の財産 (2) 設立後寄附された金品 （削除） (3) 事業に伴う収入 (4) その他の収入 ２　本財団の設立当時の財産目録は、主たる事務所において備え置くものとする。		第６条　本財団の資産は次のとおりとする。 (1) 設立当時の財産 (2) 設立後寄附された金品 (3) 諸種の資産から生ずる果実 (4) 事業に伴う収入 (5) その他の収入 ２　本財団の設立当時の財産目録は、主たる事務所において備え置くものとする。	
第７条　本財団の資産のうち、次に掲げる財産を基本財産とする。 (1) 前条第１項第１号の財産中の不動産及び金○○万円 (2) 基本財産に編入すべきものとして指定された寄附金品 （削除）	・不動産、運営基金等重要な資産は、基本財産とすることが望ましい。	第７条　本財団の資産のうち、次に掲げる財産を基本財産とする。 (1) 前条第１項第１号の財産中の不動産及び金○○万円 (2) 基本財産に編入すべきものとして指定された寄附金品 (3) 前２号に掲げる財産から生ずる果実	・不動産、運営基金等重要な資産は、基本財産とすることが望ましい。
２　基本財産は処分し、又は担保に供してはならない。ただし、特別の理由のある場合には、理事会の議決を経て、処分し、又は担保に供することができる。		２　基本財産は処分し、又は担保に供してはならない。ただし、特別の理由のある場合には、理事会の議決を経て、処分し、又は担保に供することができる。	・理事会及び評議員会の議決を経ることとしても差し支えない。（以下、第８条、第10条、第13条及び第34条において同じ。）
第８条　本財団の資産は、理事会で定めた方法によって、理事長が管理する。		第８条　本財団の資産は、理事会の議決を経て定めた方法によって、理事長が管理する。	
第９条　資産のうち現金は、医業経営の実施のため確		第９条　資産のうち現金は、確実な銀行又は信託会社	

実な銀行又は信託会社に預け入れ、若しくは信託し、又は国公債若しくは確実な有価証券に換え保管する。		に預け入れ、若しくは信託し、又は国公債若しくは確実な有価証券に換え保管するものとする。	
第10条　本財団の収支予算は、毎会計年度開始前に理事会の議決を経て定める。		第10条　本財団の収支予算は、毎会計年度開始前に理事会の議決を経て定める。	
第11条　本財団の会計年度は、毎年４月１日に始まり翌年３月３１日に終る。	・任意に１年間を定めても差し支えない。（法第53条参照）	第11条　本財団の会計年度は、毎年４月１日に始まり翌年３月３１日に終る。	・任意に１年間を定めても差し支えない。（法第53条参照）
第12条　本財団の決算については、事業報告書、財産目録、貸借対照表及び損益計算書（以下「事業報告書等」という。）を作成し、監事の監査、理事会の承認及び評議員会の承認を受けなければならない。		第12条　本財団の決算については、毎会計年度終了後２月以内に、事業報告書、財産目録、貸借対照表及び損益計算書（以下「事業報告書等」という。）を作成しなければならない。	
２　本財団は、事業報告書等、監事の監査報告書及び本財団の寄附行為を事務所に備えて置き、評議員又は債権者から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。		２　本財団は、事業報告書等、監事の監査報告書及び本財団の寄附行為を事務所に備えて置き、評議員又は債権者から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。	
３　本財団は、毎会計年度終了後３月以内に、事業報告書等及び監事の監査報告書を〇〇県知事に届け出なければならない。	・２以上の都道府県の区域において病院、診療所又は介護老人保健施設を開設する医療法人については、主たる事務所の所在地の都道府県知事に届け出るものとする。	３　本財団は、毎会計年度終了後３月以内に、事業報告書等及び監事の監査報告書を〇〇県知事に届け出なければならない。	・２以上の都道府県の区域において病院、診療所又は介護老人保健施設を開設する医療法人については、主たる事務所の所在地の都道府県知事に届け出るものとする。
第13条　決算の結果、剰余金を生じたとしても、配当してはならない。		第13条　決算の結果、剰余金を生じたときは、理事会の議決を経て、その全部又は一部を基本財産に繰り入れ、又は積立金として積み立てるものとし、配当してはならない。	
第４章　評議員		（新設）	
第14条　本財団に、評議員〇名以上〇名以内を置く。	・評議員は理事の定数を超える数とする。ただし、都道府県知事の認可を受け理事が１人又は２人の場合にあっては、３人以上とする。	（新設）	（新設）
第15条　評議員は、次に掲げる者から理事会において選任した者につき、理事長が委嘱する。		（新設）	

(1) 医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者 (2) 病院、診療所又は介護老人保健施設の経営に関して識見を有する者 (3) 医療を受ける者 (4) 本財団の評議員として特に必要と認められる者 2　評議員は、役員又は職員を兼ねることはできない。			
第５章　評議員会		（新設）	
第 16 条　理事長は、定時評議員会を、毎年○回、○月に開催する。 2　理事長は、必要があると認めるときは、いつでも臨時評議員会を招集することができる。		（新設）	
3　理事長は、総評議員の５分の１以上の評議員から評議員会の目的である事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求があった日から２０日以内に、これを招集しなければならない。	・５分の１の割合については、これを下回る割合を定めることができる。		（新設）
4　評議員会の招集は、期日の少なくとも５日前までに、その評議員会の目的である事項、日時及び場所を記載し、理事長がこれに記名した書面で評議員に通知しなければならない。	・招集の通知は、寄附行為で定めた方法により行う。書面のほか電子的方法によることも可。		（新設）
第 17 条　評議員会の議長は、評議員の互選によって定める。		（新設）	
第 18 条　次の事項は、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。 (1) 寄附行為の変更 (2) 基本財産の設定及び処分（担保提供を含む。） (3) 毎事業年度の事業計画の決定又は変更 (4) 収支予算及び決算の決定又は変更 (5) 重要な資産の処分 (6) 借入金額の最高限度の決定 (7) 本財団の解散 (8) 他の医療法人との合併若しくは分割に係る契	・本事項は評議員の議決を要するものとすることができる。（法第 46 条の４の５参照）	（新設）	（新設）

約の締結又は分割計画の決定 2　その他重要な事項についても、評議員会の意見を聴くことができる。			
第19条　評議員会は、総評議員の過半数の出席がなければ、その議事を開き、決議することができない。 2　評議員会の議事は、法令又はこの寄附行為に別段の定めがある場合を除き、出席した評議員の議決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。 3　前項の場合において、議長は、評議員として議決に加わることができない。		（新設）	
第20条　評議員は、評議員会において１個の議決権及び選挙権を有する。		（新設）	
第21条　評議員会においては、あらかじめ通知のあった事項のほかは議決することができない。ただし、急を要する場合はこの限りではない。		（新設）	
第22条　評議員会の議決事項につき特別の利害関係を有する評議員は、当該事項につきその議決権を行使できない。		（新設）	
第23条　評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。		（新設）	
第24条　評議員会の議事についての細則は、評議員会で定める。		（新設）	
第６章　役員		第４章　役員及び評議員	
第25条　本財団に、次の役員を置く。 (1) 理事　○名以上○名以内 うち理事長１名 (2) 監事　○名	・原則として、理事は３名以上置かなければならない。都道府県知事の認可を受けた場合には、１名又は２名でも差し支えない。（法第46条の５第１項参照）	第14条　本財団に、次の役員及び評議員を置く。 (1) 理　事　○名以上○名以内 うち理 事 長１名 (2) 監　事　○名 (3) 評議員　○名以上○名以内	・原則として、理事は３名以上、評議員は理事の定数を超える数を置かなければならない。理事は、都道府県知事の認可を受けた場合には、１名又は２名でも差し支えない。（法第46条の２参照）

第26条　理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。 2　理事長は、理事会において、理事の中から選出する。		第15条　理事及び監事は評議員会において選任する。 2　理事長は、理事の互選によって定める。	
3　本財団が開設（指定管理者として管理する場合を含む。）する病院（診療所、介護老人保健施設）の管理者は、必ず理事に加えなければならない。	・病院、診療所又は介護老人保健施設を２以上開設する場合において、都道府県知事（２以上の都道府県の区域において病院、診療所又は介護老人保健施設を開設する医療法人については主たる事務所の所在地の都道府県知事）の認可を受けた場合は、管理者（指定管理者として管理する病院等の管理者を除く。）の一部を理事に加えないことができる。（法第46条の５第６項参照）	3　本財団が開設（指定管理者として管理する場合を含む。）する病院（診療所、介護老人保健施設）の管理者は、必ず理事に加えなければならない。	・病院、診療所又は介護老人保健施設を２以上開設する場合において、都道府県知事（２以上の都道府県の区域において病院、診療所又は介護老人保健施設を開設する医療法人については主たる事務所の所在地の都道府県知事の認可（以下、第29条において同じ。）を受けた場合は、管理者（指定管理者として管理する病院等の管理者を除く。）の一部を理事に加えないことができる。（法第47条参照）
4　前項の理事は、管理者の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。	・理事の職への再任を妨げるものではない。	4　前項の理事は、管理者の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。	・理事の職への再任を妨げるものではない。
5　理事又は監事のうち、その定数の５分の１を超える者が欠けたときは、１月以内に補充しなければならない。		5　理事又は監事のうち、その定数の５分の１を超える者が欠けたときは、１月以内に補充しなければならない。	
第27条　理事長は本財団を代表し、本財団の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。		第16条　理事長のみが本財団を代表する。	
2　理事長は、医療法人の業務を執行し、 （例１）３箇月に１回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。 （例２）毎事業年度に４箇月を超える間隔で２回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。	・この報告は、現実に開催された理事会において行わなければならず、報告を省略することはできない。	2　理事長は本財団の業務を総理する。	
3　理事長に事故があるときは、理事長があらかじめ定めた順位に従い、理事がその職務を行う。		3　理事は、本財団の常務を処理し、理事長に事故があるときは、理事長があらかじめ定めた順位に従い、理事がその職務を行う。	
4　監事は、次の職務を行う。 (1) 本財団の業務を監査すること。 (2) 本財団の財産の状況を監査すること。 (3) 本財団の業務又は財産の状況について、毎会計		4　監事は、次の職務を行う。 (1) 本財団の業務を監査すること。 (2) 本財団の財産の状況を監査すること。 (3) 本財団の業務又は財産の状況について、毎会計	

年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後３月以内に評議員会及び理事会に提出すること。 (4) 第１号又は第２号による監査の結果、本財団の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくはこの寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを○○県知事、評議員会又は理事会に報告すること。 (5) 第４号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して評議員会の招集を請求すること。 (6) 理事が評議員会に提出しようとする議案、書類、その他の資料を調査し、法令若しくはこの寄附行為に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を評議員会に報告すること。 5 監事は、本財団の理事又は職員（本財団の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（指定管理者として管理する病院等を含む。）の管理者その他の職員を含む。）を兼ねてはならない。 （削除） 第 28 条 役員の任期は２年とする。ただし、再任を妨げない。 2 補欠により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。 3 役員は、第 25 条に定める員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。		年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後３月以内に理事に提出すること。 (4) 第１号又は第２号による監査の結果、本財団の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくはこの寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを○○県知事又は評議員会に報告すること。 (5) 第４号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して評議員会の招集を請求すること。 (6) 本財団の業務又は財産の状況について、理事に対して意見を述べること。 5 監事は、本財団の理事、評議員又は職員（本財団の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（指定管理者として管理する病院等を含む。）の管理者その他の職員を含む。）を兼ねてはならない。 第 17 条 評議員は、次に掲げる者から理事会において推薦した者につき、理事長が委嘱する。 (1) 医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者 (2) 病院、診療所又は介護老人保健施設の経営に関して識見を有する者 (3) 医療を受ける者 (4) 本財団の評議員として特に必要と認められる者 2 評議員は、役員を兼ねることはできない。 第 18 条 役員の任期は２年とする。ただし、再任を妨げない。 2 補欠により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。 3 役員は、任期満了後といえども、後任者が就任するまでは、その職務を行うものとする。	

第29条　役員が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。ただし、監事の解任の決議は、出席した評議員の議決権の３分の２以上の賛成がなければ決議することができない。 (1)　職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。 (2)　心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。	・３分の２を上回る割合を定めることもできる。	（新設）	（新設）
第30条　役員の報酬等は、 （例１）評議員会の決議によって別に定めるところにより支給する。 （例２）理事及び監事について、それぞれの総額が、〇〇円以下及び〇〇円以下で支給する。 （例３）理事長〇円、理事〇円、監事〇円とする。	・役員の報酬等について、寄附行為にその額を定めていないときは、評議員会の決議によって定める必要がある。 ・寄附行為又は評議員会の決議において理事の報酬等の「総額」を定める場合、各理事の報酬等の額はその額の範囲内で理事会の決議によって定めることも差し支えない。ただし、監事が２人以上あるときに監事の報酬等の「総額」を定める場合は、各監事の報酬等は、その額の範囲内で監事の協議によって定める。また、「総額」を上回らなければ、再度、評議員会で決議することは必ずしも必要ではない。	（新設）	（新設） （新設）
第31条　理事は、次に掲げる取引をしようとする場合には、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。 (1) 自己又は第三者のためにする本財団の事業の部類に属する取引 (2) 自己又は第三者のためにする本財団との取引 (3) 本財団がその理事の債務を保証することその他その理事以外の者との間における本財団とその理事との利益が相反する取引 ２　前項の取引をした理事は、その取引後、遅滞なく、その取引についての重要な事実を理事会に報告し		（新設）	

なければならない。			
第32条　本財団は、役員が任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令に規定する額を限度として、理事会の決議により免除することができる。 2　本財団は、役員との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任について、当該役員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときに、損害賠償責任の限定契約を締結することができる。ただし、その責任の限度額は、○円以上で本財団があらかじめ定めた額と法令で定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。	・本条を規定するか否かは任意。	（新設）	
第7章　理事会		（新設）	
第33条　理事会は、すべての理事をもって構成する。		（新設）	
第34条　理事会は、この寄附行為に別に定めるもののほか、次の職務を行う。 (1)本財団の業務執行の決定 (2)理事の職務の執行の監督 (3)理事長の選出及び解職 (4)重要な資産の処分及び譲受けの決定 (5)多額の借財の決定 (6)重要な役割を担う職員の選任及び解任の決定 (7)従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止の決定		（新設）	
第35条　理事会は、 （例1）各理事が招集する。 （例2）理事長（又は理事会で定める理事）が招集する。この場合、理事長（又は理事会で定める理事）が欠けたとき又は理事長（理事会で定める理事）に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。 2　理事長（又は理事会で定める理事、又は各理事）は、必要があると認めるときは、いつでも理事会を招集することができる。	・原則、各理事が理事会を招集するが、理事会を招集する理事を定款又は理事会で定めることができる。	（新設）	（新設）

3　理事会の招集は、期日の１週間前までに、各理事及び各監事に対して理事会を招集する旨の通知を発しなければならない。 4　前項にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催できる。	・１週間を下回る期間を定めることもできる。		（新設）
第36条　理事会の議長は、理事長とする。	・過半数を上回る割合を定めることもできる。	（新設）	（新設）
第37条　理事会の決議は、法令又はこの寄附行為に別段の定めがある場合を除き、議決事項について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。	・過半数を上回る割合を定めることもできる。	（新設）	（新設）
2　前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について特別の利害関係を有する理事を除く理事全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事がその提案について異議を述べたときはこの限りでない。	・本項を規定するか否かは任意。		（新設）
第38条　理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。		（新設）	
2　理事会に出席した理事及び監事は、前項の議事録に署名し、又は記名押印する。	・署名し、又は記名押印する者を、理事会に出席した理事長及び監事とすることも可。		（新設）
第39条　理事会の議事についての細則は、理事会で定める。		（新設）	
（削除）		第５章　会議	
（削除）		第19条　会議は、理事会及び評議員会の２つとする。	
（削除）		第20条　理事会は、理事長が招集し、その議長となる。 2　理事会は、理事の半数以上が出席しなければ議事を開くことができない。 3　理事会に出席することのできない理事は、書面に	

		より、又は他の出席理事に委任して、表決することができる。 4　理事は、理事会において１個の議決権及び選挙権を有する。ただし、理事会の議決事項につき特別の利害関係を有する者は、当該事項につきその議決権を行使できない。 5　理事会の議事は、出席した理事の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。	
（削除）	（削除）	第21条　評議員会は、理事長が招集する。 2　評議員会の議長は、評議員の互選によって定める。 3　理事長は、総評議員の５分の１以上の評議員から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から２０日以内に、これを招集しなければならない。	・総評議員の５分の１の割合については、これを下回る割合を定めることができる。
（削除）		第22条　次の事項は、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。 (1) 寄附行為の変更 (2) 基本財産の設定及び処分（担保提供を含む。） (3) 毎事業年度の事業計画の決定及び変更 (4) 収支予算及び決算の決定 (5) 剰余金又は損失金の処理 (6) 借入金額の最高限度の決定 (7) 本財団の解散 (8) 他の医療法人との合併契約の締結 (9) その他重要な事項 2　前項に掲げる事項は、評議員会の議決を要するものとすることができる。	
（削除）		第23条　評議員会は、総評議員の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。 2　評議員会の議事は、出席した評議員の議決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。 3　前項の場合において、議長は、評議員として議決に加わることができない。	

（削除）		第24条　評議員は評議員会において、１個の議決権及び選挙権を有する。	
（削除）		第25条　評議員は、あらかじめ通知のあった事項についてのみ書面又は代理人をもって議決権及び選挙権を行使することができる。ただし、代理人は評議員でなければならない。 ２　代理人は、代理権を証する書面を議長に提出しなければならない。	
（削除）		第26条　会議の議決事項につき特別の利害関係を有する者は、当該事項につきその議決権を行使できない。	
（削除）		第27条　理事会の議事についての細則は、理事会で定める。 ２　評議員会の議事についての細則は、評議員会で定める。	
第８章　寄附行為の変更		第６章　寄附行為の変更	
第40条　この寄附行為を変更しようとするときは、理事及び評議員の総数のそれぞれ３分の２以上の同意を得、かつ、〇〇県知事の認可を得なければならない。		第28条　この寄附行為を変更しようとするときは、理事及び評議員の総数のそれぞれ３分の２以上の同意を得、かつ、〇〇県知事の認可を得なければならない。	
第９章　解散、合併及び分割		第７章　解散及び合併	
第41条　本財団は、次の事由によって解散する。 (1) 目的たる業務の成功の不能 (2) 他の医療法人との合併 (3) 破産手続開始の決定 (4) 設立認可の取消し ２　前項第１号の事由による解散は、理事及び評議員の総数のそれぞれ３分の２以上の同意を得、かつ、〇〇県知事の認可を受けなければならない。		第29条　本財団は、次に事由によって解散する。 (1) 目的たる業務の成功の不能 (2) 他の医療法人との合併 (3) 破産手続開始の決定 (4) 設立認可の取消し ２　前項第１号の事由による解散は、理事及び評議員の総数のそれぞれ３分の２以上の同意を得、かつ、〇〇県知事の認可を受けなければならない。	

第42条　本財団が解散したときは、合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除き、理事がその清算人となる。ただし、評議員会の決議によって理事以外の者を選任することができる。 2　清算人は、次の各号に掲げる職務を行い、又、当該職務を行うために必要な一切の行為をすることができる。 (1) 現務の結了 (2) 債権の取立て及び債務の弁済 (3) 残余財産の引渡し		第30条　本財団が解散したときは、合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除き、理事がその清算人となる。ただし、評議員会の議決によって評議員の中からこれを選任することができる。 2　清算人は、次の各号に掲げる職務を行い、又、当該職務を行うために必要な一切の行為をすることができる。 (1) 現務の結了 (2) 債権の取立て及び債務の弁済 (3) 残余財産の引渡し	
第43条　本財団が解散した場合の残余財産は、合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除き、次の者から選定して帰属させるものとする。 (1) 国 (2) 地方公共団体 (3) 医療法第31条に定める公的医療機関の開設者 (4) 都道府県医師会又は郡市区医師会（一般社団法人又は一般財団法人に限る。） (5) 財団たる医療法人又は社団たる医療法人であって持分の定めのないもの		第31条　本財団が解散した場合の残余財産は、合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除き、以下の者から選定して帰属させるものとする。 (1) 国 (2) 地方公共団体 (3) 医療法第31条に規定する公的医療機関の開設者 (4) 都道府県医師会又は郡市区医師会（一般社団法人又は一般財団法人に限る。） (5) 財団医療法人又は社団医療法人であって持分の定めのないもの	
第44条　本財団は、理事及び評議員の総数のそれぞれ３分の２以上の同意を得、かつ、〇〇県知事の認可を得て、他の財団たる医療法人又は社団たる医療法人と合併することができる。		第32条　本財団は、理事及び評議員の総数のそれぞれ３分の２以上の同意を得、かつ、〇〇県知事の認可を得て、他の財団医療法人又は社団医療法人と合併することができる。	
第45条　本財団は、理事及び評議員の総数のそれぞれ３分の２以上の同意を得、かつ、〇〇県知事の認可を得て、分割することができる。		（新設）	
第１０章　雑則		第８章　雑則	
第46条　本財団の公告は、 （例１）官報に掲載する方法 （例２）〇〇新聞に掲載する方法 （例３）電子公告（ホームページ）		第33条　本財団の公告は、官報（及び〇〇新聞）によって行う。	

によって行う。 （例３の場合） ２　事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報（又は○○新聞）に掲載する方法によって行う。			
第47条　この寄附行為の施行細則は、理事会の議決を経て定める。 附　則 本財団設立当初の役員及び評議員は、次のとおりとする。 理事長　○○○○ 理　事　○○○○ 同　○○○○ 同　○○○○ 同　○○○○ 同　○○○○ 同　○○○○ 監　事　○○○○ 同　○○○○ 評議員　○○○○ 同　○○○○ 同　○○○○	・法第44条第４項参照。	第34条　この寄附行為の施行細則は、理事会の議決を経て定める。 附　則 本財団設立当初の役員及び評議員は、次のとおりとする。 理事長　○○○○ 理　事　○○○○ 同　○○○○ 同　○○○○ 同　○○○○ 同　○○○○ 同　○○○○ 監　事　○○○○ 同　○○○○ 評議員　○○○○ 同　○○○○ 同　○○○○	・法第44条第４項参照。

（別添３）

○特定医療法人の定款例（「特定医療法人制度の改正について」（平成 15 年医政発第 1009008 号）別添３）の一部改正

（下線の部分は改正部分）

改正後		改正前	
特定医療法人の定款例	備考	特定医療法人の定款例	備考
医療法人○○会定款		医療法人○○会定款	
第１章　名称及び事務所	・特定医療法人は、基金制度を採用することができないため、基金制度のある医療法人から特定医療法人になる場合は、拠出者に基金を返還し、定款から「基金」の章を削除することが必要であること。	第１章　名称及び事務所	・特定医療法人は、基金制度を採用することができないため、基金制度のある医療法人から特定医療法人になる場合は、拠出者に基金を返還し、定款から「基金」の章を削除することが必要であること。
第１条　本社団は、医療法人○○会と称する。		第１条　本社団は、医療法人○○会と称する。	
第２条　本社団は、事務所を○○県○○郡（市）○○町（村）○○番地に置く。		第２条　本社団は、事務所を○○県○○郡（市）○○町（村）○○番地に置く。	
第２章　目的及び事業		第２章　目的及び事業	
第３条　本社団は、病院及び診療所（並びに介護老人保健施設）を経営し、科学的でかつ適正な医療（及び要介護者に対する看護、医学的管理下の介護及び必要な医療等）を普及することを目的とする。	・病院または診療所のいずれか一方を経営するときは、経営する方を掲げる。（以下、第４条、第５条及び第 30 条において同じ。）	第３条　本社団は、病院及び診療所（並びに介護老人保健施設）を経営し、科学的でかつ適正な医療（及び疾病・負傷等により寝たきりの状態等にある老人に対し、看護、医学的管理下の介護及び必要な医療等）を普及することを目的とする。	・病院または診療所のいずれか一方を経営するときは、経営する方を掲げる。（以下、第４条、第５条及び第 12 条において同じ。）
第４条　本社団の開設する病院及び診療所（並びに介護老人保健施設）の名称及び開設場所は、次のとおりとする。 (1) ○○病院　○○県○○郡（市）○○町（村） (2) ○○診療所　○○県○○郡（市）○○町（村） (3) ○○園　○○県○○郡（市）○○町（村） ２　本社団が○○市（町、村）から指定管理者として指定を受けて管理する病院（診療所、介護老人保健施設）の名称及び開設場所は、次のとおりとする。 (1) ○○病院　○○県○○郡（市）○○町（村） (2) ○○診療所　○○県○○郡（市）○○町（村） (3) ○○園　○○県○○郡（市）○○町（村）		第４条　本社団の開設する病院及び診療所（並びに介護老人保健施設）の名称及び開設場所は、次のとおりとする。 (1) ○○病院　○○県○○郡（市）○○町（村） (2) ○○診療所　○○県○○郡（市）○○町（村） (3) ○○園　○○県○○郡（市）○○町（村） ２　本社団が○○市（町、村）から指定管理者として指定を受けて管理する病院（診療所、介護老人保健施設）の名称及び開設場所は、次のとおりとする。 (1) ○○病院　○○県○○郡（市）○○町（村） (2) ○○診療所　○○県○○郡（市）○○町（村） (3) ○○園　○○県○○郡（市）○○町（村）	
第５条　本社団は、前条に掲げる病院及び診療所（並びに介護老人保健施設）を経営するほか、次の業務	・本条には、医療法第４２条の規定に基づいて行う業務を掲げる。行	第５条　本社団は、前条に掲げる病院及び診療所（並びに介護老人保健施設）を経営するほか、次の業務	・本条には、医療法第４２条の規定に基づいて行う業務を掲げる。行

を行う。 ○○看護師養成所の経営	わない場合には、掲げる必要はない。 ・なお、本条を置かない場合には、以下の各条文が繰り上がることになる。	を行う。 ○○看護師養成所の経営	わない場合には、掲げる必要はない。 ・なお、本条を置かない場合には、以下の各条文が繰り上がることになる。
第３章　資産及び会計		（新設）	
第６条　本社団の資産は次のとおりとする。 (1) 本社団の設立当時の財産（別紙財産目録に掲げるもの） (2) 本社団に寄附された財産 (3) 本社団の事業に伴う収入 (4) その他の収入		（新設）	
第７条　本社団の資産のうち、次に掲げる財産を基本財産とする。 (1) …… (2) …… ２　基本財産は処分し、又は担保に供してはならない。ただし、特別の理由のある場合には、理事会及び社員総会並びに評議員会の議決を経た上、○○県知事の承認を受けて処分し、又は担保に供することができる。	・不動産、運営基金等重要な資産は、なるべく基本財産とすること。	（新設）	（新設）
第８条　本社団の資産のうち、基本財産を除く資産を通常財産とし、これで本社団の経費を支弁する。		（新設）	
第９条　本社団の資産は、理事会又は社員総会で定めた方法によって、理事長が管理する。		（新設）	
第10条　資産のうち現金は、医業経営のため確実な銀行又は信託会社に預け入れ若しくは信託し、又は国公債若しくは確実な有価証券に換え保管するものとする。		（新設）	
第11条　本社団の事業計画及び収支予算は、毎会計年度開始前に理事会及び社員総会並びに評議員会の議決を経て定める。		（新設）	

第12条　本社団の会計年度は、毎年４月１日に始まり翌年３月３１日に終る。		（新設）	
第13条　本社団の決算については、事業報告書、財産目録、貸借対照表及び損益計算書（以下「事業報告書等」という。）を作成し、監事の監査、理事会の承認及び社員総会の承認を受けなければならない。 ２　本社団は、事業報告書等、監事の監査報告書及び本社団の定款を事務所に備えて置き、社員又は債権者から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。 ３　本社団は、毎会計年度終了後３月以内に、事業報告書等及び監事の監査報告書を〇〇県知事に届け出なければならない。		（新設）	
第14条　決算の結果、剰余金を生じたときは、理事会及び社員総会並びに評議員会の議決を経て、その全部又は一部を基本財産に繰り入れ、又は積立金として積み立てるものとし、配当してはならない。		（新設）	
第４章　社員		第３章　社員	
第15条　本社団の社員中、親族等の数は、社員総数の３分の１以下としなければならない。		第６条　本社団の社員中、親族等の数は、社員総数の３分の１以下としなければならない。	
第16条　本社団の社員になろうとする者は、社員総会の承認を得なければならない。		第７条　本社団の社員になろうとする者は、社員総会の承認を得なければならない。	
第17条　社員は、次に掲げる理由によりその資格を失う。 (1) 除名 (2) 死亡 (3) 退社 ２　社員であって、社員たる義務を履行せず本社団の定款に違反し又は品位を傷つける行為のあった者は、社員総会の議決を経て除名することができる。		第８条　社員は、次に掲げる理由によりその資格を失う。 (1) 除名 (2) 死亡 (3) 退社 ２　社員であって、社員たる義務を履行せず本社団の定款に違反し又は品位を傷つける行為のあった者は、社員総会の議決を経て除名することができる。	

第18条　やむを得ない理由のあるときは、社員はその旨を理事長に届け出て、退社することができる。		第9条　やむを得ない理由のあるときは、社員はその旨を理事長に届け出て、その同意を得て退社することができる。	
第19条　社員は、本社団の資産の分与を請求することができない。 2　前項の規定は、社員がその資格を失った後も同様とする。		第10条　社員は、本社団の資産の分与を請求することができない。 2　前項の規定は、社員がその資格を失った後も同様とする。	
第5章　社員総会		（新設）	
第20条　理事長は、定時社員総会を、毎年2回3月及び5月に開催する。 2　理事長は、必要があると認めるときは、いつでも臨時社員総会を招集することができる。		（新設）	
3　理事長は、総社員の5分の1以上の社員から社員総会に付すべき事項を示して臨時社員総会の招集を請求された場合には、その請求があった日から20日以内に、これを招集しなければならない。	・5分の1を下回る割合を定めることもできる。		（新設）
4　社員総会の招集は、期日の少なくとも5日前までに、その社員総会の目的である事項、日時及び場所を記載し、理事長がこれに記名した書面で社員に通知しなければならない。	・招集の通知は、定款で定めた方法により行う。書面のほか電子的方法によることも可。		（新設）
第21条　社員総会の議長は、社員の中から社員総会において選任する。		（新設）	
第22条　次の表の左欄に掲げる事項は、それぞれ右欄に掲げる時期に開催する社員総会の承認を得なければならない。 1　翌年度の事業計画及び収支予算の決定 2　翌年度中の借入金額の最高限度額の決定 ―― 毎年3月 3　前年度決算の決定 ―― 毎年5月		（新設）	

4　定款の変更 5　基本財産の設定及び処分（担保提供を含む。） 6　事業計画及び収支予算の重大な変更 7　社員の入社及び除名 8　理事、監事の選任、辞任の承認 9　本社団の解散 10　定款第５条に関する事項 11　他の医療法人との合併 12　重要な契約の締結等理事長が必要と認めて付議する事項	随時	・第５条の業務がなければ掲げる必要はない。		（新設）
第 23 条　社員総会は、総社員の過半数の出席がなければ、その議事を開き、決議することができない。 ２　社員総会の議事は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、出席した社員の議決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。 ３　前項の場合において、議長は、社員として議決に加わることができない。			（新設）	
第 24 条　社員は、社員総会において各１個の議決権及び選挙権を有する。			（新設）	
第 25 条　社員総会においては、あらかじめ通知のあった事項のほかは議決することができない。ただし、急を要する場合はこの限りではない。 ２　社員総会に出席することのできない社員は、あらかじめ通知のあった事項についてのみ書面をもって議決権及び選挙権を行使することができる。			（新設）	
第 26 条　社員総会の議決事項につき特別の利害関係を有する社員は、当該事項につきその議決権を行使できない。			（新設）	
第 27 条　社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。			（新設）	

第28条　社員総会の議事についての細則は、社員総会で定める。		（新設）	
第６章　役員		第４章　役員	
第29条　本社団に、次の役員を置く。 (1) 理事　６名以上〇名以内 うち理事長　１名 常務理事　〇名 (2) 監事　２名		第11条　本社団に、次の役員を置く。 (1) 理事　６名以上〇名以内 うち理事長　１名 常務理事　〇名 (2) 監事　２名	
２　理事及び監事は、社員総会の決議によって本社団の社員の中から選任する。ただし、必要があるときは、社員以外の者から選任することを妨げない。		２　理事及び監事は、社員総会において本社団の社員の中から選任する。ただし、必要があるときは、社員以外の者から選任することを妨げない。	
第30条　理事長及び常務理事は、理事会において理事の中から選出する。		第12条　理事長及び常務理事は、理事の互選によって定める。	
２　本社団の開設（指定管理者として管理する場合を含む。）する病院及び診療所（並びに介護老人保健施設）の管理者は、必ず理事に加えなければならない。ただし、〇〇県知事の認可を受けた場合はこの限りでない。	・病院、診療所又は介護老人保健施設を２以上開設する場合において、都道府県知事（２以上の都道府県の区域において病院、診療所又は介護老人保健施設を開設する医療法人については主たる事務所の所在地の都道府県知事）の認可を受けた場合は、管理者（指定管理者として管理する病院等の管理者を除く。）の一部を理事に加えないことができる。（法第46条の５第６項参照）	２　本社団の開設（指定管理者として管理する場合を含む。）する病院及び診療所（並びに介護老人保健施設）の管理者は、必ず理事に加えなければならない。ただし、〇〇県知事の認可を受けた場合はこの限りでない。	（新設）
３　前項の理事は、管理者の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。ただし、再選を妨げるものではない。		３　前項の理事は、管理者の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。ただし、再選を妨げるものではない。	
４　本社団の役員を選任するにあたっては、理事は６名を、監事は２名をそれぞれ下ることがなく、かつ、親族等の数が、理事及び監事の数のそれぞれ３分の１以下としなければならない。		４　本社団の役員を選任するにあたっては、理事は６名を、監事は２名をそれぞれ下ることがなく、かつ、親族等の数が、理事及び監事の数のそれぞれ３分の１以下としなければならない。	
第31条　理事長は本社団を代表し、本社団の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限		第13条　理事長のみが本社団を代表する。	

を有する。 2　理事長は本社団の業務を執行し、 （例１）３箇月に１回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。 （例２）　毎事業年度に４箇月を超える間隔で２回以上、自己の職務の状況を理事会に報告しなければならない。 3　常務理事は、理事長を補佐して常務を処理し、理事長に事故があるときは、その職務を行う。 4　監事は、次の職務を行う。 (1) 本社団の業務を監査すること。 (2) 本社団の財産の状況を監査すること。 (3) 本社団の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後３月以内に社員総会及び理事会に提出すること。 (4) 第１号又は第２号による監査の結果、本社団の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくはこの定款に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを○○県知事、社員総会又は理事会に報告すること。 (5) 第４号の報告をするために必要があるときは、社員総会を招集すること。 (6) 理事が社員総会に提出しようとする議案、書類、その他の資料を調査し、法令若しくはこの定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を社員総会に報告すること。 5　監事は、本社団の理事又は職員（本社団の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（指定管理者として管理する病院等を含む。）の管理者その他の職員を含む。）を兼任することができない。 第32条　役員の任期は２年とする。ただし、再任を妨げない。 2　補欠により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。 3　役員は、第29条に定める員数が欠けた場合には、	・この報告は、現実に開催された理事会において行わなければならず、報告を省略することはできない。	2　理事長は本社団の業務を総理する。 3　常務理事は、理事長を補佐して常務を処理し、理事長に事故があるときは、その職務を行う。 4　理事は、本社団の常務を処理する。 5　監事は、次の職務を行う。 (1) 本社団の業務を監査すること。 (2) 本社団の財産の状況を監査すること。 (3) 本社団の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後３月以内に社員総会又は理事に提出すること。 (4) 第１号又は第２号による監査の結果、本社団の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくはこの定款に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを○○県知事又は社員総会に報告すること。 (5) 第４号の報告をするために必要があるときは、社員総会を招集すること。 (6) 本社団の業務又は財産の状況について、理事に対して意見を述べること。 6　監事は、この法人の理事又は職員（本社団の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（指定管理者として管理する病院等を含む。）の管理者その他の職員を含む。）を兼任することができない。 第14条　役員の任期は２年とする。ただし、再任を妨げない。 2　補欠により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。 3　役員は、任期満了後といえども、後任者の就任す	（新設）

任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。		るまでは、その職務を行うものとする。	
第33条　役員は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事の解任の決議は、出席した社員の議決権の３分の２以上の賛成がなければ、決議することができない。		（新設）	
第34条　役員の報酬等は、 （例１）社員総会の決議によって別に定めるところにより支給する。 （例２）理事及び監事について、それぞれの総額が、〇〇円以下及び〇〇円以下で支給する。 （例３）理事長〇円、理事〇円、監事〇円とする。	・役員の報酬は、3,600万円以下であること。 ・役員の報酬等について、定款にその額を定めていないときは、社員総会の決議によって定める必要がある。 ・定款又は社員総会の決議において理事の報酬等の「総額」を定める場合、各理事の報酬等の額はその額の範囲内で理事会の決議によって定めることも差し支えない。ただし、監事が２人以上あるときに監事の報酬等の「総額」を定める場合は、各監事の報酬等は、その額の範囲内で監事の協議によって定める。また、「総額」を上回らなければ、再度、社員総会で決議することは必ずしも必要ではない。	（新設）	（新設） （新設） （新設）
第35条　理事は、次に掲げる取引をしようとする場合には、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。 (1) 自己又は第三者のためにする本社団の事業の部類に属する取引 (2) 自己又は第三者のためにする本社団との取引 (3) 本社団がその理事の債務を保証することその他その理事以外の者との間における本社団とその理事との利益が相反する取引 ２　前項の取引をした理事は、その取引後、遅滞なく、その取引についての重要な事実を理事会に報告し		（新設）	

なければならない。			
第36条　本社団は、役員が任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令に規定する額を限度として、理事会の決議により免除することができる。 2　本社団は、役員との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任について、当該役員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときに、損害賠償責任の限定契約を締結することができる。ただし、その責任の限度額は、○円以上で本社団があらかじめ定めた額と法令で定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。	・本条を規定するか否かは任意。	（新設）	
第７章　理事会		（新設）	
第37条　理事会は、すべての理事をもって構成する。		（新設）	
第38条　理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。 (1) 本社団の業務執行の決定 (2) 理事の職務の執行の監督 (3) 理事長の選出及び解職 (4) 重要な資産の処分及び譲受けの決定 (5) 多額の借財の決定 (6) 重要な役割を担う職員の選任及び解任の決定 (7) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止の決定		（新設）	
第39条　理事会は、理事長が招集する。理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。 2　理事長は、必要があると認めるときは、いつでも理事会を招集することができる。 3　理事会を構成する理事の３分の１以上から連名をもって理事会の目的たる事項を示して請求があったときは、理事長は理事会を招集しなければならに。 4　理事会の招集は、期日の１週間前までに、各理事	・１週間を下回る機関を定めること	（新設）	

及び各監事に対して理事会を招集する旨の通知を発しなければならない。	もできる。		
5　前項にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催できる。			
第40条　理事会の議長は、理事長とする。		（新設）	
第41条　理事会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、議決事項について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。	・過半数を上回る割合を定めることもできる。	（新設）	（新設）
2　前項の規定にかかわらず、第50条の表の左欄に掲げる事項は、理事会において理事総数の３分の２以上の同意を得なければならない。	・理事については、議決権を他の者に委任して行使させる事実があるときは、その運営組織が適正であると認められないことになっているので、留意すること。		（新設）
3　第１項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について特別の利害関係を有する理事を除く理事全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事がその提案について異議を述べたときはこの限りでない。	・本項を規定するか否かは任意。		（新設）
第42条　理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。		（新設）	
2　理事会に出席した理事及び監事は、前項の議事録に署名し、又は記名押印する。	・署名し、又は記名押印する者を、理事会に出席した理事長及び監事とすることも可。		（新設）
第43条　理事会の議事についての細則は、理事会で定める。		（新設）	
第８章　評議員		第５章　評議員	
第44条　本社団に評議員１２名以上〇〇名以内を置く。		第15条　本社団に評議員１２名以上〇〇名以内を置く。	

第45条　評議員は、次に掲げる者から理事会において推薦した者につき、理事長が委嘱する。 (1) 医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者 (2) 病院、診療所又は介護老人保健施設の経営に関して識見を有する者 (3) 医療を受ける者 (4) 本財団の評議員として特に必要と認められる者		第16条　評議員は、理事会が選任し、理事長が委嘱する。	
2　評議員を選任するにあたっては、評議員の数が理事の数の、2倍の数を下ることがなく、かつ、親族等の数が、評議員の総数の3分の1以下としなければならない。		2　評議員を選任するにあたっては、評議員の数が理事の数の、2倍の数を下ることがなく、かつ、親族等の数が、評議員の総数の3分の1以下としなければならない。	
3　評議員は、役員又は職員を兼ねることはできない。		3　評議員は、理事又は監事を兼ねることはできない。	
第46条　評議員の任期は2年とし、新任または補欠により就任した評議員の任期は、すでに就任している他の評議員の任期と同時に満了するものとする。		第17条　評議員の任期は2年とし、新任または補欠により就任した評議員の任期は、すでに就任している他の評議員の任期と同時に満了するものとする。	
第47条　評議員は、評議員会を組織して、この定款に定める事項を議決するほか、理事長の諮問に応じて意見を述べるものとする。		第18条　評議員は、評議員会を組織して、この定款に定める事項を議決するほか、理事長の諮問に応じて意見を述べるものとする。	
第9章　評議員会		(新設)	
第48条　理事長は、定時評議員会を、毎年2回3月及び5月に開催する。 2　理事長は、必要があると認めるときは、いつでも臨時評議員会を招集することができる。 3　理事長は、総評議員の5分の1以上の評議員から評議員会の目的である事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求があった日から20日以内に、これを招集しなければならない。 4　評議員会の招集は、期日の少なくとも5日前までに、その評議員会の目的である事項、日時及び場所を記載し、理事長がこれに記名した書面で評議員に通知しなければならない。		(新設)	

第49条　評議員会の議長は、評議員の互選によって定める。

（新設）

第50条　次の表の左欄に掲げる事項は、それぞれ右欄に掲げる時期に開催する評議員会の同意を得なければならない。

（新設）

1　翌年度の事業計画及び収支予算の決定 2　翌年度中の借入金額の最高限度額の決定	毎年3月
3　前年度決算の決定	毎年5月
4　定款の変更 5　基本財産の設定及び処分（担保提供を含む。） 6　事業計画及び収支予算の重大な変更 7　本社団の解散 8　定款第5条に関する事項 9　他の医療法人との合併 10　重要な契約の締結等理事長が必要と認めて付議する事項	随時

第51条　評議員会は、総評議員の過半数の出席がなければ、その議事を開き、決議することができない。

2　評議員会の議事は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、出席した評議員の議決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3　前項の場合において、議長は、評議員として議決に加わることができない。

（新設）

第52条　評議員は、評議員会において各1個の議決権及び選挙権を有する。

（新設）

第53条　評議員会においては、あらかじめ通知のあった事項のほかは議決することができない。ただ

（新設）

し、急を要する場合はこの限りではない。			
第54条　評議員会の議決事項につき特別の利害関係を有する評議員は、当該事項につきその議決権を行使できない。		（新設）	
第55条　評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。		（新設）	
第56条　評議員会の議事についての細則は、評議員会で定める。		（新設）	
（削除）		第６章　会議	
（削除）		第19条　本社団の会議は、社員総会及び理事会並びに評議員会とし、社員総会及び評議員会は、それぞれ定時会議と臨時会議に分ける。	
（削除）		第20条　定時会議は、毎年２回３月及び５月に開催し、臨時会議及び理事会は随時必要なときに開催する。	
（削除）	（削除）	第21条　会議は、理事長がこれを招集する。 ２　理事長は、総社員の５分の１以上の社員から会議に付議すべき事項を示して臨時総会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から２０日以内に、これを招集しなければならない。 ３　理事会及び評議員会を構成する理事又は評議員の３分の１以上から連名をもって会議の目的たる事項を示して請求があったときは、理事長はその会議を招集しなければならない。 ４　社員総会の議長は、社員総会において選任し、理事会の議長は、理事長をもってあて、評議員会の議長は、評議員の互選によって定める。	本条に、各会議の定足数を定めてもよい。
（削除）		第22条　次の表の左欄に掲げる事項は、それぞれ右欄に掲げる時期に開催する社員総会の承認を得なければならない。	

<table>
<tr>
<td>（削除）</td>
<td>（削除）</td>
<td>
<table>
<tr><td>1　翌年度の事業計画及び収支予算の決定
2　翌年度中の借入金額の最高限度額の決定</td><td>毎年
3月</td></tr>
<tr><td>3　前年度決算の決定
4　前年度剰余金又は損失金の処理</td><td>毎年
5月</td></tr>
<tr><td>5　定款の変更
6　基本財産の設定及び処分（担保提供を含む。）
7　事業計画及び収支予算の重大な変更
8　社員の入社及び除名
9　理事、監事の選任、辞任の承認
10　本社団の解散
11　定款第5条に関する事項
12　重要な契約の締結等理事長が必要と認めて付議する事項</td><td>随時</td></tr>
</table>
2　前項の会議の議事は、別段の定めがあるもののほかは、総社員の過半数が出席し、その出席者の過半数の賛成による承認を受けねばならない。

第23条　次の表の左欄に掲げる事項は、それぞれ右欄に掲げる時期に開催する評議員会の同意を得なければならない。
<table>
<tr><td>1　翌年度の事業計画及び収支予算の決定
2　翌年度中の借入金額の最高限度額の決定</td><td>毎年
3月</td></tr>
<tr><td>3　前年度決算の決定
4　前年度剰余金又は損失金の処理</td><td>毎年
5月</td></tr>
<tr><td>5　定款の変更
6　基本財産の設定及び処分（担保提供を含む。）
7　事業計画及び収支予算の重大な変更
8　本社団の解散
9　定款第5条に関する事項
10　重要な契約の締結等理事長が必要と認めて付議する事項</td><td>随時</td></tr>
</table>
</td>
<td>第5条の業務がなければ掲げる必要はない。</td>
</tr>
</table>

（削除） （削除） （削除） （削除）	（削除）	2　前項の会議の議事は、総評議員の過半数が出席し、その出席者の過半数の同意を得なければならない。 第 24 条　社員総会及び評議員会の招集は、期日の少なくとも５日前までに会議の目的である事項、日時及び場所を記載し、理事長がこれに記名した書面で社員及び評議員に通知しなければならない。 2　社員総会及び評議員会においては、前項の規定によってあらかじめ通知した事項のほか議決することができない。ただし、急を要する場合はこの限りではない。 第 25 条　社員及び評議員は、あらかじめ通知のあった事項についてのみ書面又は代理人をもって議決権及び選挙権を行使することができる。ただし、代理人はそれぞれ社員又は評議員でなければならない。 2　代理人は、代理権を証する書面を議長に提出しなければならない。 第 26 条　社員は、社員総会において、評議員は評議員会において、１個の議決権及び選挙権を有する。ただし、会議の議決事項につき特別の利害関係を有する者は、当該事項につきその議決権を行使できない。 第 27 条　第 23 条第１項の表の左欄に掲げる事項は、理事会において理事総数の３分の２以上が出席し、その３分の２以上の同意を得なければならない。 2　その他の事項は、理事の総数の２分の１以上が出席し、その過半数で決する。可否同数のときは、議長の決するところによる。 第 28 条　社員総会及び理事会並びに評議員会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成し、理事長はこれを確実に保存しなければならない。 (1)　会議の日時、場所	理事については、議決権を他の者に委任して行使させる事実があるときは、その運営組織が適正であると認められないことになっているので、留意すること。

（削除）		(2) 社員又は理事若しくは評議員の現員数 (3) 出席した社員又は理事若しくは評議員の氏名（書面表決者及び表決委任者を含む。） (4) 議案の件名 (5) 議事の経過要領及び発言者の発言要旨 (6) 議事録署名人の選任に関する事項 2　前項の議事録には議長及び出席社員又は出席理事若しくは出席評議員のうちから、その会議において選出された議事録署名人２名以上が署名又は記名捺印しなければならない。 第 29 条　この定款に定めるもののほか、会議の議事の細則については、それぞれの会議において定めることができる。	
（削除） （削除） （削除）		第７章　資産及び会計 第 30 条　本社団の資産は次のとおりとする。 (1) 本社団の設立当時の財産（別紙財産目録に掲げるもの） (2) 本社団に寄附された財産 (3) 本社団の資産から生ずる果実 (4) 本社団の事業に伴う収入 (5) その他の収入	
（削除）	（削除）	第 31 条　本社団の資産のうち、次に掲げる財産を基本財産とする。 (1) …… (2) …… 2　基本財産は処分し、又は担保に供してはならない。ただし、特別の理由のある場合には、理事会及び社員総会並びに評議員会の議決を経た上、〇〇県知事の承認を受けて処分し、又は担保に供することができる。 第 32 条　本社団の資産のうち、基本財産を除く資産を通常財産とし、これで本社団の経費を支弁する。	不動産、運営基金等重要な資産は、なるべく基本財産とすること。

（削除）		第 33 条　本社団の資産は、理事会及び社員総会の議決を経て定めた方法によって、理事長が管理する。	
（削除）		第 34 条　資産のうち現金は、確実な銀行又は信託会社に預け入れ若しくは信託し、又は国公債若しくは確実な有価証券に換え保管するものとする。	
（削除）		第 35 条　本社団の事業計画及び収支予算は、毎会計年度開始前に理事会及び社員総会並びに評議員会の議決を経て定める。	
（削除）		第 36 条　本社団の会計年度は、毎年４月１日に始まり翌年３月３１日に終る。	
（削除）		第 37 条　本社団の決算については、毎会計年度終了後２月以内に、事業報告書、財産目録、貸借対照表及び損益計算書（以下「事業報告書等」という。）を作成しなければならない。	
（削除）		２　本社団は、事業報告書等、監事の監査報告書及び本社団の定款を事務所に備えて置き、社員又は債権者から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。 ３　本社団は、毎会計年度終了後３月以内に、事業報告書等及び監事の監査報告書を〇〇県知事に届け出なければならない。	
（削除）		第 38 条　決算の結果、剰余金を生じたときは、理事会及び社員総会並びに評議員会の議決を経て、その全部又は一部を基本財産に繰り入れ、又は積立金として積み立てるものとし、配当してはならない。	
第１０章　証明書等の提出		第８章　証明書等の提出	
第 57 条　各事業年度に係る厚生労働大臣の定める基	・証明書については、都道府県及び	第 39 条　各事業年度に係る厚生労働大臣の定める基準を満たす旨の証明書については、各事業年度終了の日の翌日から３月以内に、納税地の所轄税務署長を経由して国税庁長官に提出しなければならない。 ２　租税特別措置法施行令第３９条の２５第１項第	・証明書については、都道府県及び

準を満たす旨の証明書については、各事業年度終了の日の翌日から３月以内に、納税地の所轄税務署長を経由して国税庁長官に提出しなければならない。 ２　租税特別措置法施行令第３９条の２５第１項第２号及び第３号に掲げる要件を満たす旨を説明する書類については、理事会及び社員総会並びに評議員会の承認を受け、前項の規定による証明書の提出の際に、併せて提出しなければならない。	地方厚生局へ申請し、証明手続を行う必要があることから、その手続の期間を考慮し、各事業年度が終了した後、速やかに申請手続をすること。なお、証明に係る添付書類として決算関係書類を地方厚生局へ提出する必要があるが、これは第13条第3項の医療法上の届出の規程にかかわらず、決算の確定については各事業年度が終了した後、早急に行うよう十分注意すること。	２号及び第３号に掲げる要件を満たす旨を説明する書類については、理事会及び社員総会並びに評議員会の承認を受け、前項の規定による証明書の提出の際に、併せて提出しなければならない。	地方厚生局へ申請し、証明手続を行う必要があることから、その手続の期間を考慮し、各事業年度が終了した後、速やかに申請手続をすること。なお、証明に係る添付書類として決算関係書類を地方厚生局へ提出する必要があるが、これは第37条第3項の医療法上の届出の規程にかかわらず、決算の確定については各事業年度が終了した後、早急に行うよう十分注意すること。
第１１章　定款の変更		第９章　定款の変更及び解散	
第58条　この定款は、第22条、第41条第３項及び第50条の手続きを経た上、かつ、○○県知事の認可を得なければ変更することができない。		第40条　この定款は、第22条、第23条及び第27条の手続きを経た上、かつ、○○県知事の認可を得なければ変更することができない。	
第１２章　解散及び合併		（新設）	
第59条　本社団は、第３条に規定する目的たる業務の成功の不能その他やむを得ない事由のある場合は、第22条、第41条第３項及び第50条の手続きを経た上、○○県知事の認可を受けて解散することができる。		第41条　本社団は、第３条に規定する目的たる業務の成功の不能その他やむを得ない事由のある場合は、第22条、第23条及び第27条の手続きを経た上、○○県知事の認可を受けて解散することができる。	
第60条　本社団が解散したときは、理事がその清算人となる。ただし、総会の議決によって社員の中からこれを選任することができる。		第42条　本社団が解散したときは、理事がその清算人となる。ただし、総会の議決によって社員の中からこれを選任することができる。	
第61条　本社団が解散したときの残余財産は、国若しくは地方公共団体又は同種の医療法人に帰属せしめるものとする。	・国、地方公共団体、同種の医療法人のいずれかを選択しても差支えない。	第43条　本社団が解散したときの残余財産は、国若しくは地方公共団体又は同種の医療法人に帰属せしめるものとする。	・国、地方公共団体、同種の医療法人のいずれかを選択しても差支えない。
第62条　本社団は、総社員の同意があるときは、○○県知事の認可を得て、他の社団たる医療法人又は財団たる医療法人と合併することができる。		（新設）	
		第１０章　雑則	
		第44条　本社団の公告は、官報（及び○○新聞）によって行う。	

第１３章　雑則 第 63 条　本社団の公告は、官報（及び○○新聞）によって行う。 第 64 条　この定款の施行細則は、理事会及び社員総会並びに評議員会の議決を経て定める。 附則 本社団設立当初の役員は、次のとおりとする。 理事長　○　○　○　○ 常務理事　○　○　○　○ 同　○　○　○　○ 理事　○　○　○　○ 同　○　○　○　○ 同　○　○　○　○ 同　○　○　○　○ 監事　○　○　○　○ 同　○　○　○　○	・本定款例により、新規に社団を設立する場合には、 「　附則 本社団設立当時の役員は、次の通りとし、その任期は、○○○までとする。 理事（理事長）　○○○○ 〃　（常務理事）○○○○ 監事　○○○○ 〃　○○○○」 とすること。	第 45 条　この定款の施行細則は、理事会及び社員総会並びに評議員会の議決を経て定める。 附則 本社団設立当初の役員は、次のとおりとする。 理事長　○　○　○　○ 常務理事　○　○　○　○ 同　○　○　○　○ 理事　○　○　○　○ 同　○　○　○　○ 同　○　○　○　○ 同　○　○　○　○ 監事　○　○　○　○ 同　○　○　○　○	・本定款例により、新規に社団を設立する場合には、 「　附則 本社団設立当時の役員は、次の通りとし、その任期は、○○○までとする。 理事（理事長）　○○○○ 〃　（常務理事）○○○○ 監事　○○○○ 〃　○○○○」 とすること。

（別添４）

○特定医療法人の寄附行為例（「特定医療法人制度の改正について」（平成 15 年医政発第 1009008 号）別添３）の一部改正

（下線の部分は改正部分）

改正後		改正前	
特定医療法人の寄附行為例	備考	特定医療法人の寄附行為例	備考
医療法人○○会寄附行為		医療法人○○会寄附行為	
第１章　名称及び事務所		第１章　名称及び事務所	
第１条　本財団は、医療法人○○会と称する。		第１条　本財団は、医療法人○○会と称する。	
第２条　本財団は、事務所を○○県○○郡（市）○○町（村）○○番地に置く。		第２条　本財団は、事務所を○○県○○郡（市）○○町（村）○○番地に置く。	
第２章　目的及び事業		第２章　目的及び事業	
第３条　本財団は、病院及び診療所（並びに介護老人保健施設）を経営し、科学的でかつ適正な医療（及び要介護者に対する看護、医学的管理下の介護及び必要な医療等）を普及することを目的とする。	・病院または診療所のいずれか一方を経営するときは、経営する方を掲げる。（以下、第４条、第５条及び第 29 条において同じ。）	第３条　本財団は、病院及び診療所（並びに介護老人保健施設）を経営し、科学的でかつ適正な医療（及び疾病・負傷等により寝たきりの状態等にある老人に対し、看護、医学的管理下の介護及び必要な医療等）を普及することを目的とする。	・病院または診療所のいずれか一方を経営するときは、経営する方を掲げる。（以下、第４条、第５条及び第８条において同じ。）
第４条　本財団の開設する病院及び診療所（並びに介護老人保健施設）の名称及び開設場所は、次のとおりとする。 (1) ○○病院　○○県○○郡（市）○○町（村） (2) ○○診療所　○○県○○郡（市）○○町（村） (3) ○○園　○○県○○郡（市）○○町（村） ２　本財団が○○市（町、村）から指定管理者として指定を受けて管理する病院（診療所、介護老人保健施設）の名称及び開設場所は、次のとおりとする。 (1) ○○病院　○○県○○郡（市）○○町（村） (2) ○○診療所　○○県○○郡（市）○○町（村） (3) ○○園　○○県○○郡（市）○○町（村）		第４条　本財団の開設する病院及び診療所（並びに介護老人保健施設）の名称及び開設場所は、次のとおりとする。 (1) ○○病院　○○県○○郡（市）○○町（村） (2) ○○診療所　○○県○○郡（市）○○町（村） (3) ○○園　○○県○○郡（市）○○町（村） ２　本財団が○○市（町、村）から指定管理者として指定を受けて管理する病院（診療所、介護老人保健施設）の名称及び開設場所は、次のとおりとする。 (1) ○○病院　○○県○○郡（市）○○町（村） (2) ○○診療所　○○県○○郡（市）○○町（村） (3) ○○園　○○県○○郡（市）○○町（村）	
第５条　本財団は、前条に掲げる病院（診療所、介護老人保健施設）を経営するほか、次の業務を行う。	・本条には、医療法第４２条の規定に基づいて行う業務を掲げる。行	第５条　本財団は、前条に掲げる病院（診療所、介護老人保健施設）を経営するほか、次の業務を行う。	・本条には、医療法第４２条の規定に基づいて行う業務を掲げる。行

○○看護師養成所の経営	わない場合には、掲げる必要はない。 ・なお、本条を置かない場合は、以下の各条文が繰り上がることになる。	○○看護師養成所の経営	わない場合には、掲げる必要はない。 ・なお、本条を置かない場合は、以下の各条文が繰り上がることになる。
第３章　資産及び会計		（新設）	
第６条　本財団の資産は次のとおりとする。 (1) 本財団の設立当時の財産（別紙財産目録に掲げるもの） (2) 本財団に寄附された財産 (3) 本財団の事業に伴う収入 (4) その他の収入		（新設）	
第７条　本財団の資産のうち、次に掲げる財産を基本財産とする。 (1) …… (2) …… (3) …… ２　基本財産は処分し、又は担保に供してはならない。ただし、特別の理由のある場合には、理事会及び評議員会の議決を経た上、○○県知事の承認を受けて処分し、又は担保に供することができる。		（新設）	
第８条　本財団の資産のうち、基本財産を除く資産を通常財産とし、これで本財団の経費を支弁する。		（新設）	
第９条　本財団の資産は、理事会又は評議員会で定めた方法によって、理事長が管理する。		（新設）	
第 10 条　資産のうち現金は、確実な銀行又は信託会社に預け入れ若しくは信託し、又は国公債若しくは確実な有価証券に換え保管するものとする。		（新設）	
第 11 条　本財団の事業計画及び収支予算は、毎会計年度開始前に理事会及び評議員会の議決を経て定める。		（新設）	

第12条　本財団の会計年度は、毎年４月１日に始まり翌年３月３１日に終る。		（新設）	
第13条　本財団の決算については、事業報告書、財産目録、貸借対照表及び損益計算書（以下「事業報告書等」という。）を作成し、監事の監査、理事会の承認及び評議員会の承認を受けなければならない。 ２　本財団は、事業報告書等、監事の監査報告書及び本財団の寄附行為を事務所に備えて置き、評議員又は債権者から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。 ３　本財団は、毎会計年度終了後３月以内に、事業報告書等及び監事の監査報告書を〇〇県知事に届け出なければならない。		（新設）	
第14条　決算の結果、剰余金を生じたとしても、配当してはならない。		（新設）	
第４章　評議員		（新設）	
第15条　本財団に評議員１２名以上〇〇名以内を置く。		（新設）	
第16条　評議員は、次に掲げる者から理事会において選任した者につき、理事長が委嘱する。 (1) 医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者 (2) 病院、診療所又は介護老人保健施設の経営に関して識見を有する者 (3) 医療を受ける者 (4) 本財団の評議員として特に必要と認められる者 ２　評議員を選任するにあたっては、評議員の数が理事の数の、２倍の数を下ることがなく、かつ、親族等の数が、評議員の総数の３分の１以下としなければならない。		（新設）	

3　評議員は、役員又は職員を兼ねることはできない。			
第17条　評議員の任期は2年とし、新任または補欠により就任した評議員の任期は、すでに就任している他の評議員の任期と同時に満了するものとする。		（新設）	
第18条　評議員は、評議員会を組織して、この寄附行為に定める事項を議決するほか、理事長の諮問に応じて意見を述べるものとする。		（新設）	
第5章　評議員会		（新設）	
第19条　理事長は、定時評議員会を、毎年2回3月及び5月に開催する。		（新設）	
2　理事長は、必要があると認めるときは、いつでも臨時評議員会を招集することができる。			
3　理事長は、総評議員の5分の1以上の評議員から評議員会の目的である事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求があった日から20日以内に、これを招集しなければならない。	・5分の1の割合については、これを下回る割合を定めることができる。		（新設）
4　評議員会の招集は、期日の少なくとも5日前までに、その評議員会の目的である事項、日時及び場所を記載し、理事長がこれに記名した書面で評議員に通知しなければならない。	・招集の通知は、寄附行為で定めた方法により行う。書面のほか電子的方法によることも可。		（新設）
第20条　評議員会の議長は、評議員の互選によって定める。		（新設）	
第21条　次の表の左欄に掲げる事項は、それぞれ右欄に掲げる時期に開催する評議員会の同意を得なければならない。		（新設）	

1　翌年度の事業計画及び収支予算の決定 2　翌年度中の借入金額の最高限度額の決定	毎年3月
3　前年度決算の決定	毎年

	5月			
4　寄附行為の変更 5　基本財産の設定及び処分（担保提供を含む。） 6　事業計画及び収支予算の重大な変更 7　本財団の解散 8　理事及び監事の選任、辞任の承認 9　寄附行為第５条に関する事項 10　他の医療法人との合併 11　重要な契約の締結等理事長が必要と認めて付議する事項	随時	・第５条の業務がなければ、掲げる必要はない。		（新設）
第 22 条　評議員会は、総評議員の過半数の出席がなければ、その議事を開き、決議することができない。 2　評議員会の議事は、法令又はこの寄附行為に別段の定めがある場合を除き、出席した評議員の議決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。 3　前項の場合において、議長は、評議員として議決に加わることができない。			（新設）	
第 23 条　評議員は、評議員会において各１個の議決権及び選挙権を有する。			（新設）	
第 24 条　評議員会においては、あらかじめ通知のあった事項のほかは議決することができない。ただし、急を要する場合はこの限りではない。			（新設）	
第 25 条　評議員会の議決事項につき特別の利害関係を有する評議員は、当該事項につきその議決権を行使できない。			（新設）	
第 26 条　評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。			（新設）	
第 27 条　評議員会の議事についての細則は、評議員会で定める。			（新設）	

第６章　役員		第３章　役員	
第28条　本財団に、次の役員を置く。 (1) 理事　６名以上〇名以内 うち理事長　　１名 常務理事　〇名 (2) 監事　　２名		第６条　本財団に、次の役員を置く。 (1) 理事　６名以上〇名以内 うち理事長　　１名 常務理事　〇名 (2) 監事　　２名	
2　理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。		(新設)	
第29条　理事長及び常務理事は、理事会において理事の中から選出する。		第７条　理事長及び常務理事は、理事の互選によって定める。	
2　本財団の開設（指定管理者として管理する場合を含む。）する病院及び診療所（並びに介護老人保健施設）の管理者は、必ず理事に加えなければならない。ただし、〇〇県知事の認可を受けた場合はこの限りでない。	・病院、診療所又は介護老人保健施設を２以上開設する場合において、都道府県知事（２以上の都道府県の区域において病院、診療所又は介護老人保健施設を開設する医療法人については主たる事務所の所在地の都道府県知事）の認可を受けた場合は、管理者（指定管理者として管理する病院等の管理者を除く。）の一部を理事に加えないことができる。（法第 46 条の５第６項参照）		(新設)
3　前項の理事は、管理者の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。ただし、再選を妨げるものではない。			
4　本財団の役員を選任するにあたっては、理事は６名を、監事は２名をそれぞれ下ることがなく、かつ、親族等の数が、理事及び監事の数のそれぞれ３分の１以下としなければならない。			
第30条　理事長は本財団を代表し、本財団の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。		2　理事長のみが本財団を代表する。	
2　理事長は本財団の業務を執行し、 （例１）３箇月に１回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。	・この報告は、現実に開催された理事会において行わなければなら	3　理事長は本財団の業務を総理する。	(新設)

（例２）　毎事業年度に４箇月を超える間隔で２回以上、自己の職務の状況を理事会に報告しなければならない。 ３　常務理事は、理事長を補佐して常務を処理し、理事長に事故があるときは、その職務を行う。 （削除） ４　監事は、次の職務を行う。 (1)　本財団の業務を監査すること。 (2)　本財団の財産の状況を監査すること。 (3)　本財団の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後３月以内に評議員会及び理事会に提出すること。 (4)　第１号又は第２号による監査の結果、本財団の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくはこの寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを○○県知事、評議員又は理事会に報告すること。 (5)　第４号の報告をするために必要があるときは、評議員会を招集すること。 (6)　理事が評議員会に提出しようとする議案、書類、その他の資料を調査し、法令若しくはこの寄附行為に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を評議員会に報告	ず、報告を省略することはできない。	４　常務理事は、理事長を補佐して常務を処理し、理事長に事故があるときは、その職務を行う。 第８条　理事及び監事は、評議員会において選任する。 ２　本財団の開設（指定管理者として管理する場合を含む。）する病院及び診療所（並びに介護老人保健施設）の管理者は、必ず理事に加えなければならない。ただし、○○県知事の認可を受けた場合はこの限りでない。 ３　前項の理事は、管理者の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。ただし、再選を妨げるものではない。 ４　本財団の役員を選任するにあたっては、理事は６名を、監事は２名をそれぞれ下ることがなく、かつ、親族等の数が、理事及び監事の数のそれぞれ３分の１以下としなければならない。 ５　理事は、本財団の常務を処理する。 ６　監事は、次の職務を行う。 (1)　本財団の業務を監査すること。 (2)　本財団の財産の状況を監査すること。 (3)　本財団の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後３月以内に理事に提出すること。 (4)　第１号又は第２号による監査の結果、本財団の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくはこの寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを○○県知事又は評議員会に報告すること。 (5)　第４号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して評議員会の招集を請求すること。 (6)　本財団の業務又は財産の状況について、理事に対して意見を述べること。	

すること。 5　監事は、本財団の理事又は職員（本財団の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（指定管理者として管理する病院等を含む。）の管理者その他の職員を含む。）を兼任することができない。		7　監事は、この法人の理事又は職員（本財団の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（指定管理者として管理する病院等を含む。）の管理者その他の職員を含む。）兼任することができない。	
第31条　役員の任期は２年とする。ただし、再任を妨げない。 2　補欠により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。 3　役員は、第28条に定める員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。		第９条　役員の任期は２年とする。ただし、再任を妨げない。 2　補欠により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。 3　役員は、任期満了後といえども、後任者の就任するまでは、その職務を行うものとする。	
第32条　役員は、評議員会の決議によって解任することができる。ただし、監事の解任の決議は、出席した評議員の議決権の３分の２以上の賛成がなければ、決議することができない。		（新設）	（新設） （新設）
第33条　役員の報酬等は （例１）評議員会の決議によって別に定めるところにより支給する。 （例２）理事及び監事について、それぞれの総額が、○○円以下及び○○円以下で支給する。 （例３）理事長○円、理事○円、監事○円とする。	・役員の報酬は、3,600万円以下であること。 ・役員の報酬等について、寄附行為にその額を定めていないときは、評議員会の決議によって定める必要がある。 ・寄附行為又は評議員会の決議において理事の報酬等の「総額」を定める場合、各理事の報酬等の額はその額の範囲内で理事会の決議によって定めることも差し支えない。ただし、監事が２人以上あるときに監事の報酬等の「総額」を定める場合は、各監事の報酬等は、その額の範囲内で監事の協議によって定める。また、「総額」を上回らなければ、再度、評議員会で決議することは必ずしも必要ではない。	（新設）	（新設）

第34条　理事は、次に掲げる取引をしようとする場合には、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。 (1) 自己又は第三者のためにする本財団の事業の部類に属する取引 (2) 自己又は第三者のためにする本財団との取引 (3) 本財団がその理事の債務を保証することその他その理事以外の者との間における本財団とその理事との利益が相反する取引 2　前項の取引をした理事は、その取引後、遅滞なく、その取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。		(新設)	
第35条　本財団は、役員が任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令に規定する額を限度として、理事会の決議により免除することができる。 2　本財団は、役員との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任について、当該役員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときに、損害賠償責任の限定契約を締結することができる。ただし、その責任の限度額は、○円以上で本財団があらかじめ定めた額と法令で定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。	・本条を規定するか否かは任意。	(新設)	(新設)
第7章　理事会		(新設)	
第36条　理事会は、すべての理事をもって構成する。		(新設)	
第37条　理事会は、この寄附行為に別に定めるもののほか、次の職務を行う。 (1) 本財団の業務執行の決定 (2) 理事の職務の執行の監督 (3) 理事長の選出及び解職 (4) 重要な資産の処分及び譲受けの決定 (5) 多額の借財の決定 (6) 重要な役割を担う職員の選任及び解任の決定 (7) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止の決定		(新設)	

第38条　理事会は、理事長が招集する。理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。 2　理事長は、必要があると認めるときは、いつでも理事会を招集することができる。 3　理事会を構成する理事の３分の１以上から連名をもって理事会の目的たる事項を示して請求があったときは、理事長は理事会を招集しなければならに。 4　理事会の招集は、期日の１週間前までに、各理事及び各監事に対して理事会を招集する旨の通知を発しなければならない。 5　前項にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催できる。		（新設）	
第39条　理事会の議長は、理事長とする。		（新設）	
第40条　理事会の決議は、法令又はこの寄附行為に別段の定めがある場合を除き、議決事項について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。		（新設）	
2　前項の規定にかかわらず、第21条の表の左欄に掲げる事項は、理事会において理事総数の３分の２以上の同意を得なければならない。	・理事については、議決権を他の者に委任して行使させる事実があるときは、その運営組織が適正であると認められないことになっているので、留意すること。		（新設）
3　第１項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について特別の利害関係を有する理事を除く理事全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事がその提案について異議を述べたときはこの限りでない。	・本項を規定するか否かは任意。		（新設）
第41条　理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。		（新設）	

2　理事会に出席した理事及び監事は、前項の議事録に署名し、又は記名押印する。	・署名し、又は記名押印する者を、理事会に出席した理事長及び監事とすることも可。		（新設）
第42条　理事会の議事についての細則は、理事会で定める。		（新設）	
（削除）		第４章　評議員	
（削除）		第10条　本財団に評議員１２名以上〇〇名以内を置く。	
（削除）		第11条　評議員は、理事会が選任し、理事長が委嘱する。 ２　評議員を選任するにあたっては、評議員の数が理事の数の、２倍の数を下ることがなく、かつ、親族等の数が、評議員の総数の３分の１以下としなければならない。 ３　評議員は、理事又は監事を兼ねることはできない。	
（削除）		第12条　評議員の任期は２年とし、新任または補欠により就任した評議員の任期は、すでに就任している他の評議員の任期と同時に満了するものとする。	
（削除）		第13条　評議員は、評議員会を組織して、この寄附行為に定める事項を議決するほか、理事長の諮問に応じて意見を述べるものとする。	
（削除）		第５章　会議	
（削除）		第14条　本財団の会議は、理事会及び評議員会とし、評議員会は、これを定時会議と臨時会議に分ける。	
（削除）		第15条　定時会議は、毎年２回３月及び５月に開催し、臨時会議及び理事会は随時必要なときに開催する。	
（削除）	（削除）	第16条　会議は、理事長がこれを招集する。	・本条に、各会議の定足数を定めて

		2　理事会を構成する理事の３分の１以上から連名をもって会議の目的たる事項を示して請求があったときは、理事長は理事会を招集しなければならない。 3　理事長は、総評議員の５分の１以上の評議員から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から２０日以内に、これを招集しなければならない。 4　理事会の議長は、理事長をもってあて、評議員会の議長は、評議員の互選によって定める。	もよい。
（削除）	（削除）	第１７条　次の表の左欄に掲げる事項は、それぞれ右欄に掲げる時期に開催する評議員会の同意を得なければならない。 1　翌年度の事業計画及び収支予算の決定 2　翌年度中の借入金額の最高限度額の決定 ／ 毎年３月 3　前年度決算の決定 4　前年度剰余金又は損失金の処理 ／ 毎年５月 5　寄附行為の変更 6　基本財産の設定及び処分（担保提供を含む。） 7　事業計画及び収支予算の重大な変更 8　本財団の解散 9　理事及び監事の選任、辞任の承認 10　寄附行為第５条に関する事項 11　重要な契約の締結等理事長が必要と認めて付議する事項 ／ 随時 2　前項の会議の議事は、総評議員の過半数が出席し、その出席者の過半数の同意を得なければならない。	・第５条の業務がなければ、掲げる必要はない。
（削除）		第 18 条　評議員会の招集は、期日の少なくとも５日前までに会議の目的である事項、日時及び場所を記載し、理事長がこれに記名した書面で評議員に通知	

		しなければならない。 2　評議員会においては、前項の規定によってあらかじめ通知した事項のほか議決することができない。ただし、急を要する場合はこの限りではない。	
（削除）		第19条　評議員は、あらかじめ通知のあった事項についてのみ書面又は代理人をもって議決権及び選挙権を行使することができる。ただし、代理人は評議員でなければならない。 2　代理人は、代理権を証する書面を議長に提出しなければならない。	
（削除）		第20条　評議員は評議員会において、１個の議決権及び選挙権を有する。ただし、会議の議決事項につき特別の利害関係を有する者は、当該事項につきその議決権を行使できない。	
（削除）	（削除）	第21条　第17条第１項の表の左欄に掲げる事項は、理事会において理事総数の３分の２以上が出席し、その３分の２以上の同意を得なければならない。 2　その他の事項は、理事の総数の２分の１以上が出席し、その過半数で決する。可否同数のときは、議長の決するところによる。	・理事については、議決権を他の者に委任して行使させる事実があるときは、その運営組織が適正であると認められないことになっているので、留意すること。
（削除）		第22条　理事会及び評議員会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成し、理事長はこれを確実に保存しなければならない。 (1) 会議の日時、場所 (2) 理事及び評議員の現員数 (3) 出席した理事又は評議員の氏名（書面表決者及び表決委任者を含む。） (4) 議案の件名 (5) 議事の経過要領及び発言者の発言要旨 (6) 議事録署名人の選任に関する事項 2　前項の議事録には議長及び出席理事又は出席評議員のうちから、その会議において選出された議事録署名人２名以上が署名又は記名捺印しなければならない。	

（削除）		第23条　この寄附行為に定めるもののほか、会議の議事の細則については、それぞれの会議において定めることができる。	
（削除）		第６章　資産及び会計	
（削除）		第24条　本財団の資産は次のとおりとする。 (1) 本財団の設立当時の財産（別紙財産目録に掲げるもの） (2) 本財団に寄附された財産 (3) 本財団の資産から生ずる果実 (4) 本財団の事業に伴う収入 (5) その他の収入	
（削除）	（削除）	第25条　本財団の資産のうち、次に掲げる財産を基本財産とする。 (1) …… (2) …… (3) …… ２　基本財産は処分し、又は担保に供してはならない。ただし、特別の理由のある場合には、理事会及び評議員会の議決を経た上、〇〇県知事の承認を受けて処分し、又は担保に供することができる。	・不動産、運営基金等重要な資産はなるべく基本財産とすること。
（削除）		第26条　本財団の資産のうち、基本財産を除く資産を通常財産とし、これで本財団の経費を支弁する。	
（削除）		第27条　本財団の資産は、理事会及び評議員会の議決を経て定めた方法によって、理事長が管理する。	
（削除）		第28条　資産のうち現金は、確実な銀行又は信託会社に預け入れ若しくは信託し、又は国公債若しくは確実な有価証券に換え保管するものとする。	
（削除）		第29条　本財団の事業計画及び収支予算は、毎会計年度開始前に理事会及び評議員会の議決を経て定める。	

（削除）		第30条　本財団の会計年度は、毎年４月１日に始まり翌年３月３１日に終る。	
（削除）		第31条　本財団の決算については、毎会計年度終了後２月以内に、事業報告書、財産目録、貸借対照表及び損益計算書（以下「事業報告書等」という。）を作成しなければならない。 ２　本財団は、事業報告書等、監事の監査報告書及び本財団の寄附行為を事務所に備えて置き、評議員又は債権者から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。 ３　本財団は、毎会計年度終了後３月以内に、事業報告書等及び監事の監査報告書を〇〇県知事に届け出なければならない。	
（削除）		第32条　決算の結果、剰余金を生じたときは、理事会及び評議員会の議決を経て、その全部又は一部を基本財産に繰り入れ、又は積立金として積み立てるものとし、配当してはならない。	
第７章　証明書等の提出		第７章　証明書等の提出	
第43条　各事業年度に係る厚生労働大臣の定める基準を満たす旨の証明書については、各事業年度終了の日の翌日から３月以内に、納税地の所轄税務署長を経由して国税庁長官に提出しなければならない。 ２　租税特別措置法施行令第39条の25第１項第２号及び第３号に掲げる要件を満たす旨を説明する書類については、理事会及び評議員会の承認を受け、前項の規定による証明書の提出の際に、併せて提出しなければならない。	・証明書については、都道府県及び地方厚生局へ申請し、証明手続を行う必要があることから、その手続の期間を考慮し、各事業年度が終了した後、速やかに申請手続をすること。なお、証明に係る添付書類として決算関係書類を地方厚生局へ提出する必要があるが、これは第13条第３項の医療法上の届出の規程にかかわらず、決算の確定については各事業年度が終了した後、早急に行うよう十分注意すること。	第33条　各事業年度に係る厚生労働大臣の定める基準を満たす旨の証明書については、各事業年度終了の日の翌日から３月以内に、納税地の所轄税務署長を経由して国税庁長官に提出しなければならない。 ２　租税特別措置法施行令第39条の25第１項第２号及び第３号に掲げる要件を満たす旨を説明する書類については、理事会及び評議員会の承認を受け、前項の規定による証明書の提出の際に、併せて提出しなければならない。	・証明書については、都道府県及び地方厚生局へ申請し、証明手続を行う必要があることから、その手続の期間を考慮し、各事業年度が終了した後、速やかに申請手続をすること。なお、証明に係る添付書類として決算関係書類を地方厚生局へ提出する必要があるが、これは第31条第３項の医療法上の届出の規程にかかわらず、決算の確定については各事業年度が終了した後、早急に行うよう十分注意すること。
第８章　寄附行為の変更		第８章　寄附行為の変更及び解散	

第44条　この寄附行為は、第21条及び第40条第３項の手続きを経た上、かつ、〇〇県知事の認可を得なければ変更することができない。		第34条　この寄附行為は、第17条及び第21条の手続きを経た上、かつ、〇〇県知事の認可を得なければ変更することができない。	
第９章　解散及び合併		（新設）	
第45条　本財団は、〇〇〇〇〇の場合は、第21条及び第40条第３項の手続きを経た上、〇〇県知事の認可を受けて解散することができる。	・本条には、医療法第５５条第１項第１号の規定に基づき、とくに定めるべき解散事由があれば掲げること。同第２号に掲げる事由については、とくに本条に掲げる必要はない。	第35条　本財団は、〇〇〇〇〇の場合は、第17条及び第21条の手続きを経た上、〇〇県知事の認可を受けて解散することができる。	・本条には、医療法第５５条第２項第１号の規定に基づき、とくに定めるべき解散事由があれば掲げること。同第２号に掲げる事由については、とくに本条に掲げる必要はない。
第46条　本財団が解散したときは、理事がその清算人となる。ただし、評議員会の議決によって評議員の中からこれを選任することができる。		第36条　本財団が解散したときは、理事がその清算人となる。ただし、評議員会の議決によって評議員の中からこれを選任することができる。	
第47条　本財団が解散したときの残余財産は、国若しくは地方公共団体又は同種の医療法人に帰属せしめるものとする。	・国、地方公共団体、同種の医療法人のいずれかを選択しても差支えない。	第37条　本財団が解散したときの残余財産は、国若しくは地方公共団体又は同種の医療法人に帰属せしめるものとする。	・国、地方公共団体、同種の医療法人のいずれかを選択しても差支えない。
第48条　本財団は、理事及び評議員の総数のそれぞれ３分の２以上の議決を経、かつ、〇〇県知事の認可を得て、他の財団たる医療法人又は社団たる医療法人と合併することができる。		（新設）	
第１０章　雑則		第９章　雑則	
第49条　本財団の公告は、 （例１）官報に掲載する方法 （例２）〇〇新聞に掲載する方法 （例３）電子公告（ホームページ） によって行う。 （例３の場合） ２　事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報（又は〇〇新聞）に掲載する方法によって行う。		第38条　本財団の公告は、官報（及び〇〇新聞）によって行う。	

第50条　この寄附行為の施行細則は、理事会及び評議員会の議決を経て定める。 附則 本財団設立当初の役員は、次のとおりとする。 理事長　○ ○ ○ ○ 常務理事　○ ○ ○ ○ 同　○ ○ ○ ○ 理事　○ ○ ○ ○ 同　○ ○ ○ ○ 同　○ ○ ○ ○ 同　○ ○ ○ ○ 監事　○ ○ ○ ○ 同　○ ○ ○ ○		第39条　この寄附行為の施行細則は、理事会及び評議員会の議決を経て定める。 附則 本財団設立当初の役員は、次のとおりとする。 理事長　○ ○ ○ ○ 常務理事　○ ○ ○ ○ 同　○ ○ ○ ○ 理事　○ ○ ○ ○ 同　○ ○ ○ ○ 同　○ ○ ○ ○ 同　○ ○ ○ ○ 監事　○ ○ ○ ○ 同　○ ○ ○ ○	
	・本寄附行為例により、新規に財団を設立する場合に、 「　附則 本財団設立当時の役員は、次の通りとし、その任期は○○○までとする。 理事(理事長)　○○○○ 〃　(常務理事)○○○○ ・ ・ 監事　○○○○ 〃　○○○○」 とすること。		・本寄附行為例により、新規に財団を設立する場合に、 「　附則 本財団設立当時の役員は、次の通りとし、その任期は○○○までとする。 理事(理事長)　○○○○ 〃　(常務理事)○○○○ ・ ・ 監事　○○○○ 〃　○○○○」 とすること。

（別添５）

○出資額限度法人の定款例（いわゆる「出資額限度法人」について」（平成16年医政発第0831001号）別添２）の一部改正

（下線の部分は改正部分）

改正後		改正前	
出資額限度法人モデル定款	備考	出資額限度法人モデル定款	備考
医療法人○○会定款		医療法人○○会定款	
第１章　名称及び事務所		第１章　名称及び事務所	
第１条　本社団は、医療法人○○会と称する。		第１条　本社団は、医療法人○○会と称する。	
第２条　本社団は、事務所を○○県○○郡（市）○○町（村）○○番地に置く。	・事務所については、複数の事務所を有する場合は、すべてこれを記載し、かつ、主たる事務所を定めること。	第２条　本社団は、事務所を○○県○○郡（市）○○町（村）○○番地に置く。	・事務所については、複数の事務所を有する場合は、すべてこれを記載し、かつ、主たる事務所を定めること。
第２章　目的及び事業		第２章　目的及び事業	
第３条　本社団は、病院（診療所、介護老人保健施設）を経営し、科学的でかつ適正な医療（及び要介護者に対する看護、医学的管理下の介護及び必要な医療等）を普及することを目的とする。	・病院、診療所又は介護老人保健施設のうち、開設する施設を掲げる。（以下、第４条、第５条、第28条第３項及び第29条第５項において同じ。） ・介護老人保健施設のみを開設する医療法人については、「本社団は、介護老人保健施設を経営し、要介護者に対する看護、医学的管理下の介護及び必要な医療等を普及することを目的とする。」とする。	第３条　本社団は、病院（診療所、介護老人保健施設）を経営し、科学的でかつ適正な医療（及び疾病・負傷等により寝たきりの状態等にある老人に対し、看護、医学的管理下の介護及び必要な医療等）を普及することを目的とする。	・病院、診療所又は介護老人保健施設のうち、開設する施設を掲げる。（以下、第４条、第５条及び第18条において同じ。） ・介護老人保健施設のみを開設する医療法人については、「本社団は、介護老人保健施設を経営し、疾病・負傷等により寝たきりの状態等にある老人に対し、看護、医学的管理下の介護及び必要な医療等を普及することを目的とする。」とする。
第４条　本社団の開設する病院（診療所、介護老人保健施設）の名称及び開設場所は、次のとおりとする。 (1) ○○病院　○○県○○郡（市）○○町（村） (2) ○○診療所　○○県○○郡（市）○○町（村） (3) ○○園　○○県○○郡（市）○○町（村）		第４条　本社団の開設する病院（診療所、介護老人保健施設）の名称及び開設場所は、次のとおりとする。 (1) ○○病院　○○県○○郡（市）○○町（村） (2) ○○診療所　○○県○○郡（市）○○町（村） (3) ○○園　○○県○○郡（市）○○町（村）	
２　本社団が○○市（町、村）から指定管理者として指定を受けて管理する病院（診療所、介護老人保健施設）の名称及び開設場所は、次のとおりとする。	・本項には、地方自治法（昭和22年法律第67号）に基づいて行う指定管理者として管理する病院（診療	２　本社団が○○市（町、村）から指定管理者として指定を受けて管理する病院（診療所、介護老人保健施設）の名称及び開設場所は、次のとおりとする。	・本項には、地方自治法（昭和22年法律第67号）に基づいて行う指定管理者として管理する病院（診療

(1) ○○病院　○○県○○郡（市）○○町（村） (2) ○○診療所　○○県○○郡（市）○○町（村） (3) ○○園　○○県○○郡（市）○○町（村）	所、介護老人保健施設）の名称及び開設場所を掲げる。行わない場合には、掲げる必要はない。（以下、第28条第3項及び第29条第5項において同じ。）	(1) ○○病院　○○県○○郡（市）○○町（村） (2) ○○診療所　○○県○○郡（市）○○町（村） (3) ○○園　○○県○○郡（市）○○町（村）	所、介護老人保健施設）の名称及び開設場所を掲げる。行わない場合には、掲げる必要はない。（以下、第18条第3項及び第19条第5項において同じ。）
第5条　本社団は、前条に掲げる病院（診療所、介護老人保健施設）を経営するほか、次の業務を行う。 ○○看護師養成所の経営	・本条には、医療法（昭和23年法律第205号。以下「法」という。）第42条各号の規定に基づいて行う附帯業務を掲げる。行わない場合には、掲げる必要はない。	第5条　本社団は、前条に掲げる病院（診療所、介護老人保健施設）を経営するほか、次の業務を行う。 ○○看護師養成所の経営	・本条には、医療法（昭和23年法律第205号。以下「法」という。）第42条各号の規定に基づいて行う附帯業務を掲げる。行わない場合には、掲げる必要はない。
第3章　資産及び会計		（新設）	
第6条　本社団の資産は次のとおりとする。 (1) 設立当時の財産 (2) 設立後寄附された金品 (3) 事業に伴う収入 (4) その他の収入 2　本社団の設立当時の財産目録は、主たる事務所において備え置くものとする。		（新設）	
第7条　本社団の資産のうち、次に掲げる財産を基本財産とする。 (1) ・・・ (2) ・・・ (3) ・・・ 2　基本財産は処分し、又は担保に供してはならない。ただし、特別の理由のある場合には、理事会及び社員総会の議決を経て、処分し、又は担保に供することができる。	・不動産、運営基金等重要な資産は、基本財産とすることが望ましい。	（新設）	（新設）
第8条　本社団の資産は、社員総会又は理事会で定めた方法によって、理事長が管理する。		（新設）	
第9条　資産のうち現金は、医業経営の実施のため確実な銀行又は信託会社に預け入れ若しくは信託し、又は国公債若しくは確実な有価証券に換え保管する。		（新設）	

第10条　本社団の収支予算は、毎会計年度開始前に理事会及び社員総会の議決を経て定める。		（新設）	
第11条　本社団の会計年度は、毎年４月１日に始まり翌年３月３１日に終る。	・任意に１年間を定めても差し支えない。（法第53条参照）	（新設）	（新設）
第12条　本社団の決算については、事業報告書、財産目録、貸借対照表及び損益計算書（以下「事業報告書等」という。）を作成し、監事の監査、理事会の承認及び社員総会の承認を受けなければならない。 ２　本社団は、事業報告書等、監事の監査報告書及び本社団の定款を事務所に備えて置き、社員又は債権者から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。		（新設）	
３　本社団は、毎会計年度終了後３月以内に、事業報告書等及び監事の監査報告書を〇〇県知事に届け出なければならない。	・２以上の都道府県の区域において病院、診療所又は介護老人保健施設を開設する医療法人については、主たる事務所の所在地の都道府県知事に届け出るものとする。		（新設）
第13条　決算の結果、剰余金を生じたとしても、配当してはならない。		（新設）	
第４章　社員		第３章　社員	
第14条　本社団の社員になろうとする者は、社員総会の承認を得なければならない。 ２　本社団は、社員名簿を備え置き、社員の変更があるごとに必要な変更を加えなければならない。	・第４章の章名を「社員及び出資」とし、出資の口数及び出資１口の金額について「本社団の出資は、これを〇〇口に分ち、出資１口の金額は、金〇千円とする。」旨規定しても差し支えない。	第６条　本社団の社員になろうとする者は、社員総会の承認を得なければならない。 ２　本社団は、社員名簿を備え置き、社員の変更があるごとに必要な変更を加えなければならない。	・第３章の章名を「社員及び出資」とし、出資の口数及び出資１口の金額について「本社団の出資は、これを〇〇口に分ち、出資１口の金額は、金〇千円とする。」旨規定しても差し支えない。
第15条　社員は、次に掲げる理由によりその資格を失う。 (1) 除　名 (2) 死　亡 (3) 退　社 ２　社員であって、社員たる義務を履行せず本社団の定款に違反し又は品位を傷つける行為のあった者		第７条　社員は、次に掲げる理由によりその資格を失う。 (1) 除　名 (2) 死　亡 (3) 退　社 ２　社員であって、社員たる義務を履行せず本社団の定款に違反し又は品位を傷つける行為のあった者	

は、社員総会の議決を経て除名することができる。		は、社員総会の議決を経て除名することができる。	
第16条　やむを得ない理由のあるときは、社員はその旨を理事長に届け出て、退社することができる。	・退社について社員総会の承認の議決を要することとしても差し支えない。	第8条　やむを得ない理由のあるときは、社員はその旨を理事長に届け出て、その同意を得て退社することができる。	・退社について社員総会の承認の議決を要することとしても差し支えない。
第17条　社員資格を喪失した者は、その出資額を限度として払戻しを請求することができる。		第9条　社員資格を喪失した者は、その出資額を限度として払戻しを請求することができる。	
第5章　社員総会		（新設）	
第18条　理事長は、定時社員総会を、毎年○回、○月に開催する。	・定時社員総会は、収支予算の決定と決算の決定のため年2回以上開催することが望ましい。	（新設）	（新設）
2　理事長は、必要があると認めるときは、いつでも臨時社員総会を招集することができる。			
3　理事長は、総社員の5分の1以上の社員から社員総会の目的である事項を示して臨時社員総会の招集を請求された場合には、その請求があった日から20日以内に、これを招集しなければならない。	・5分の1を下回る割合を定めることもできる。		（新設）
4　社員総会の招集は、期日の少なくとも5日前までに、その社員総会の目的である事項、日時及び場所を記載し、理事長がこれに記名した書面で社員に通知しなければならない。	・招集の通知は、定款で定めた方法により行う。書面のほか電子的方法によることも可。		（新設）
第19条　社員総会の議長は、社員の中から社員総会において選任する。		（新設）	
第20条　次の事項は、社員総会の議決を経なければならない。 (1) 定款の変更 (2) 基本財産の設定及び処分（担保提供を含む。） (3) 毎事業年度の事業計画の決定又は変更 (4) 収支予算及び決算の決定又は変更 (5) 重要な資産の処分 (6) 借入金額の最高限度の決定 (7) 社員の入社及び除名 (8) 本社団の解散		（新設）	

(9) 他の医療法人との合併若しくは分割に係る契約の締結又は分割計画の決定 2　その他重要な事項についても、社員総会の議決を経ることができる。			
第21条　社員総会は、総社員の過半数の出席がなければ、その議事を開き、決議することができない。 2　社員総会の議事は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、出席した社員の議決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。 3　前項の場合において、議長は、社員として議決に加わることができない。		（新設）	
第22条　社員は、社員総会において各1個の議決権及び選挙権を有する。		（新設）	
第23条　社員総会においては、あらかじめ通知のあった事項のほかは議決することができない。ただし、急を要する場合はこの限りではない。 2　社員は、あらかじめ通知のあった事項についてのみ書面又は代理人をもって議決権及び選挙権を行使することができる。ただし、代理人は社員でなければならない。 3　代理人は、代理権を証する書面を議長に提出しなければならない。		（新設）	
第24条　社員総会の議決事項につき特別の利害関係を有する社員は、当該事項につきその議決権を行使できない。		（新設）	
第25条　社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。		（新設）	
第26条　社員総会の議事についての細則は、社員総会で定める。		（新設）	
（削除）		第4章資産及び会計	

（削除）	（削除）	第 10 条　本社団の資産のうち、次に掲げる財産を基本財産とする。 (1) ・・・ (2) ・・・ (3) ・・・	・不動産、運営基金等重要な資産は、基本財産とすることが望ましい。
	（削除）	２　基本財産は処分し、又は担保に供してはならない。ただし、特別の理由のある場合には、理事会及び社員総会の議決を経て、処分し、又は担保に供することができる。	・社員総会のみの議決でよいこととしても差し支えないが、理事会の議決を経ることとすることが望ましい。（以下、第 13 条及び第 16 条において同じ。）
（削除）		第 11 条　本社団の資産は、社員総会で定めた方法によって、理事長が管理する。	
（削除）		第 12 条　資産のうち現金は、確実な銀行又は信託会社に預け入れ若しくは信託し、又は国公債若しくは確実な有価証券に換え保管するものとする。	
（削除）		第 13 条　本社団の収支予算は、毎会計年度開始前に理事会及び社員総会の議決を経て定める。	
（削除）	（削除）	第 14 条　本社団の会計年度は、毎年４月１日に始まり翌年３月３１日に終る。	・任意に１年間を定めても差し支えない。（法第 53 条参照）
（削除）		第 15 条　本社団の決算については、毎会計年度終了後２月以内に、事業報告書、財産目録、貸借対照表及び損益計算書（以下「事業報告書等」という。）を作成しなければならない。 ２　本社団は、事業報告書等、監事の監査報告書及び本社団の定款を事務所に備えて置き、社員又は債権者から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。	
	（削除）	３　本社団は、毎会計年度終了後３月以内に、事業報告書等及び監事の監査報告書を〇〇県知事に届け出なければならない。	・２以上の都道府県の区域において病院、診療所又は介護老人保健施設を開設する医療法人については、主たる事務所の所在地の都道府県知事に届け出るものとする。
（削除）		第 16 条　決算の結果、剰余金を生じたときは、理事	

		会及び社員総会の議決を経てその全部又は一部を基本財産に繰り入れ、又は積立金として積み立てるものとし、配当してはならない。	
第６章　役員		第５章　役員	
第27条　本社団に、次の役員を置く。 (1) 理事　○名以上○名以内 うち理事長１名 (2) 監事　○名	・原則として、理事は３名以上置かなければならない。都道府県知事の認可を受けた場合には、１名又は２名でも差し支えない。(法第46条の５第１項参照) なお、理事を１名又は２名置くこととした場合でも、社員は３名以上置くことが望ましい。	第17条　本社団に、次の役員を置く。 (1) 理事　○名以上○名以内 うち理事長１名 (2) 監事　○名	・原則として、理事は３名以上置かなければならない。都道府県知事の認可を受けた場合には、１名又は２名でも差し支えない。(法第46条の２参照) なお、理事を１名又は２名置くこととした場合でも、社員は３名以上置くことが望ましい。
第28条　理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。 ２　理事長は、理事会において、理事の中から選出する。		第18条　理事及び監事は、社員総会において選任する。 ２　理事長は、理事の互選によって定める。	
３　本社団が開設(指定管理者として管理する場合を含む。) する病院 (診療所、介護老人保健施設) の管理者は、必ず理事に加えなければならない。	・病院、診療所又は介護老人保健施設を２以上開設する場合において、都道府県知事 (２以上の都道府県の区域において病院、診療所又は介護老人保健施設を開設する医療法人については主たる事務所の所在地の都道府県知事) の認可を受けた場合は、管理者 (指定管理者として管理する病院等の管理者を除く。) の一部を理事に加えないことができる。(法第46条の５第６項参照)	３　本社団が開設(指定管理者として管理する場合を含む。) する病院 (診療所、介護老人保健施設) の管理者は、必ず理事に加えなければならない。	・病院、診療所又は介護老人保健施設を２以上開設する場合において、都道府県知事 (２以上の都道府県の区域において病院、診療所又は介護老人保健施設を開設する医療法人については主たる事務所の所在地の都道府県知事) の認可 (以下、第31条において同じ。) を受けた場合は、管理者 (指定管理者として管理する病院等の管理者を除く。) の一部を理事に加えないことができる。(法第47条参照)
４　前項の理事は、管理者の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。 ５　理事又は監事のうち、その定数の５分の１を超える者が欠けたときは、１月以内に補充しなければならない。	・理事の職への再任を妨げるものではない。	４　前項の理事は、管理者の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。 ５　理事又は監事のうち、その定数の５分の１を超える者が欠けたときは、１月以内に補充しなければならない。	・理事の職への再任を妨げるものではない。
第29条　理事長は本社団を代表し、本社団の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限		第19条　理事長のみが本社団を代表する。	

を有する。 2　理事長は、医療法人の業務を執行し、 （例１）３箇月に１回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。 （例２）毎事業年度に４箇月を超える間隔で２回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。 3　理事長に事故があるときは、理事長があらかじめ定めた順位に従い、理事がその職務を行う。 4　監事は、次の職務を行う。 (1) 本社団の業務を監査すること。 (2) 本社団の財産の状況を監査すること。 (3) 本社団の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後３月以内に社員総会及び理事会に提出すること。 (4) 第１号又は第２号による監査の結果、本社団の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくはこの定款に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを〇〇県知事、社員総会又は理事会に報告すること。 (5) 第４号の報告をするために必要があるときは、社員総会を招集すること。 (6) 理事が社員総会に提出しようとする議案、書類、その他の資料を調査し、法令若しくはこの定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を社員総会に報告すること。 5　監事は、本社団の理事又は職員（本社団の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（指定管理者として管理する病院等を含む。）の管理者その他の職員を含む。）を兼ねてはならない。 第30条　役員の任期は２年とする。ただし、再任を妨げない。 2　補欠により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。 3　役員は、第26条に定める員数が欠けた場合には、	・この報告は、現実に開催された理事会において行わなければならず、報告を省略することはできない。	2　理事長は本社団の業務を総理する。 3　理事は、本社団の常務を処理し、理事長に事故があるときは、理事長があらかじめ定めた順位に従い、理事がその職務を行う。 4　監事は、次の職務を行う。 (1) 本社団の業務を監査すること。 (2) 本社団の財産の状況を監査すること。 (3) 本社団の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後３月以内に社員総会又は理事に提出すること。 (4) 第１号又は第２号による監査の結果、本社団の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくはこの定款に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを〇〇県知事又は社員総会に報告すること。 (5) 第４号の報告をするために必要があるときは、社員総会を招集すること。 (6) 本社団の業務又は財産の状況について、理事に対して意見を述べること。 5　監事は、本社団の理事又は職員（本社団の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（指定管理者として管理する病院等を含む。）の管理者その他の職員を含む。）を兼ねてはならない。 第20条　役員の任期は２年とする。ただし、再任を妨げない。 2　補欠により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。 3　役員は、任期満了後といえども、後任者が就任す	（新設）

任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。		るまでは、その職務を行うものとする。	
第31条　役員は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事の解任の決議は、出席した社員の議決権の３分の２以上の賛成がなければ、決議することができない。	・３分の２を上回る割合を定めることもできる。	（新設）	（新設）
第32条　役員の報酬等は、 （例１）社員総会の決議によって別に定めるところにより支給する。 （例２）理事及び監事について、それぞれの総額が、〇〇円以下及び〇〇円以下で支給する。 （例３）理事長〇円、理事〇円、監事〇円とする。	・役員の報酬等について、定款にその額を定めていないときは、社員総会の決議によって定める必要がある。 ・定款又は社員総会の決議において理事の報酬等の「総額」を定める場合、各理事の報酬等の額はその額の範囲内で理事会の決議によって定めることも差し支えない。ただし、監事が２人以上あるときに監事の報酬等の「総額」を定める場合は、各監事の報酬等は、その額の範囲内で監事の協議によって定める。また、「総額」を上回らなければ、再度、社員総会で決議することは必ずしも必要ではない。	（新設）	（新設） （新設）
第33条　理事は、次に掲げる取引をしようとする場合には、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。 (1) 自己又は第三者のためにする本社団の事業の部類に属する取引 (2) 自己又は第三者のためにする本社団との取引 (3) 本社団がその理事の債務を保証することその他その理事以外の者との間における本社団とその理事との利益が相反する取引 ２　前項の取引をした理事は、その取引後、遅滞なく、その取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。		（新設）	

第34条　本社団は、役員が任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令に規定する額を限度として、理事会の決議により免除することができる。 2　本社団は、役員との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任について、当該役員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときに、損害賠償責任の限定契約を締結することができる。ただし、その責任の限度額は、○円以上で本社団があらかじめ定めた額と法令で定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。	・本条を規定するか否かは任意。	（新設）	（新設）
第7章　理事会		（新設）	
第35条　理事会は、すべての理事をもって構成する。		（新設）	
第36条　理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。 (1)本社団の業務執行の決定 (2)理事の職務の執行の監督 (3)理事長の選出及び解職 (4)重要な資産の処分及び譲受けの決定 (5)多額の借財の決定 (6)重要な役割を担う職員の選任及び解任の決定 (7)従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止の決定		（新設）	
第37条　理事会は、 （例1）各理事が招集する。 （例2）理事長（又は理事会で定める理事）が招集する。この場合、理事長（又は理事会で定める理事）が欠けたとき又は理事長（理事会で定める理事）に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。 2　理事長（又は理事会で定める理事、又は各理事）は、必要があると認めるときは、いつでも理事会を招集することができる。	・原則、各理事が理事会を招集するが、理事会を招集する理事を定款又は理事会で定めることができる。	（新設）	（新設）
3　理事会の招集は、期日の1週間前までに、各理事及び各監事に対して理事会を招集する旨の通知を発しなければならない。	・1週間を下回る期間を定めることもできる。		（新設）

4　前項にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催できる。			
第38条　理事会の議長は、理事長とする。		（新設）	
第39条　理事会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、議決事項について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。	・過半数を上回る割合を定めることもできる。	（新設）	（新設）
2　前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について特別の利害関係を有する理事を除く理事全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事がその提案について異議を述べたときはこの限りでない。	・本項を規定するか否かは任意。		（新設）
第40条　理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。		（新設）	
2　理事会に出席した理事及び監事は、前項の議事録に署名し、又は記名押印する。	・署名し、又は記名押印する者を、理事会に出席した理事長及び監事とすることも可。		（新設）
第41条　理事会の議事についての細則は、理事会で定める。		（新設）	
（削除）		第６章　会議	
（削除）	（削除）	第21条　会議は、社員総会及び理事会の２つとし、社員総会はこれを定時総会と臨時総会に分ける。	・定時総会は、場合によっては年１回の開催としても差し支えないが、収支予算の決定と決算の決定のため年２回開催することが望ましい。
（削除）		第22条　定時総会は、毎年○回、○月に開催する。	
（削除）		第23条　理事長は、必要があると認めるときは、いつでも臨時総会及び理事会を招集することができる。 2　社員総会の議長は、社員総会において選任し、理事会の議長は、理事長をもってあてる。	

	（削除）	３　理事長は、総社員の５分の１以上の社員から会議に付議すべき事項を示して臨時総会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から２０日以内に、これを招集しなければならない。 ４　理事会を構成する理事の３分の１以上から連名をもって理事会の目的たる事項を示して請求があったときは、理事長は理事会を招集しなければならない。	・総社員の５分の１の割合については、これを下回る割合を定めることができる。
（削除）		第 24 条　次の事項は、社員総会の議決を経なければならない。 (1) 定款の変更 (2) 基本財産の設定及び処分（担保提供を含む。） (3) 毎事業年度の事業計画の決定及び変更 (4) 収支予算及び決算の決定 (5) 剰余金又は損失金の処理 (6) 借入金額の最高限度の決定 (7) 社員の入社及び除名 (8) 本社団の解散 (9) 他の医療法人との合併契約の締結 (10) その他重要な事項	
（削除）		第 25 条　社員総会は、総社員の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。 ２　社員総会の議事は、出席した社員の議決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。 ３　前項の場合において、議長は、社員として議決に加わることができない。	
（削除）		第 26 条　社員総会の招集は、期日の少なくとも５日前までに会議の目的である事項、日時及び場所を記載し、理事長がこれに記名した書面で社員に通知しなければならない。 ２　社員総会においては、前項の規定によってあらかじめ通知した事項のほか議決することができない。ただし、急を要する場合はこの限りではない。	

（削除）		第27条　社員は、社員総会において１個の議決権及び選挙権を有する。	
（削除）		第28条　社員は、あらかじめ通知のあった事項についてのみ書面又は代理人をもって議決権及び選挙権を行使することができる。ただし、代理人は社員でなければならない。 ２　代理人は、代理権を証する書面を議長に提出しなければならない。	
（削除）		第29条　会議の議決事項につき特別の利害関係を有する者は、当該事項につきその議決権を行使できない。	
（削除）		第30条　社員総会の議事についての細則は、社員総会で定める。 ２　理事会の議事についての細則は、理事会で定める。	
第８章　定款の変更		第７章　定款の変更	
第42条　この定款は、社員総会の議決を経、かつ、〇〇県知事の認可を得なければ変更することができない。		第31条　この定款は、社員総会の議決を経、かつ、〇〇県知事の認可を得なければ変更することができない。	
第９章　解散、合併及び分割		第８章　解散及び合併	
第43条　本社団は、次の事由によって解散する。 (1) 目的たる業務の成功の不能 (2) 社員総会の決議 (3) 社員の欠亡 (4) 他の医療法人との合併 (5) 破産手続開始の決定 (6) 設立認可の取消し ２　本社団は、総社員の４分の３以上の賛成がなければ、前項第２号の社員総会の決議をすることができない。 ３　第１項第１号又は第２号の事由により解散する		第32条　本社団は、次の事由によって解散する。 (1) 目的たる業務の成功の不能 (2) 社員総会の決議 (3) 社員の欠亡 (4) 他の医療法人との合併 (5) 破産手続開始の決定 (6) 設立認可の取消し ２　本社団は、総社員の４分の３以上の賛成がなければ、前項第２号の社員総会の決議をすることができない。 ３　第１項第１号又は第２号の事由により解散する	

場合は、○○県知事の認可を受けなければならない。		場合は、○○県知事の認可を受けなければならない。	
第44条　本社団が解散したときは、合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除き、理事がその清算人となる。ただし、社員総会の議決によって理事以外の者を選任することができる。 2　清算人は、社員の欠亡による事由によって本社団が解散した場合には、○○県知事にその旨を届け出なければならない。 3　清算人は、次の各号に掲げる職務を行い、又、当該職務を行うために必要な一切の行為をすることができる。 (1) 現務の結了 (2) 債権の取立て及び債務の弁済 (3) 残余財産の引渡し		第33条　本社団が解散したときは、合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除き、理事がその清算人となる。ただし、社員総会の議決によって理事以外の者を選任することができる。 2　清算人は、社員の欠亡による事由によって本社団が解散した場合には、○○県知事にその旨を届け出なければならない。 3　清算人は、次の各号に掲げる職務を行い、又、当該職務を行うために必要な一切の行為をすることができる。 (1) 現務の結了 (2) 債権の取立て及び債務の弁済 (3) 残余財産の引渡し	
第45条　本社団が解散した場合の残余財産は、払込済出資額を限度として分配するものとし、当該払込済出資額を控除してなお残余があるときは、社員総会の議決により、○○県知事の認可を得て、国若しくは地方公共団体又は租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第67条の2に定める特定医療法人若しくは医療法（昭和23年法律第205号）第42条の2に定める社会医療法人に当該残余の額を帰属させるものとする。		第34条　本社団が解散した場合の残余財産は、払込済出資額を限度として分配するものとし、当該払込済出資額を控除してなお残余があるときは、社員総会の議決により、○○県知事の認可を得て、国若しくは地方公共団体又は租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第67条の2に定める特定医療法人若しくは医療法（昭和23年法律第205号）第42条の2に定める社会医療法人に当該残余の額を帰属させるものとする。	
第46条　本社団は、総社員の同意があるときは、○○県知事の認可を得て、他の社団たる医療法人又は財団たる医療法人と合併することができる。		第35条　本社団は、総社員の同意があるときは、○○県知事の認可を得て、他の社団医療法人又は財団医療法人と合併することができる。	
第47条　本社団は、総社員の同意があるときは、○○県知事の認可を得て、分割することができる。		（新設）	
第１０章　雑則		第９章　雑則	
第48条　本社団の公告は、 （例１）官報に掲載する方法		第36条　本社団の公告は、官報（及び○○新聞）によって行う。	

（例２）○○新聞に掲載する方法 （例３）電子公告（ホームページ） によって行う。 （例３の場合） ２　事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報（又は○○新聞）に掲載する方法によって行う。 第 49 条　この定款の施行細則は、理事会及び社員総会の議決を経て定める。 附　則 本社団設立当初の役員は、次のとおりとする。 理事長　○　○　○　○ 理　事　○　○　○　○ 同　○　○　○　○ 同　○　○　○　○ 同　○　○　○　○ 同　○　○　○　○ 同　○　○　○　○ 監　事　○　○　○　○ 同　○　○　○　○	・法第 44 条第４項参照。	第 37 条　この定款の施行細則は、理事会及び社員総会の議決を経て定める。 附　則 本社団設立当初の役員は、次のとおりとする。 理事長　○　○　○　○ 理　事　○　○　○　○ 同　○　○　○　○ 同　○　○　○　○ 同　○　○　○　○ 同　○　○　○　○ 同　○　○　○　○ 監　事　○　○　○　○ 同　○　○　○　○	・法第 44 条第４項参照。

（別添６）

○社会医療法人の定款例（「社会医療法人の認定について」（平成 20 年医政発第 0331008 号）別添３）の一部改正

（下線の部分は改正部分）

改正後		改正前	
社会医療法人の定款例	備考	社会医療法人の定款例	備考
社会医療法人〇〇会定款	・社会医療法人は、医療法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 50 号）第 30 条の 37 に規定する基金制度を採用することができないため、基金制度を採用する医療法人が社会医療法人の認定を受ける場合には、拠出者に基金を返還し、定款から基金の章を削除することが必要であること。	社会医療法人〇〇会定款	・社会医療法人は、医療法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 50 号）第 30 条の 37 に規定する基金制度を採用することができないため、基金制度を採用する医療法人が社会医療法人の認定を受ける場合には、拠出者に基金を返還し、定款から基金の章を削除することが必要であること。
第１章　名称及び事務所		第１章　名称及び事務所	
第１条　本社団は、社会医療法人〇〇会と称する。	・医療法人〇〇会から社会医療法人〇〇会への名称の変更については、登記事項の変更の登記（組合等登記令（昭和 39 年政令第 29 号）第６条参照）及び登記事項変更登記完了の届出（医療法施行令（昭和 23 年政令第 326 号）第５条の 12 参照）が必要であること。	第１条　本社団は、社会医療法人〇〇会と称する。	・医療法人〇〇会から社会医療法人〇〇会への名称の変更については、登記事項の変更の登記（組合等登記令（昭和 39 年政令第 29 号）第６条参照）及び登記事項変更登記完了の届出（医療法施行令（昭和 23 年政令第 326 号）第５条の 12 参照）が必要であること。
第２条　本社団は、事務所を〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村）〇〇番地に置く。	・事務所については、複数の事務所を有する場合は、すべてこれを記載し、かつ、主たる事務所を定めること。	第２条　本社団は、事務所を〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村）〇〇番地に置く。	・事務所については、複数の事務所を有する場合は、すべてこれを記載し、かつ、主たる事務所を定めること。
第２章　目的及び事業		第２章　目的及び事業	
第３条　本社団は、病院（診療所、介護老人保健施設）を経営し、科学的でかつ適正な医療（及び要介護者に対する看護、医学的管理下の介護及び必要な医療等）を普及することを目的とする。	・病院、診療所又は介護老人保健施設のうち、開設する施設を掲げる。（以下、第４条第１項及び第２項、第５条並びに第29条第４項において同じ。）	第３条　本社団は、病院（診療所、介護老人保健施設）を経営し、科学的でかつ適正な医療（及び疾病・負傷等により寝たきりの状態等にある老人に対し、看護、医学的管理下の介護及び必要な医療等）を普及することを目的とする。	・病院、診療所又は介護老人保健施設のうち、開設する施設を掲げる。（以下、第４条第１項及び第２項、第５条並びに第 16 条第４項において同じ。）
第４条　本社団の開設する病院（診療所、介護老人保		第４条　本社団の開設する病院（診療所、介護老人保	

健施設）の名称及び開設場所は、次のとおりとする。 (1) ○○病院　○○県○○郡（市）○○町（村） (2) ○○診療所　○○県○○郡（市）○○町（村） (3) ○○園　○○県○○郡（市）○○町（村）		健施設）の名称及び開設場所は、次のとおりとする。 (1) ○○病院　○○県○○郡（市）○○町（村） (2) ○○診療所　○○県○○郡（市）○○町（村） (3) ○○園　○○県○○郡（市）○○町（村）	
2　本社団が○○市（町、村）から指定管理者として指定を受けて管理する病院（診療所、介護老人保健施設）の名称及び開設場所は、次のとおりとする。 (1) ○○病院　○○県○○郡（市）○○町（村） (2) ○○診療所　○○県○○郡（市）○○町（村） (3) ○○園　○○県○○郡（市）○○町（村）	・本項には、地方自治法（昭和22年法律第67号）に基づいて行う指定管理者として管理する病院（診療所、介護老人保健施設）の名称及び開設場所を掲げる。行わない場合には、掲げる必要はない。（以下、第29条第4項及び第30条第5項において同じ。）	2　本社団が○○市（町、村）から指定管理者として指定を受けて管理する病院（診療所、介護老人保健施設）の名称及び開設場所は、次のとおりとする。 (1) ○○病院　○○県○○郡（市）○○町（村） (2) ○○診療所　○○県○○郡（市）○○町（村） (3) ○○園　○○県○○郡（市）○○町（村）	・本項には、地方自治法（昭和22年法律第67号）に基づいて行う指定管理者として管理する病院（診療所、介護老人保健施設）の名称及び開設場所を掲げる。行わない場合には、掲げる必要はない。（以下、第16条第4項及び第17条第5項において同じ。）
3　本社団が○○県知事から社会医療法人として認定を受けて実施する救急医療等確保事業に係る業務及び病院（診療所）の名称は、次のとおりとする。 (1) ○○県医療計画に記載された救急医療（○○病院） (2) ○○県医療計画に記載された災害医療（○○病院） (3) ○○県医療計画に記載されたへき地医療（○○診療所） (4) ○○県医療計画に記載された周産期医療（○○病院） (5) ○○県医療計画に記載された小児救急医療（○○病院）	・本項には、医療法（昭和23年法律第205号。以下「法」という。）第42条の2第1項第4号の規定に基づいて行う救急医療等確保事業に係る業務及び法第42条の2第1項第5号の基準に適合する病院又は診療所を掲げる。 ・当該医療法人が開設する病院又は診療所のうち、1以上（2以上の都道府県の区域において病院又は診療所を開設する医療法人にあっては、原則、それぞれの都道府県で1以上）のものが、法第42条の2第1項第5号の基準に適合していることが必要であること。	3　本社団が○○県知事から社会医療法人として認定を受けて実施する救急医療等確保事業に係る業務及び病院（診療所）の名称は、次のとおりとする。 (1) ○○県医療計画に記載された救急医療（○○病院） (2) ○○県医療計画に記載された災害医療（○○病院） (3) ○○県医療計画に記載されたへき地医療（○○診療所） (4) ○○県医療計画に記載された周産期医療（○○病院） (5) ○○県医療計画に記載された小児救急医療（○○病院）	・本項には、医療法（昭和23年法律第205号。以下「法」という。）第42条の2第1項第4号の規定に基づいて行う救急医療等確保事業に係る業務及び法第42条の2第1項第5号の基準に適合する病院又は診療所を掲げる。 ・当該医療法人が開設する病院又は診療所のうち、1以上（2以上の都道府県の区域において病院又は診療所を開設する医療法人にあっては、それぞれの都道府県で1以上）のものが、法第42条の2第1項第5号の基準に適合していることが必要であること。
第5条　本社団は、前条に掲げる病院（診療所、介護老人保健施設）を経営するほか、次の業務を行う。 ○○看護師養成所の経営	・本条には、法第42条各号の規定に基づいて行う附帯業務を掲げる。行わない場合には、掲げる必要はない。	第5条　本社団は、前条に掲げる病院（診療所、介護老人保健施設）を経営するほか、次の業務を行う。 ○○看護師養成所の経営	・本条には、法第42条各号の規定に基づいて行う附帯業務を掲げる。行わない場合には、掲げる必要はない。
第6条　本社団は、前2条に掲げる業務のほか、次の収益業務を行う。 (1) 駐車場業 (2) 料理品小売業	・本条には、法第42条の2第1項の規定に基づいて行う収益業務を掲げる。行わない場合には、掲げる必要はない。	第6条　本社団は、前2条に掲げる業務のほか、次の収益業務を行う。 (1) 駐車場業 (2) 料理品小売業	・本条には、法第42条の2第1項の規定に基づいて行う収益業務を掲げる。行わない場合には、掲げる必要はない。
第3章　資産及び会計		第3章　資産及び会計	

第７条　本社団の資産は次のとおりとする。 (1) 設立当時の財産 (2) 設立後寄附された金品 （削除） (3) 事業に伴う収入 (4) その他の収入 ２　本社団の設立当時の財産目録は、主たる事務所において備え置くものとする。		第７条　本社団の資産は次のとおりとする。 (1) 設立当時の財産 (2) 設立後寄附された金品 (3) 諸種の資産から生ずる果実 (4) 事業に伴う収入 (5) その他の収入 ２　本社団の設立当時の財産目録は、主たる事務所において備え置くものとする。	
第８条　本社団の資産のうち、次に掲げる財産を基本財産とする。 (1) 前条第１項第１号の財産中の不動産及び金〇〇万円 (2) 基本財産に編入すべきものとして指定された寄附金品 （削除） ２　基本財産は処分し、又は担保に供してはならない。ただし、特別の理由のある場合には、理事会及び社員総会の議決を経て、処分し、又は担保に供することができる。	・不動産、運営基金等重要な資産は、基本財産とすることが望ましい。	第８条　本社団の資産のうち、次に掲げる財産を基本財産とする。 (1) 前条第１項第１号の財産中の不動産及び金〇〇万円 (2) 基本財産に編入すべきものとして指定された寄附金品 (3) 前２号に掲げる財産から生ずる果実 ２　基本財産は処分し、又は担保に供してはならない。ただし、特別の理由のある場合には、理事会及び社員総会の議決を経て、処分し、又は担保に供することができる。	・不動産、運営基金等重要な資産は、基本財産とすることが望ましい。
第９条　本社団の資産は、社員総会又は理事会で定めた方法によって、理事長が管理する。 ２　前項の資産のうち、財産の取得又は改良に充てるための資金及び次に掲げる将来の特定の事業の実施のために特別に支出する費用に係る支出に充てるために保有する特定事業準備資金については、他の資金と明確に区分して管理するものとする。 (1) 〇〇病院の病床の増床（平成〇〇年実施予定） (2) 診療所の新規開設（平成〇〇年実施予定） (3) 訪問看護ステーションの新規開設（平成〇〇年実施予定） ３　前項の資金は、当該資金の目的である支出に充てる場合を除き、取り崩すことができない。ただし、当該資金の目的である財産を取得せず、若しくは改良しない場合又は事業を行わない場合にあっては、理事会及び社員総会の議決を経て、取り崩すものとする。	・財産の取得又は改良に充てるための資金及び特定事業準備資金は、他の資金と明確に区分して経理されていること。 ・特定事業準備資金を保有しない場合については、「２　前項の資産のうち、財産の取得又は改良に充てるための資金については、他の資金と明確に区分して管理するものとする。」、「３　前項の資金は、当該資金の目的である支出に充てる場合を除き、取り崩すことができない。ただし、当該資金の目的である財産を取得せず、又は改良しない場合にあっては、理事会及び	第９条　本社団の資産は、社員総会で定めた方法によって、理事長が管理する。 ２　前項の資産のうち、財産の取得又は改良に充てるための資金及び次に掲げる将来の特定の事業の実施のために特別に支出する費用に係る支出に充てるために保有する特定事業準備資金については、他の資金と明確に区分して管理するものとする。 (1) 〇〇病院の病床の増床（平成〇〇年実施予定） (2) 診療所の新規開設（平成〇〇年実施予定） (3) 訪問看護ステーションの新規開設（平成〇〇年実施予定） ３　前項の資金は、当該資金の目的である支出に充てる場合を除き、取り崩すことができない。ただし、当該資金の目的である財産を取得せず、若しくは改良しない場合又は事業を行わない場合にあっては、理事会及び社員総会の議決を経て、取り崩すものとする。	・財産の取得又は改良に充てるための資金及び特定事業準備資金は、他の資金と明確に区分して経理されていること。 ・特定事業準備資金を保有しない場合については、「２　前項の資産のうち、財産の取得又は改良に充てるための資金については、他の資金と明確に区分して管理するものとする。」、「３　前項の資金は、当該資金の目的である支出に充てる場合を除き、取り崩すことができない。ただし、当該資金の目的である財産を取得せず、又は改良しない場合にあっては、理事会及び

	社員総会の議決を経て、取り崩すものとする。」とする。		社員総会の議決を経て、取り崩すものとする。」とする。
第10条　資産のうち現金は、医業経営の実施のため確実な銀行又は信託会社に預け入れ若しくは信託し、又は国公債若しくは確実な有価証券に換え保管するものとする。		第10条　資産のうち現金は、確実な銀行又は信託会社に預け入れ若しくは信託し、又は国公債若しくは確実な有価証券に換え保管するものとする。	
第11条　本社団の収支予算は、毎会計年度開始前に理事会及び社員総会の議決を経て定める。		第11条　本社団の収支予算は、毎会計年度開始前に理事会及び社員総会の議決を経て定める。	
第12条　本社団の会計年度は、毎年４月１日に始まり翌年３月31日に終る。	・任意に１年間を定めても差し支えない。（法第53条参照）	第12条　本社団の会計年度は、毎年４月１日に始まり翌年３月31日に終る。	・任意に１年間を定めても差し支えない。（法第53条参照）
第13条　本社団の決算については、事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び社会医療法人の要件に該当する旨を説明する書類（以下「事業報告書等」という。）を作成し、監事の監査、理事会の承認及び社員総会の承認を受けなければならない。	・法第54条の２第１項に規定する社会医療法人債を発行した医療法人（以下「社会医療法人債発行法人」という。）については、「事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、附属明細表及び社会医療法人の要件に該当する旨を説明する書類（以下「事業報告書等」という。）」とする。	第13条　本社団の決算については、毎会計年度終了後２月以内に、事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び社会医療法人の要件に該当する旨を説明する書類（以下「事業報告書等」という。）を作成しなければならない。	・法第54条の２第１項に規定する社会医療法人債を発行した医療法人（以下「社会医療法人債発行法人」という。）については、「事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、附属明細表及び社会医療法人の要件に該当する旨を説明する書類（以下「事業報告書等」という。）」とする。
２　本社団は、事業報告書等、監事の監査報告書及び本社団の定款を事務所に備えて置き、請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。	・社会医療法人債発行法人については、「事業報告書等、監事の監査報告書、公認会計士又は監査法人の監査報告書及び本社団の定款」とする。	２　本社団は、事業報告書等、監事の監査報告書及び本社団の定款を事務所に備えて置き、請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。	・社会医療法人債発行法人については、「事業報告書等、監事の監査報告書、公認会計士又は監査法人の監査報告書及び本社団の定款」とする。
３　本社団は、毎会計年度終了後３月以内に、事業報告書等及び監事の監査報告書を〇〇県知事に届け出なければならない。	・社会医療法人債発行法人については、「事業報告書等、監事の監査報告書及び公認会計士又は監査法人の監査報告書」とする。 ・２以上の都道府県の区域において病院、診療所又は介護老人保健施設を開設する医療法人については、主たる事務所の所在地の都道府県知事に届け出るものとする。	３　本社団は、毎会計年度終了後３月以内に、事業報告書等及び監事の監査報告書を〇〇県知事に届け出なければならない。	・社会医療法人債発行法人については、「事業報告書等、監事の監査報告書及び公認会計士又は監査法人の監査報告書」とする。 ・２以上の都道府県の区域において病院、診療所又は介護老人保健施設を開設する医療法人については、主たる事務所の所在地の都道府県知事に届け出るものとする。
第14条　決算の結果、剰余金を生じたとしても、配		第14条　決算の結果、剰余金を生じたときは、理事	

当してはならない。		会及び社員総会の議決を経て、その全部又は一部を基本財産に繰り入れ、又は積立金として積み立てるものとし、配当してはならない。	
第４章　社員		（新設）	
第 15 条　本社団の社員中、親族等の数は、社員の総数の３分の１を超えて含まれてはならない。	・社員の親族等とは、次に掲げる者とする。 ①　社員のいずれか１人 ②　①に掲げる者の配偶者及び三親等以内の親族 ③　①に掲げる者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者 ④　①に掲げる者の使用人及び使用人以外の者で当該社員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの ⑤　③又は④に掲げる者の親族でこれらの者と生計を一にしているもの	（新設）	（新設）
第 16 条　本社団の社員になろうとする者は、社員総会の承認を得なければならない。 ２　本社団は、社員名簿を備え置き、社員の変更があるごとに必要な変更を加えなければならない。		（新設）	
第 17 条　社員は、次に掲げる理由によりその資格を失う。 (1) 除　名 (2) 死　亡 (3) 退　社 ２　社員であって、社員たる義務を履行せず本社団の定款に違反し又は品位を傷つける行為のあった者は、社員総会の議決を経て除名することができる。		（新設）	
第 18 条　やむを得ない理由のあるときは、社員はその旨を理事長に届け出て、退社することができる。	・退社について社員総会の承認の議決を要することとしても差し支えない。	（新設）	（新設）

第５章　社員総会		（新設）	
第 19 条　理事長は、定時社員総会を、毎年○回、○月に開催する。	・定時社員総会は、収支予算の決定と決算の決定のため年２回以上開催することが望ましい。	（新設）	（新設）
２　理事長は、必要があると認めるときは、いつでも臨時社員総会を招集することができる。			
３　理事長は、総社員の５分の１以上の社員から社員総会の目的である事項を示して臨時社員総会の招集を請求された場合には、その請求があった日から２０日以内に、これを招集しなければならない。	・５分の１を下回る割合を定めることもできる。		（新設）
４　社員総会の招集は、期日の少なくとも５日前までに、その社員総会の目的である事項、日時及び場所を記載し、理事長がこれに記名した書面で社員に通知しなければならない。	・招集の通知は、定款で定めた方法により行う。書面のほか電子的方法によることも可。		（新設）
第 20 条　社員総会の議長は、社員の中から社員総会において選任する。		（新設）	
第 21 条　次の事項は、社員総会の議決を経なければならない。 (1) 定款の変更 (2) 基本財産の設定及び処分（担保提供を含む。） (3) 毎事業年度の事業計画の決定又は変更 (4) 財産の取得又は改良に充てるための資金の保有額の決定及び取崩し (5) 将来の特定の事業の計画及び変更並びに特定事業準備資金の積立額の決定及び取崩し (6) 収支予算及び決算の決定又は変更 (7) 重要な資産の処分 (8) 借入金額の最高限度の決定 (9) 理事及び監事に対する報酬等の支給の基準の決定及び変更 (10) 社員の入社及び除名 (11) 本社団の解散 (12) 他の医療法人との合併契約の締結 ２　その他重要な事項についても、社員総会の議決を経ることができる。		（新設）	

第22条　社員総会は、総社員の過半数の出席がなければ、その議事を開き、決議することができない。 2　社員総会の議事は、法令又はこの定款に別段に定めがある場合を除き、出席した社員の議決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。 3　前項の場合において、議長は、社員として議決に加わることができない。		（新設）	
第23条　社員は、社員総会において各１個の議決権及び選挙権を有する。		（新設）	
第24条　社員総会においては、あらかじめ通知のあった事項のほかは議決することができない。ただし、急を要する場合はこの限りではない。 2　社員総会に出席することのできない社員は、あらかじめ通知のあった事項についてのみ書面をもって議決権及び選挙権を行使することができる。		（新設）	
第25条　社員総会の議決事項につき特別の利害関係を有する社員は、当該事項につきその議決権を行使できない。		（新設）	
第26条　社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。		（新設）	
第27条　社員総会の議事についての細則は、社員総会で定める。		（新設）	
第６章　役員		第４章　役員	
第28条　本社団に、次の役員を置く。 (1) 理　事　　６名以上〇名以内 うち理事長１名 (2) 監　事　　２名以上〇名以内	・理事は６名以上、監事は２名以上を置かなければならない。	第15条　本社団に、次の役員を置く。 (1) 理　事　　６名以上〇名以内 うち理事長１名 (2) 監　事　　２名以上〇名以内	・理事は６名以上、監事は２名以上を置かなければならない。
第29条　理事及び監事は、社員総会の決議によって		第16条　理事及び監事は、社員総会において選任す	

選任する。 2　本社団の役員を選任するにあたっては、理事は6名を、監事は2名をそれぞれ下ることがなく、かつ、親族等の数は、役員の総数の3分の1を、他の同一の団体の理事等の数は、理事及び監事のそれぞれの数の3分の1を超えて含まれはならない。なお、監事については、他の役員の親族等が含まれてはならない。	・役員の親族等とは、次に掲げる者とする。 ①　役員のいずれか1人 ②　①に掲げる者の配偶者及び三親等以内の親族 ③　①に掲げる者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者 ④　①に掲げる者の使用人及び使用人以外の者で当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの ⑤　③又は④に掲げる者の親族でこれらの者と生計を一にしているもの ・他の同一の団体の理事等とは、次に掲げる者とする。 ①　他の同一の団体（公益社団法人又は公益財団法人又は医師会、医会及び学会等の医学若しくは医術又は公衆衛生に関する学術団体であって法人格を有するもの（医師以外をその構成員とするものを除く。）を除く。以下同じ。）の理事又は使用人である者 ②　他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理者の定めのあるものにあっては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者	る。 2　本社団の役員を選任するにあたっては、理事は6名を、監事は2名をそれぞれ下ることがなく、かつ、親族等の数は、役員の総数の3分の1を、他の同一の団体の理事等の数は、理事及び監事のそれぞれの数の3分の1を超えて含まれはならない。なお、監事については、他の役員の親族等が含まれてはならない。	・役員の親族等とは、次に掲げる者とする。 ①　役員のいずれか1人 ②　①に掲げる者の配偶者及び三親等以内の親族 ③　①に掲げる者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者 ④　①に掲げる者の使用人及び使用人以外の者で当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの ⑤　③又は④に掲げる者の親族でこれらの者と生計を一にしているもの ・他の同一の団体の理事等とは、次に掲げる者とする。 ①　他の同一の団体（公益社団法人又は公益財団法人又は医師会、医会及び学会等の医学若しくは医術又は公衆衛生に関する学術団体であって法人格を有するもの（医師以外をその構成員とするものを除く。）を除く。以下同じ。）の理事又は使用人である者 ②　他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理者の定めのあるものにあっては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者
3　理事長は、理事会において、理事の中から選出する。		3　理事長は、理事の互選によって定める。	
4　本社団が開設（指定管理者として管理する場合を含む。）する病院（診療所、介護老人保健施設）の管理者は、必ず理事に加えなければならない。	・病院、診療所又は介護老人保健施設を2以上開設する場合において、都道府県知事（2以上の都道	4　本社団が開設（指定管理者として管理する場合を含む。）する病院（診療所、介護老人保健施設）の管理者は、必ず理事に加えなければならない。	・病院、診療所又は介護老人保健施設を2以上開設する場合において、都道府県知事（2以上の都道

	府県の区域において病院、診療所又は介護老人保健施設を開設する医療法人については主たる事務所の所在地の都道府県知事）の認可を受けた場合は、管理者（指定管理者として管理する病院等の管理者を除く。）の一部を理事に加えないことができる。（法第46条の5第6項参照）		府県の区域において病院、診療所又は介護老人保健施設を開設する医療法人については主たる事務所の所在地の都道府県知事）の認可（以下、第33条において同じ。）を受けた場合は、管理者（指定管理者として管理する病院等の管理者を除く。）の一部を理事に加えないことができる。（法第47条参照）
5　前項の理事は、管理者の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。 6　理事又は監事のうち、その定数の5分の1を超える者が欠けたときは、1月以内に補充しなければならない。	・理事の職への再任を妨げるものではない。	5　前項の理事は、管理者の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。 6　理事又は監事のうち、その定数の5分の1を超える者が欠けたときは、1月以内に補充しなければならない。	・理事の職への再任を妨げるものではない。
第30条　理事長は本社団を代表し、本社団の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。		第17条　理事長のみが本社団を代表する。	
2　理事長は、医療法人の業務を執行し、 （例1）3箇月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。 （例2）毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。	・この報告は、現実に開催された理事会において行わなければならず、報告を省略することはできない。	2　理事長は本社団の業務を総理する。	（新設）
3　理事長に事故があるときは、理事長があらかじめ定めた順位に従い、理事がその職務を行う。		3　理事は、本社団の常務を処理し、理事長に事故があるときは、理事長があらかじめ定めた順位に従い、理事がその職務を行う。	
4　監事は、次の職務を行う。 (1) 本社団の業務を監査すること。 (2) 本社団の財産の状況を監査すること。 (3) 本社団の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後3月以内に社員総会及び理事会に提出すること。 (4) 第1号又は第2号による監査の結果、本社団の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくはこの定款に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを○○県知事、社員総会又は理事会に報告すること。		4　監事は、次の職務を行う。 (1) 本社団の業務を監査すること。 (2) 本社団の財産の状況を監査すること。 (3) 本社団の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後3月以内に社員総会又は理事に提出すること。 (4) 第1号又は第2号による監査の結果、本社団の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくはこの定款に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを○○県知事又は社員総会に報告すること。	

(5) 第４号の報告をするために必要があるときは、社員総会を招集すること。 (6) 理事が社員総会に提出しようとする議案、書類、その他の資料を調査し、法令若しくはこの定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を社員総会に報告すること。		(5) 第４号の報告をするために必要があるときは、社員総会を招集すること。 (6) 本社団の業務又は財産の状況について、理事に対して意見を述べること。	
５　監事は、本社団の理事又は職員（本社団の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（指定管理者として管理する病院等を含む。）の管理者その他の職員を含む。）を兼ねてはならない。		５　監事は、本社団の理事又は職員（本社団の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（指定管理者として管理する病院等を含む。）の管理者その他の職員を含む。）を兼ねてはならない。	
第 31 条　役員の任期は２年とする。ただし、再任を妨げない。 ２　補欠により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。 ３　役員は、第 28 条に定める員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。		第 18 条　役員の任期は２年とする。ただし、再任を妨げない。 ２　補欠により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。 ３　役員は、任期満了後といえども、後任者が就任するまでは、その職務を行うものとする。	
第 32 条　役員は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事の解任の決議は、出席した社員の議決権の３分の２以上の賛成がなければ、決議することができない。	・３分の２を上回る割合を定めることもできる。	（新設）	（新設）
第 33 条　役員の報酬については勤務実態に即して支給することとし、役員の地位にあることのみによっては支給しない。		第 19 条　役員の報酬については勤務実態に即して支給することとし、役員の地位にあることのみによっては支給しない。	
第 34 条　役員の報酬等は別に定める基準により支給する。		（新設）	
第 35 条　理事は、次に掲げる取引をしようとする場合には、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。 (1) 自己又は第三者のためにする本社団の事業の部類に属する取引		（新設）	

(2) 自己又は第三者のためにする本社団との取引 (3) 本社団がその理事の債務を保証することその他その理事以外の者との間における本社団とその理事との利益が相反する取引 2　前項の取引をした理事は、その取引後、遅滞なく、その取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。			
第36条　本社団は、役員が任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令に規定する額を限度として、理事会の決議により免除することができる。 2　本社団は、役員との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任について、当該役員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときに、損害賠償責任の限定契約を締結することができる。ただし、その責任の限度額は、○円以上で本社団があらかじめ定めた額と法令で定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。	・本条を規定するか否かは任意。	(新設)	(新設)
第7章　理事会		(新設)	
第37条　理事会は、すべての理事をもって構成する。		(新設)	
第38条　理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。 (1) 本社団の業務執行の決定 (2) 理事の職務の執行の監督 (3) 理事長の選出及び解職 (4) 重要な資産の処分及び譲受けの決定 (5) 多額の借財の決定 (6) 重要な役割を担う職員の選任及び解任の決定 (7) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止の決定		(新設)	
第39条　理事会は、理事長が招集する。この場合、理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。 2　理事長は、必要があると認めるときは、いつでも		(新設)	

理事会を招集することができる。 3　理事会を構成する理事の３分の１以上から連名をもって理事会の目的たる事項を示して請求があったときは、理事長は理事会を招集しなければならない。			
4　理事会の招集は、期日の１週間前までに、各理事及び各監事に対して理事会を招集する旨の通知を発しなければならない。 5　前項にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催できる。	・１週間を下回る期間を定めることもできる。		（新設）
第 40 条　理事会の議長は、理事長とする。		（新設）	
第 41 条　理事は、理事会において各１個の議決権及び選挙権を有する。ただし、理事会の議決事項につき特別の利害関係を有する者は、当該事項につきその議決権を行使できない。		（新設）	
第 42 条　理事会の決議は、法令又はこの定款に別段に定めがある場合を除き、議決事項について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。 2　前項の規定にかかわらず、第 21 条第１号から第８号までに掲げる事項は、理事会において特別の利害関係を有する理事を除く理事の３分の２以上の多数による議決を必要とする。	・過半数を上回る割合を定めることもできる。	（新設）	（新設）
3　第１項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について特別の利害関係を有する理事を除く理事全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事がその提案について異議を述べたときはこの限りでない。	・本項を規定するか否かは任意。		（新設）
第 43 条　理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。		（新設）	
2　理事会に出席した理事及び監事は、前項の議事録	・署名し、又は記名押印する者を、		（新設）

に署名し、又は記名押印する。	理事会に出席した理事長及び監事とすることも可。		
第44条　理事会の議事についての細則は、理事会で定める。		（新設）	
（削除）		第5章　社員	
（削除）	（削除）	第20条　本社団の社員中、親族等の数は、社員の総数の3分の1を超えて含まれてはならない。	・社員の親族等とは、次に掲げる者とする。 ①　社員のいずれか1人 ②　①に掲げる者の配偶者及び三親等以内の親族 ③　①に掲げる者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者 ④　①に掲げる者の使用人及び使用人以外の者で当該社員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの ⑤　③又は④に掲げる者の親族でこれらの者と生計を一にしているもの
（削除）		第21条　本社団の社員になろうとする者は、社員総会の承認を得なければならない。 2　本社団は、社員名簿を備え置き、社員の変更があるごとに必要な変更を加えなければならない。	
（削除）		第22条　社員は、次に掲げる理由によりその資格を失う。 (1) 除　名 (2) 死　亡 (3) 退　社 2　社員であって、社員たる義務を履行せず本社団の定款に違反し又は品位を傷つける行為のあった者は、社員総会の議決を経て除名することができる。	
（削除）	（削除）	第23条　やむを得ない理由のあるときは、社員はそ	・退社について社員総会の承認の議

		の旨を理事長に届け出て、その同意を得て退社することができる。	決を要することとしても差し支えない。
（削除）		第６章　会議	
（削除）		第 24 条　会議は、理事会及び社員総会の２つとし、社員総会はこれを定時総会と臨時総会に分ける。	
（削除）		第 25 条　理事会は、理事長が招集し、その議長となる。 ２　理事会を構成する理事の３分の１以上から連名をもって理事会の目的たる事項を示して請求があったときは、理事長は理事会を招集しなければならない。 ３　理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。	
	（削除）	４　第 28 条第１号から第８号までに掲げる事項は、理事会において理事総数の３分の２以上の多数による議決を必要とし、その他の事項については理事総数の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。 ５　理事は、理事会において１個の議決権及び選挙権を有する。ただし、理事会の議決事項につき特別の利害関係を有する者は、当該事項につきその議決権を行使できない。 ６　理事会に出席することのできない理事は、あらかじめ通知のあった事項についてのみ書面をもって議決権及び選挙権を行使することができる。	・募集社会医療法人債の総額を決定することは、理事の過半数の議決が必要であること。（法第 54 条の３第２項）
（削除）		第 26 条　定時総会は、毎年○回、○月に開催する。	
（削除）		第 27 条　理事長は、必要があると認めるときは、いつでも臨時総会を招集することができる。 ２　社員総会の議長は、社員総会において選任する。	
	（削除）	３　理事長は、総社員の５分の１以上の社員から会議に付議すべき事項を示して臨時総会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から 20 日以内に、これを招集しなければならない。	・総社員の５分の１の割合については、これを下回る割合を定めることができる。

（削除）		第 28 条　次の事項は、社員総会の議決を経なければならない。 (1) 定款の変更 (2) 基本財産の設定及び処分（担保提供を含む。） (3) 毎事業年度の事業計画の決定及び変更 (4) 財産の取得又は改良に充てるための資金の保有額の決定及び取崩し (5) 将来の特定の事業の計画及び変更並びに特定事業準備資金の積立額の決定及び取崩し (6) 収支予算及び決算の決定 (7) 剰余金又は損失金の処理 (8) 借入金額の最高限度の決定 (9) 理事及び監事に対する報酬等の支給の基準の決定及び変更 (10) 社員の入社及び除名 (11) 本社団の解散 (12) 他の医療法人との合併契約の締結 (13) その他重要な事項	
（削除）		第 29 条　社員総会は、総社員の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。 ２　社員総会の議事は、出席した社員の議決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。 ３　前項の場合において、議長は、社員として議決に加わることができない。	
（削除）		第 30 条　社員総会の招集は、期日の少なくとも５日前までに会議の目的である事項、日時及び場所を記載し、理事長がこれに記名した書面で社員に通知しなければならない。 ２　社員総会においては、前項の規定によってあらかじめ通知した事項のほか議決することができない。ただし、急を要する場合はこの限りではない。	
（削除）		第 31 条　社員は社員総会において１個の議決権及び選挙権を有する。ただし、社員総会の議決事項につ	

		き特別の利害関係を有する者は、当該事項につきその議決権を行使できない。 2　社員総会に出席することのできない社員は、あらかじめ通知のあった事項についてのみ書面をもって議決権及び選挙権を行使することができる。	
（削除）		第 32 条　理事会の議事についての細則は、理事会で定める。 2　社員総会の議事についての細則は、社員総会で定める。	
第８章　定款の変更		第７章　定款の変更	
第 45 条　この定款は、社員総会の議決を経、かつ、○○県知事の認可を得なければ変更することができない。		第 33 条　この定款は、社員総会の議決を経、かつ、○○県知事の認可を得なければ変更することができない。	
第９章　解散及び合併		第８章　解散及び合併	
第 46 条　本社団は、次の事由によって解散する。 (1) 目的たる業務の成功の不能 (2) 社員総会の決議 (3) 社員の欠亡 (4) 他の医療法人との合併 (5) 破産手続開始の決定 (6) 設立認可の取消し 2　本社団は、総社員の４分の３以上の賛成がなければ、前項第２号の社員総会の決議をすることができない。 3　第１項第１号又は第２号の事由により解散する場合は、○○県知事の認可を受けなければならない。		第 34 条　本社団は、次の事由によって解散する。 (1) 目的たる業務の成功の不能 (2) 社員総会の決議 (3) 社員の欠亡 (4) 他の医療法人との合併 (5) 破産手続開始の決定 (6) 設立認可の取消し 2　本社団は、総社員の４分の３以上の賛成がなければ、前項第２号の社員総会の決議をすることができない。 3　第１項第１号又は第２号の事由により解散する場合は、○○県知事の認可を受けなければならない。	
第 47 条　本社団が解散したときは、合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除き、理事がその清算人となる。ただし、社員総会の議決によって理事以外の者を選任することができる。 2　清算人は、社員の欠亡による事由によって本社団		第 35 条　本社団が解散したときは、合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除き、理事がその清算人となる。ただし、社員総会の議決によって理事以外の者を選任することができる。 2　清算人は、社員の欠亡による事由によって本社団	

が解散した場合には、○○県知事にその旨を届け出なければならない。 3　清算人は、次の各号に掲げる職務を行い、又、当該職務を行うために必要な一切の行為をすることができる。 (1) 現務の結了 (2) 債権の取立て及び債務の弁済 (3) 残余財産の引渡し 第48条　本社団が解散した場合の残余財産は、合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除き、国若しくは地方公共団体又は他の社会医療法人に帰属させるものとする。 第49条　本社団は、総社員の同意があるときは、○○県知事の認可を得て、他の社団たる医療法人又は財団たる医療法人と合併することができる。 第１０章　雑則 第50条　本社団の公告は、 （例１）官報に掲載する方法 （例２）○○新聞に掲載する方法 （例３）電子公告（ホームページ） によって行う。 （例３の場合） 2　事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報（又は○○新聞）に掲載する方法によって行う。 第51条　この定款の施行細則は、理事会及び社員総会の議決を経て定める。		が解散した場合には、○○県知事にその旨を届け出なければならない。 3　清算人は、次の各号に掲げる職務を行い、又、当該職務を行うために必要な一切の行為をすることができる。 (1) 現務の結了 (2) 債権の取立て及び債務の弁済 (3) 残余財産の引渡し 第36条　本社団が解散した場合の残余財産は、合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除き、国若しくは地方公共団体又は他の社会医療法人に帰属させるものとする。 第37条　本社団は、総社員の同意があるときは、○○県知事の認可を得て、他の社団医療法人又は財団医療法人と合併することができる。 第９章　雑則 第38条　本社団の公告は、官報（及び○○新聞）によって行う。 第39条　この定款の施行細則は、理事会及び社員総会の議決を経て定める。	

（別添７）

○社会医療法人の寄附行為例（「社会医療法人の認定について」（平成20 年医政発第0331008 号）別添４）の一部改正

（下線の部分は改正部分）

改正後		改正前	
社会医療法人の寄附行為例	備考	社会医療法人の寄附行為例	備考
社会医療法人〇〇会寄附行為		社会医療法人〇〇会寄附行為	
第１章　名称及び事務所		第１章　名称及び事務所	
第１条　本財団は、社会医療法人〇〇会と称する。	・医療法人〇〇会から社会医療法人〇〇会への名称の変更については、登記事項の変更の登記（組合等登記令（昭和39年政令第29号）第６条参照）及び登記事項変更登記完了の届出（医療法施行令（昭和23年政令第326号）第５条の12参照）が必要であること。	第１条　本財団は、社会医療法人〇〇会と称する。	・医療法人〇〇会から社会医療法人〇〇会への名称の変更については、登記事項の変更の登記（組合等登記令（昭和39年政令第29号）第６条参照）及び登記事項変更登記完了の届出（医療法施行令（昭和23年政令第326号）第５条の12参照）が必要であること。
第２条　本財団は、事務所を〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村）〇〇番地に置く。	・事務所については、複数の事務所を有する場合は、すべてこれを記載し、かつ、主たる事務所を定めること。	第２条　本財団は、事務所を〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村）〇〇番地に置く。	・事務所については、複数の事務所を有する場合は、すべてこれを記載し、かつ、主たる事務所を定めること。
第２章　目的及び事業		第２章　目的及び事業	
第３条　本財団は、病院（診療所、介護老人保健施設）を経営し、科学的でかつ適正な医療（及び要介護者に対する看護、医学的管理下の介護及び必要な医療等）を普及することを目的とする。	・病院、診療所又は介護老人保健施設のうち、開設する施設を掲げる。（以下、第４条第１項及び第２項、第５条並びに第27条第４項において同じ。）	第３条　本財団は、病院（診療所、介護老人保健施設）を経営し、科学的でかつ適正な医療（及び疾病・負傷等により寝たきりの状態等にある老人に対し、看護、医学的管理下の介護及び必要な医療等）を普及することを目的とする。	・病院、診療所又は介護老人保健施設のうち、開設する施設を掲げる。（以下、第４条第１項及び第２項、第５条並びに第 16 条第４項において同じ。）
第４条　本財団の開設する病院（診療所、介護老人保健施設）の名称及び開設場所は、次のとおりとする。 (1) 〇〇病院　〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村） (2) 〇〇診療所　〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村） (3) 〇〇園　〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村）		第４条　本財団の開設する病院（診療所、介護老人保健施設）の名称及び開設場所は、次のとおりとする。 (1) 〇〇病院　〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村） (2) 〇〇診療所　〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村） (3) 〇〇園　〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村）	
２　本財団が〇〇市（町、村）から指定管理者として指定を受けて管理する病院（診療所、介護老人保健	・本項には、地方自治法（昭和22年法律第67号）に基づいて行う指定	２　本財団が〇〇市（町、村）から指定管理者として指定を受けて管理する病院（診療所、介護老人保健	・本項には、地方自治法（昭和22年法律第67号）に基づいて行う指定

施設）の名称及び開設場所は、次のとおりとする。 (1) ○○病院　○○県○○郡（市）○○町（村） (2) ○○診療所　○○県○○郡（市）○○町（村） (3) ○○園　○○県○○郡（市）○○町（村）	管理者として管理する病院（診療所、介護老人保健施設）の名称及び開設場所を掲げる。行わない場合には、掲げる必要はない。（以下、第27条第４項及び第28条第５項において同じ。）	施設）の名称及び開設場所は、次のとおりとする。 (1) ○○病院　○○県○○郡（市）○○町（村） (2) ○○診療所　○○県○○郡（市）○○町（村） (3) ○○園　○○県○○郡（市）○○町（村）	管理者として管理する病院（診療所、介護老人保健施設）の名称及び開設場所を掲げる。行わない場合には、掲げる必要はない。（以下、第16条第４項及び第17条第５項において同じ。）
３　本財団が○○県知事から社会医療法人として認定を受けて実施する救急医療等確保事業に係る業務及び病院（診療所）の名称は、次のとおりとする。 (1) ○○県医療計画に記載された救急医療（○○病院） (2) ○○県医療計画に記載された災害医療（○○病院） (3) ○○県医療計画に記載されたへき地医療（○○診療所） (4) ○○県医療計画に記載された周産期医療（○○病院） (5) ○○県医療計画に記載された小児救急医療（○○病院）	・本項には、医療法（昭和23年法律第205号。以下「法」という。）第42条の２第１項第４号の規定に基づいて行う救急医療等確保事業に係る業務及び法第42条の２第１項第５号の基準に適合する病院又は診療所を掲げる。 ・当該医療法人が開設する病院又は診療所のうち、１以上（２以上の都道府県の区域において病院又は診療所を開設する医療法人にあっては、原則、それぞれの都道府県で１以上）のものが、法第42条の２第１項第５号の基準に適合していることが必要であること。	３　本財団が○○県知事から社会医療法人として認定を受けて実施する救急医療等確保事業に係る業務及び病院（診療所）の名称は、次のとおりとする。 (1) ○○県医療計画に記載された救急医療（○○病院） (2) ○○県医療計画に記載された災害医療（○○病院） (3) ○○県医療計画に記載されたへき地医療（○○診療所） (4) ○○県医療計画に記載された周産期医療（○○病院） (5) ○○県医療計画に記載された小児救急医療（○○病院）	・本項には、医療法（昭和23年法律第205号。以下「法」という。）第42条の２第１項第４号の規定に基づいて行う救急医療等確保事業に係る業務及び法第42条の２第１項第５号の基準に適合する病院又は診療所を掲げる。 ・当該医療法人が開設する病院又は診療所のうち、１以上（２以上の都道府県の区域において病院又は診療所を開設する医療法人にあっては、それぞれの都道府県で１以上）のものが、法第42条の２第１項第５号の基準に適合していることが必要であること。
第５条　本財団は、前条に掲げる病院（診療所、介護老人保健施設）を経営するほか、次の業務を行う。 ○○看護師養成所の経営	・本条には、法第42条各号の規定に基づいて行う附帯業務を掲げる。行わない場合には、掲げる必要はない。	第５条　本財団は、前条に掲げる病院（診療所、介護老人保健施設）を経営するほか、次の業務を行う。 ○○看護師養成所の経営	・本条には、法第42条各号の規定に基づいて行う附帯業務を掲げる。行わない場合には、掲げる必要はない。
第６条　本財団は、前２条に掲げる業務のほか、次の収益業務を行う。 (1) 駐車場業 (2) 料理品小売業	・本条には、法第42条の２第１項の規定に基づいて行う収益業務を掲げる。行わない場合には、掲げる必要はない。	第６条　本財団は、前２条に掲げる業務のほか、次の収益業務を行う。 (1) 駐車場業 (2) 料理品小売業	・本条には、法第42条の２第１項の規定に基づいて行う収益業務を掲げる。行わない場合には、掲げる必要はない。
第３章　資産及び会計		第３章　資産及び会計	
第７条　本財団の資産は次のとおりとする。 (1) 設立当時の財産 (2) 設立後寄附された金品 （削除） (3) 事業に伴う収入 (4) その他の収入		第７条　本財団の資産は次のとおりとする。 (1) 設立当時の財産 (2) 設立後寄附された金品 (3) 諸種の資産から生ずる果実 (4) 事業に伴う収入 (5) その他の収入	

2　本財団の設立当時の財産目録は、主たる事務所において備え置くものとする。		2　本財団の設立当時の財産目録は、主たる事務所において備え置くものとする。	
第８条　本財団の資産のうち、次に掲げる財産を基本財産とする。 (1) 前条第１項第１号の財産中の不動産及び金〇〇万円 (2) 基本財産に編入すべきものとして指定された寄附金品 （削除）	・不動産、運営基金等重要な資産は、基本財産とすることが望ましい。	第８条　本財団の資産のうち、次に掲げる財産を基本財産とする。 (1) 前条第１項第１号の財産中の不動産及び金〇〇万円 (2) 基本財産に編入すべきものとして指定された寄附金品 (3) 前２号に掲げる財産から生ずる果実	・不動産、運営基金等重要な資産は、基本財産とすることが望ましい。
2　基本財産は処分し、又は担保に供してはならない。ただし、特別の理由のある場合には、理事会及び評議員会の議決を経て、処分し、又は担保に供することができる。		2　基本財産は処分し、又は担保に供してはならない。ただし、特別の理由のある場合には、理事会及び評議員会の議決を経て、処分し、又は担保に供することができる。	
第９条　本財団の資産は、理事会で定めた方法によって、理事長が管理する。		第９条　本財団の資産は、理事会の議決を経て定めた方法によって、理事長が管理する。	
2　前項の資産のうち、財産の取得又は改良に充てるための資金及び次に掲げる将来の特定の事業の実施のために特別に支出する費用に係る支出に充てるために保有する特定事業準備資金については、他の資金と明確に区分して管理するものとする。 (1) 〇〇病院の病床の増床（平成〇〇年実施予定） (2) 診療所の新規開設（平成〇〇年実施予定） (3) 訪問看護ステーションの新規開設（平成〇〇年実施予定）	・財産の取得又は改良に充てるための資金及び特定事業準備資金は、他の資金と明確に区分して経理されていること。 ・特定事業準備資金を保有しない場合については、「２　前項の資産のうち、財産の取得又は改良に充てるための資金については、他の資金と明確に区分して管理するものとする。」、「３　前項の資金は、当該資金の目的である支出に充てる場合を除き、取り崩すことができない。ただし、当該資金の目的である財産を取得せず、又は改良しない場合にあっては、理事会及び評議員会の議決を経て、取り崩すものとする。」とする。	2　前項の資産のうち、財産の取得又は改良に充てるための資金及び次に掲げる将来の特定の事業の実施のために特別に支出する費用に係る支出に充てるために保有する特定事業準備資金については、他の資金と明確に区分して管理するものとする。 (1) 〇〇病院の病床の増床（平成〇〇年実施予定） (2) 診療所の新規開設（平成〇〇年実施予定） (3) 訪問看護ステーションの新規開設（平成〇〇年実施予定）	・財産の取得又は改良に充てるための資金及び特定事業準備資金は、他の資金と明確に区分して経理されていること。 ・特定事業準備資金を保有しない場合については、「２　前項の資産のうち、財産の取得又は改良に充てるための資金については、他の資金と明確に区分して管理するものとする。」、「３　前項の資金は、当該資金の目的である支出に充てる場合を除き、取り崩すことができない。ただし、当該資金の目的である財産を取得せず、又は改良しない場合にあっては、理事会及び評議員会の議決を経て、取り崩すものとする。」とする。
3　前項の資金は、当該資金の目的である支出に充てる場合を除き、取り崩すことができない。ただし、当該資金の目的である財産を取得せず、若しくは改良しない場合又は事業を行わない場合にあっては、理事会及び評議員会の議決を経て、取り崩すものとする。		3　前項の資金は、当該資金の目的である支出に充てる場合を除き、取り崩すことができない。ただし、当該資金の目的である財産を取得せず、若しくは改良しない場合又は事業を行わない場合にあっては、理事会及び評議員会の議決を経て、取り崩すものとする。	
第 10 条　資産のうち現金は、医業経営の実施のため確実な銀行又は信託会社に預け入れ若しくは信託し、又は国公債若しくは確実な有価証券に換え保管するものとする。		第 10 条　資産のうち現金は、確実な銀行又は信託会社に預け入れ若しくは信託し、又は国公債若しくは確実な有価証券に換え保管するものとする。	

第 11 条　本財団の収支予算は、毎会計年度開始前に理事会及び評議員会の議決を経て定める。		第 11 条　本財団の収支予算は、毎会計年度開始前に理事会及び評議員会の議決を経て定める。	
第 12 条　本財団の会計年度は、毎年４月１日に始まり翌年３月 31 日に終る。	・任意に１年間を定めても差し支えない。（法第 53 条参照）	第 12 条　本財団の会計年度は、毎年４月１日に始まり翌年３月 31 日に終る。	・任意に１年間を定めても差し支えない。（法第 53 条参照）
第 13 条　本財団の決算については、事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び社会医療法人の要件に該当する旨を説明する書類（以下「事業報告書等」という。）を作成し、監事の監査、理事会の承認及び評議員会の承認を受けなければならない。	・法第 54 条の２第１項に規定する社会医療法人債を発行した医療法人（以下「社会医療法人債発行法人」という。）については、「事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、附属明細表及び社会医療法人の要件に該当する旨を説明する書類（以下「事業報告書等」という。）」とする。	第 13 条　本財団の決算については、毎会計年度終了後２月以内に、事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び社会医療法人の要件に該当する旨を説明する書類（以下「事業報告書等」という。）を作成しなければならない。	・法第 54 条の２第１項に規定する社会医療法人債を発行した医療法人（以下「社会医療法人債発行法人」という。）については、「事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、附属明細表及び社会医療法人の要件に該当する旨を説明する書類（以下「事業報告書等」という。）」とする。
２　本財団は、事業報告書等、監事の監査報告書及び本財団の寄附行為を事務所に備えて置き、請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。	・社会医療法人債発行法人については、「事業報告書等、監事の監査報告書、公認会計士又は監査法人の監査報告書及び本財団の寄附行為」とする。	２　本財団は、事業報告書等、監事の監査報告書及び本財団の寄附行為を事務所に備えて置き、請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。	・社会医療法人債発行法人については、「事業報告書等、監事の監査報告書、公認会計士又は監査法人の監査報告書及び本財団の寄附行為」とする。
３　本財団は、毎会計年度終了後３月以内に、事業報告書等及び監事の監査報告書を〇〇県知事に届け出なければならない。	・社会医療法人債発行法人については、「事業報告書等、監事の監査報告書及び公認会計士又は監査法人の監査報告書」とする。 ・２以上の都道府県の区域において病院、診療所又は介護老人保健施設を開設する医療法人については、主たる事務所の所在地の都道府県知事に届け出るものとする。	３　本財団は、毎会計年度終了後３月以内に、事業報告書等及び監事の監査報告書を〇〇県知事に届け出なければならない。	・社会医療法人債発行法人については、「事業報告書等、監事の監査報告書及び公認会計士又は監査法人の監査報告書」とする。 ・２以上の都道府県の区域において病院、診療所又は介護老人保健施設を開設する医療法人については、主たる事務所の所在地の都道府県知事に届け出るものとする。
第 14 条　決算の結果、剰余金を生じたとしても、配当してはならない。		第 14 条　決算の結果、剰余金を生じたときは、理事会及び評議員会の議決を経て、その全部又は一部を基本財産に繰り入れ、又は積立金として積み立てるものとし、配当してはならない。	
第４章　評議員		（新設）	

第15条　本財団に、評議員○名以上○名以内を置く。	・評議員は理事の定数を超える数とする。ただし、都道府県知事の認可を受け理事が１人又は２人の場合にあっては、３人以上とする。	（新設）	
第16条　評議員は、次に掲げる者から理事会において選任した者につき、理事長が委嘱する。 (1) 医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者 (2) 病院、診療所又は介護老人保健施設の経営に関して識見を有する者 (3) 医療を受ける者 (4) 本財団の評議員として特に必要と認められる者		（新設）	
2　評議員を選任するにあたっては、評議員の数が理事の定数の同数以下となることがなく、かつ、親族等の数が、評議員の総数の３分の１を超えて含まれてはならない。	・評議員の親族等とは、次に掲げる者とする。 ①　評議員のいずれか１人 ②　①に掲げる者の配偶者及び三親等以内の親族 ③　①に掲げる者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者 ④　①に掲げる者の使用人及び使用人以外の者で当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの ⑤　③又は④に掲げる者の親族でこれらの者と生計を一にしているもの		（新設）
3　評議員は、役員又は職員を兼ねることはできない。			
第５章　評議員会		（新設）	
第17条　理事長は、定時評議員会を、毎年○回、○月に開催する。		（新設）	
2　理事長は、必要があると認めるときは、いつでも臨時評議員会を招集することができる。			
3　理事長は、総評議員の５分の１以上の評議員から	・５分の１の割合については、これ		（新設）

評議員会の目的である事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求があった日から２０日以内に、これを招集しなければならない。 ４　評議員会の招集は、期日の少なくとも５日前までに、その評議員会の目的である事項、日時及び場所を記載し、理事長がこれに記名した書面で評議員に通知しなければならない。	を下回る割合を定めることができる。 ・招集の通知は、寄附行為で定めた方法により行う。書面のほか電子的方法によることも可。		
第 18 条　評議員会の議長は、評議員の互選によって定める。		（新設）	
第 19 条　次の事項は、評議員会の議決を経なければならない。 (1) 寄附行為の変更 (2) 基本財産の設定及び処分（担保提供を含む。） (3) 毎事業年度の事業計画の決定又は変更 (4) 財産の取得又は改良に充てるための資金の保有額の決定及び取崩し (5) 将来の特定の事業の計画及び変更並びに特定事業準備資金の積立額の決定及び取崩し (6) 収支予算及び決算の決定又は変更 (7) 重要な資産の処分 (8) 借入金額の最高限度の決定 (9) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準の決定及び変更 (10) 本財団の解散 (11) 他の医療法人との合併契約の締結 ２　その他重要な事項についても、評議員会の議決を経ることができる。		（新設）	
第 20 条　評議員会は、総評議員の過半数の出席がなければ、その議事を開き、決議することができない。 ２　評議員会の議事は、法令又はこの寄附行為に別段の定めがある場合を除き、出席した評議員の議決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。 ３　前項の場合において、議長は、評議員として議決に加わることができない。		（新設）	

第21条　評議員は、評議員会において１個の議決権及び選挙権を有する。		（新設）	
第22条　評議員会においては、あらかじめ通知のあった事項のほかは議決することができない。ただし、急を要する場合はこの限りではない。		（新設）	
第23条　評議員会の議決事項につき特別の利害関係を有する評議員は、当該事項につきその議決権を行使できない。		（新設）	
第24条　評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。		（新設）	
第25条　評議員会の議事についての細則は、評議員会で定める。		（新設）	
第６章　役員		第４章　役員及び評議員	
第26条　本財団に、次の役員及び評議員を置く。 (1) 理　事　　６名以上〇名以内 うち理事長１名 (2) 監　事　　２名以上〇名以内 （削除）	・理事は６名以上、監事は２名以上、評議員は理事の定数を超える数を置かなければならない。	第15条　本財団に、次の役員及び評議員を置く。 (1) 理　事　　６名以上〇名以内 うち理事長１名 (2) 監　事　　２名以上〇名以内 (3) 評議員　　〇名以上〇名以内	・理事は６名以上、監事は２名以上、評議員は理事の定数を超える数を置かなければならない。
第27条　理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。 ２　本財団の役員を選任するにあたっては、理事は６名を、監事は２名をそれぞれ下ることがなく、かつ、親族等の数は、役員の総数の３分の１を、他の同一の団体の理事等の数は、理事及び監事のそれぞれの数の３分の１を超えて含まれはならない。なお、監事については、他の役員の親族等が含まれてはならない。	・役員の親族等とは、次に掲げる者とする。 ①　役員のいずれか１人 ②　①に掲げる者の配偶者及び三親等以内の親族 ③　①に掲げる者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者 ④　①に掲げる者の使用人及び使用人以外の者で当該役員から受	第16条　理事及び監事は、評議員会において選任する。 ２　本財団の役員を選任するにあたっては、理事は６名を、監事は２名をそれぞれ下ることがなく、かつ、親族等の数は、役員の総数の３分の１を、他の同一の団体の理事等の数は、理事及び監事のそれぞれの数の３分の１を超えて含まれはならない。なお、監事については、他の役員の親族等が含まれてはならない。	・役員の親族等とは、次に掲げる者とする。 ①　役員のいずれか１人 ②　①に掲げる者の配偶者及び三親等以内の親族 ③　①に掲げる者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者 ④　①に掲げる者の使用人及び使用人以外の者で当該役員から受

	ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの ⑤　③又は④に掲げる者の親族でこれらの者と生計を一にしているもの ・他の同一の団体の理事等とは、次に掲げる者とする。 ①　他の同一の団体（公益社団法人又は公益財団法人又は医師会、医会及び学会等の医学若しくは医術又は公衆衛生に関する学術団体であって法人格を有するもの（医師以外をその構成員とするものを除く。）を除く。以下同じ。）の理事又は使用人である者 ②　他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理者の定めのあるものにあっては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者		ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの ⑤　③又は④に掲げる者の親族でこれらの者と生計を一にしているもの ・他の同一の団体の理事等とは、次に掲げる者とする。 ①　他の同一の団体（公益社団法人又は公益財団法人又は医師会、医会及び学会等の医学若しくは医術又は公衆衛生に関する学術団体であって法人格を有するもの（医師以外をその構成員とするものを除く。）を除く。以下同じ。）の理事又は使用人である者 ②　他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理者の定めのあるものにあっては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者
3　理事長は、理事会において、理事の中から選出する。		3　理事長は、理事の互選によって定める。	
4　本財団が開設（指定管理者として管理する場合を含む。）する病院（診療所、介護老人保健施設）の管理者は、必ず理事に加えなければならない。	・病院、診療所又は介護老人保健施設を２以上開設する場合において、都道府県知事（２以上の都道府県の区域において病院、診療所又は介護老人保健施設を開設する医療法人については主たる事務所の所在地の都道府県知事）の認可を受けた場合は、管理者（指定管理者として管理する病院等の管理者を除く。）の一部を理事に加えないことができる。（法第 46 条の５第６項参照）	4　本財団が開設（指定管理者として管理する場合を含む。）する病院（診療所、介護老人保健施設）の管理者は、必ず理事に加えなければならない。	・病院、診療所又は介護老人保健施設を２以上開設する場合において、都道府県知事（２以上の都道府県の区域において病院、診療所又は介護老人保健施設を開設する医療法人については主たる事務所の所在地の都道府県知事）の認可（以下、第 28 条において同じ。）を受けた場合は、管理者（指定管理者として管理する病院等の管理者を除く。）の一部を理事に加えないことができる。（法第 47 条参照）
5　前項の理事は、管理者の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。	・理事の職への再任を妨げるものではない。	5　前項の理事は、管理者の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。	・理事の職への再任を妨げるものではない。

6　理事又は監事のうち、その定数の５分の１を超える者が欠けたときは、１月以内に補充しなければならない。		6　理事又は監事のうち、その定数の５分の１を超える者が欠けたときは、１月以内に補充しなければならない。	
第28条　理事長は本財団を代表し、本財団の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。 2　理事長は、医療法人の業務を執行し、 （例１）３箇月に１回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。 （例２）毎事業年度に４箇月を超える間隔で２回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。		第17条　理事長のみが本財団を代表する。 2　理事長は本財団の業務を総理する。	
3　理事長に事故があるときは、理事長があらかじめ定めた順位に従い、理事がその職務を行う。		3　理事は、本財団の常務を処理し、理事長に事故があるときは、理事長があらかじめ定めた順位に従い、理事がその職務を行う。	
4　監事は、次の職務を行う。 (1) 本財団の業務を監査すること。 (2) 本財団の財産の状況を監査すること。 (3) 本財団の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後３月以内に評議員会及び理事会理事に提出すること。 (4) 第１号又は第２号による監査の結果、本財団の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくはこの寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを○○県知事、評議員会又は理事会に報告すること。 (5) 第４号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して評議員会の招集を請求すること。 (6) 理事が評議員会に提出しようとする議案、書類、その他の資料を調査し、法令若しくはこの寄附行為に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を評議員会に報告すること。		4　監事は、次の職務を行う。 (1) 本財団の業務を監査すること。 (2) 本財団の財産の状況を監査すること。 (3) 本財団の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後３月以内に理事に提出すること。 (4) 第１号又は第２号による監査の結果、本財団の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくはこの寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを○○県知事又は評議員会に報告すること。 (5) 第４号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して評議員会の招集を請求すること。 (6) 本財団の業務又は財産の状況について、理事に対して意見を述べること。	
5　監事は、本財団の理事、評議員又は職員（本財団の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（指定管理者として管理する病院等を含む。）の管理者		5　監事は、本財団の理事、評議員又は職員（本財団の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（指定管理者として管理する病院等を含む。）の管理者	

その他の職員を含む。）を兼ねてはならない。		その他の職員を含む。）を兼ねてはならない。	
（削除）		第18条　評議員は、次に掲げる者から理事会において推薦した者につき、理事長が委嘱する。 (1) 医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者 (2) 病院、診療所又は介護老人保健施設の経営に関して識見を有する者 (3) 医療を受ける者 (4) 本財団の評議員として特に必要と認められる者	
	（削除）	2　評議員を選任するにあたっては、評議員の数が理事の定数の同数以下となることがなく、かつ、親族等の数が、評議員の総数の３分の１を超えて含まれてはならない。 3　評議員は、役員を兼ねることはできない。	・評議員の親族等とは、次に掲げる者とする。 ①　評議員のいずれか１人 ②　①に掲げる者の配偶者及び三親等以内の親族 ③　①に掲げる者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者 ④　①に掲げる者の使用人及び使用人以外の者で当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの ⑤　③又は④に掲げる者の親族でこれらの者と生計を一にしているもの
第29条　役員の任期は２年とし、ただし、再任を妨げない。 2　補欠により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。 3　役員は、第26条に定める員数が欠けた場合には、役員の任期又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。		第19条　役員の任期は２年とし、評議員の任期は４年とする。ただし、再任を妨げない。 2　補欠により就任した役員又は評議員の任期は、前任者の残任期間とする。 3　役員又は評議員は、任期満了後といえども、後任者が就任するまでは、その職務を行うものとする。	
第30条　役員が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。ただし、監事の解任の決議は、出席した評議員の議決権の３分の２以上の賛成がなければ決議すること	・３分の２を上回る割合を定めるこ	（新設）	（新設）

ができない。 (1)　職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。 (2)　心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。	ともできる。		
第31条　役員の報酬については勤務実態に即して支給することとし、役員又は評議員の地位にあることのみによっては支給しない。		第20条　役員又は評議員の報酬については勤務実態に即して支給することとし、役員又は評議員の地位にあることのみによっては支給しない。	
第32条　役員の報酬等は、別に定める基準により支給する。		(新設)	
第33条　理事は、次に掲げる取引をしようとする場合には、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。 (1)自己又は第三者のためにする本財団の事業の部類に属する取引 (2)自己又は第三者のためにする本財団との取引 (3)本財団がその理事の債務を保証することその他その理事以外の者との間における本財団とその理事との利益が相反する取引 2　前項の取引をした理事は、その取引後、遅滞なく、その取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。		(新設)	
第34条　本財団は、役員が任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令に規定する額を限度として、理事会の決議により免除することができる。 2　本財団は、役員との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任について、当該役員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときに、損害賠償責任の限定契約を締結することができる。ただし、その責任の限度額は、○円以上で本財団があらかじめ定めた額と法令で定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。	・本条を規定するか否かは任意。	(新設)	(新設)
第7章　理事会		(新設)	

第35条　理事会は、すべての理事をもって構成する。		（新設）	
第36条　理事会は、この寄附行為に別に定めるもののほか、次の職務を行う。 (1)本財団の業務執行の決定 (2)理事の職務の執行の監督 (3)理事長の選出及び解職 (4)重要な資産の処分及び譲受けの決定 (5)多額の借財の決定 (6)重要な役割を担う職員の選任及び解任の決定 (7)従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止の決定		（新設）	
第37条　理事会は、理事長が招集する。理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。 2　理事長は、必要があると認めるときは、いつでも理事会を招集することができる。 3　理事会を構成する理事の３分の１以上から連名をもって理事会の目的たる事項を示して請求があったときは、理事長が理事会を招集しなければならない。 4　理事会の招集は、期日の１週間前までに、各理事及び各監事に対して理事会を招集する旨の通知を発しなければならない。 5　前項にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催できる。	・１週間を下回る期間を定めることもできる。	（新設）	（新設）
第38条　理事会の議長は、理事長とする。		（新設）	
第39条　理事は、理事会において各１個の議決権及び選挙権を有する。ただし、理事会の議決事項につき特別の利害関係を有する者は、当該事項につきその議決権を行使できない。		（新設）	
第40条　理事会の決議は、法令又はこの寄附行為に		（新設）	

別段の定めがある場合を除き、議決事項について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。	・過半数を上回る割合を定めることもできる。		(新設)
2　前項の規定にかかわらず、第19条第1号から第8号までに掲げる事項は、理事会において特別の利害関係を有する理事を除く理事の3分の2以上の多数による議決を必要とする。			
3　第1項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について特別の利害関係を有する理事を除く理事全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事がその提案について異議を述べたときはこの限りでない。	・本項を規定するか否かは任意。		(新設)
第41条　理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。		(新設)	
2　理事会に出席した理事及び監事は、前項の議事録に署名し、又は記名押印する。	・署名し、又は記名押印する者を、理事会に出席した理事長及び監事とすることも可。		(新設)
第42条　理事会の議事についての細則は、理事会で定める。		(新設)	
(削除)		第5章　会議	
(削除)		第21条　会議は、理事会及び評議員会の2つとする。	
(削除)		第22条　理事会は、理事長が招集し、その議長となる。	
		2　理事会を構成する理事の3分の1以上から連名をもって理事会の目的たる事項を示して請求があったときは、理事長は理事会を招集しなければならない。	
		3　理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。	
	(削除)	4　第24条第1号から第8号までに掲げる事項は、理事会において理事総数の3分の2以上の多数による議決を必要とし、その他の事項については理事	・募集社会医療法人債の総額を決定することは、理事の過半数の議決が必要であること。(法第54条の

		総数の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。 5　理事は、理事会において１個の議決権及び選挙権を有する。ただし、理事会の議決事項につき特別の利害関係を有する者は、当該事項につきその議決権を行使できない。 6　理事会に出席することのできない理事は、あらかじめ通知のあった事項についてのみ書面をもって議決権及び選挙権を行使することができる。	３第２項）
（削除）		第 23 条　評議員会は、理事長が招集する。 2　評議員会の議長は、評議員の互選によって定める。	
	（削除）	3　理事長は、総評議員の５分の１以上の評議員から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から 20 日以内に、これを招集しなければならない。	・総評議員の５分の１の割合については、これを下回る割合を定めることができる。
（削除）		第 24 条　次の事項は、評議員会の議決を経なければならない。 (1) 寄附行為の変更 (2) 基本財産の設定及び処分（担保提供を含む。） (3) 毎事業年度の事業計画の決定及び変更 (4) 財産の取得又は改良に充てるための資金の保有額の決定及び取崩し (5) 将来の特定の事業の計画及び変更並びに特定事業準備資金の積立額の決定及び取崩し (6) 収支予算及び決算の決定 (7) 剰余金又は損失金の処理 (8) 借入金額の最高限度の決定 (9) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準の決定及び変更 (10) 本財団の解散 (11) 他の医療法人との合併契約の締結 (12) その他重要な事項	
（削除）		第 25 条　評議員会は、総評議員の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。	

		2　評議員会の議事は、出席した評議員の議決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。 3　前項の場合において、議長は、評議員として議決に加わることができない。	
（削除）		第 26 条　評議員は評議員会において、１個の議決権及び選挙権を有する。ただし、評議員会の議決事項につき特別の利害関係を有する者は、当該事項につきその議決権を行使できない。 2　評議員会に出席することのできない評議員は、あらかじめ通知のあった事項についてのみ書面をもって議決権及び選挙権を行使することができる。	
（削除）		第 27 条　理事会の議事についての細則は、理事会で定める。 2　評議員会の議事についての細則は、評議員会で定める。	
第８章　寄附行為の変更		第６章　寄附行為の変更	
第 43 条　この寄附行為を変更しようとするときは、理事及び評議員の総数のそれぞれ３分の２以上の議決を経、かつ、〇〇県知事の認可を得なければならない。		第 28 条　この寄附行為を変更しようとするときは、理事及び評議員の総数のそれぞれ３分の２以上の議決を経、かつ、〇〇県知事の認可を得なければならない。	
第９章　解散及び合併		第７章　解散及び合併	
第 44 条　本財団は、次に事由によって解散する。 (1) 目的たる業務の成功の不能 (2) 他の医療法人との合併 (3) 破産手続開始の決定 (4) 設立認可の取消し 2　前項第１号の事由による解散は、理事及び評議員の総数のそれぞれ３分の２以上の議決を経、かつ、〇〇県知事の認可を受けなければならない。		第 29 条　本財団は、次に事由によって解散する。 (1) 目的たる業務の成功の不能 (2) 他の医療法人との合併 (3) 破産手続開始の決定 (4) 設立認可の取消し 2　前項第１号の事由による解散は、理事及び評議員の総数のそれぞれ３分の２以上の議決を経、かつ、〇〇県知事の認可を受けなければならない。	
第 45 条　本財団が解散したときは、合併及び破産手		第 30 条　本財団が解散したときは、合併及び破産手	

続開始の決定による解散の場合を除き、理事がその清算人となる。ただし、評議員会の議決によって評議員の中からこれを選任することができる。 2　清算人は、次の各号に掲げる職務を行い、又、当該職務を行うために必要な一切の行為をすることができる。 (1) 現務の結了 (2) 債権の取立て及び債務の弁済 (3) 残余財産の引渡し		続開始の決定による解散の場合を除き、理事がその清算人となる。ただし、評議員会の議決によって評議員の中からこれを選任することができる。 2　清算人は、次の各号に掲げる職務を行い、又、当該職務を行うために必要な一切の行為をすることができる。 (1) 現務の結了 (2) 債権の取立て及び債務の弁済 (3) 残余財産の引渡し	
第46条　本財団が解散した場合の残余財産は、合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除き、国若しくは地方公共団体又は他の社会医療法人に帰属させるものとする。		第31条　本財団が解散した場合の残余財産は、合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除き、国若しくは地方公共団体又は他の社会医療法人に帰属させるものとする。	
第47条　本財団は、理事及び評議員の総数のそれぞれ３分の２以上の議決を経、かつ、〇〇県知事の認可を得て、他の財団たる医療法人又は社団たる医療法人と合併することができる。		第32条　本財団は、理事及び評議員の総数のそれぞれ３分の２以上の議決を経、かつ、〇〇県知事の認可を得て、他の財団医療法人又は社団医療法人と合併することができる。	
第１０章　雑則		第８章　雑則	
第48条　本財団の公告は、 （例１）官報に掲載する方法 （例２）〇〇新聞に掲載する方法 （例３）電子公告（ホームページ） によって行う。 （例３の場合） 2　事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報（又は〇〇新聞）に掲載する方法によって行う。		第33条　本財団の公告は、官報（及び〇〇新聞）によって行う。	
第49条　この寄附行為の施行細則は、理事会及び評議員会の議決を経て定める。		第34条　この寄附行為の施行細則は、理事会及び評議員会の議決を経て定める。	